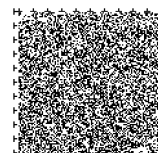


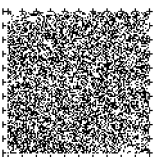
第5期日野市高齢者福祉総合計画

令和6年度～令和8年度

令和 6 年 3 月

日野市





『いつまでも安心して自分らしく暮らせるまち 日野』を目指して

この度、介護保険及びその他の高齢者施策を網羅した総合計画として「第5期日野市高齢者福祉総合計画」（令和6年度～令和8年度）を策定しました。この計画は、「第9期介護保険事業計画」及び「老人福祉計画」を含むものとなります。



少子高齢化、人口減少などが進む社会の中、ヤングケアラーを含む家族介護者の負担も問題になっています。また、人手不足による医療や介護の担い手の不足も深刻化しています。令和6年1月には認知症の人が尊厳や希望を持って暮らせる共生社会の実現を目的とした認知症基本法も施行され、より認知症への支援理解が求められるようになりました。コロナ禍での活動自粛から

徐々に前の状態に戻りつつありますが、高齢者を取り巻く社会環境は変わり続けています。

このような社会的な背景と、本市の状況から第5期の計画を策定するにあたり目指すべき姿は、第4期の考え方を継承して「いつまでも安心して自分らしく暮らせるまち 日野」と設定し、その実現のために6つの目標を定めています。

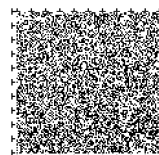
1. 複合的な課題に対応できる地域包括ケアシステムの推進
2. 介護を支える担い手の確保と介護保険事業サービスの充実
3. 高齢者のフレイル予防と介護予防の推進
4. 在宅療養体制の推進
5. 認知症の人とその家族を「共生」と「予防」の両面で支える仕組みの充実
6. 高齢者が尊厳を保持し、いきがいを持って安全に・かつ安心して暮らせる支援の充実

日野市が高齢者の皆さまにとって「いつまでも安心して自分らしく暮らせるまち」であるように、市民、専門機関、事業者等の皆さまとの諸力融合により取り組む所存です。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力をいただいた介護保険運営協議会委員の皆さま、本計画の策定のためのアンケートにご協力くださった高齢者やご家族の皆さま、並びに市内事業所の皆さま、さらにはパブリックコメントにご意見をお寄せいただいた皆さまに、心より感謝し、厚く御礼申し上げます。

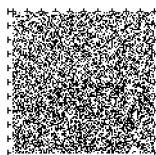
令和6年(2024年)3月

日野市長 大坪 冬彦

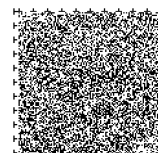


目次

第1章	計画の策定にあたって	3
1	計画策定の趣旨と背景	3
2	計画の性格と位置付け	4
	(1)根拠法令等	4
	(2)関連計画との関係	5
	(3)計画の期間	6
3	介護保険制度を取り巻く主な制度改正	7
4	SDGsを踏まえた施策の推進	10
	(1)SDGsとは	10
	(2)SDGs未来都市に日野市が認定	10
	(3)SDGsと本計画の関係性	10
5	計画の策定体制	11
	(1)介護保険運営協議会による検討	11
	(2)計画策定への市民参加	11
	(3)パブリックコメントの実施	12
第2章	高齢者を取り巻く環境	15
1	人口・世帯等	15
	(1)人口	15
	(2)世帯数	18
2	日野市の介護保険事業を取り巻く状況	19
	(1)日野市の介護保険給付サービスの特徴	19
	(2)財政状況・財政見通し	28
	(3)日常生活圏域	29
3	第4期の施策の実施状況	33
	柱1 複合的な課題に対応できる地域包括ケアシステムの構築	33
	柱2 介護を支える担い手の確保と介護保険事業サービスの充実	34
	柱3 医療と介護との有機的なネットワークの構築	35
	柱4 認知症や軽度認知障害(MCI)の当事者とその家族を支える 仕組みの充実	35
	柱5 高齢者が尊厳を保持し、健康で自立した生活を営むための 支援の充実	37
	柱6 高齢者の安心・安全の確保	37
4	アンケート調査結果から見えるポイント	38
	柱1 複合的な課題に対応できる地域包括ケアシステムの構築	38
	柱2 介護を支える担い手の確保と介護保険事業サービスの充実	39
	柱3 医療と介護との有機的なネットワークの構築	40
	柱4 認知症や軽度認知障害(MCI)の当事者とその家族を支える仕組みの充実	44
	柱5 高齢者が尊厳を保持し、健康で自立した生活を営むための支援の充実	45



柱6 高齢者の安心・安全の確保	46
5 日野市の課題.....	47
(1)地域包括ケアシステムの推進.....	47
(2)担い手の確保と介護保険事業の充実	47
(3)高齢者の健康づくりと介護予防・重症化予防の推進	48
(4)在宅療養体制の推進.....	48
(5)認知症高齢者と家族を支える仕組みの充実	48
(6)高齢者がいきがいを持って安全に、かつ安心して暮らせるまち づくり	49
第3章 計画の基本的な考え方	53
1 本市の目指すべき姿.....	53
2 基本理念	53
(1)高齢者の尊厳の保持と自立した生活を支援します。.....	53
(2)総合的な地域包括ケアシステムを進めます。.....	53
(3)持続可能な支え合いの仕組みづくりを推進します。.....	54
3 施策の柱	54
柱1複合的な課題に対応できる地域包括ケアシステムの推進	54
柱2介護を支える担い手の確保と介護保険事業サービスの充実	54
柱3高齢者のフレイル予防と介護予防の推進	55
柱4在宅療養体制の推進	55
柱5認知症の人とその家族を「共生」と「予防」の両面で支える仕組みの充実	55
柱6高齢者が尊厳を保持し、いきがいを持って安全に・かつ安心して暮らせる支援の充実.....	56
4 高齢者施策の体系	57
第4章 高齢者施策の展開と管理目標	61
1 個別事業の今後の方針	61
柱1:複合的な課題に対応できる地域包括ケアシステムの推進.....	61
柱2:介護を支える担い手の確保と介護保険事業サービスの充実	67
柱3:高齢者のフレイル予防と介護予防の推進.....	74
柱4:在宅療養体制の推進	78
柱5:認知症の人とその家族を「共生」と「予防」の両面で支える仕組みの充実	81
柱6:高齢者が尊厳を保持し、いきがいを持って安全に・かつ安心して暮らせる支援の充実	85
第5章 介護保険事業に関する見込み.....	95
1 介護保険サービスの見込み量と給付費の推計.....	95
(1)被保険者数の推計	95
(2)要介護(要支援)認定者数の推計	95
(3)介護サービスの見込み量と給付費の推計	97
(4)介護予防サービスの見込み量と給付費の推計	101
(5)介護サービスと介護予防サービスの給付費の推計	103



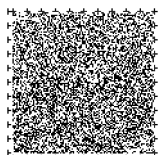
2 令和6年度(2024 年度)～8年度(2026 年度)の標準給付費見込額.....	104
3 地域支援事業費の見込み.....	105
4 介護保険財政の制度概要	106
(1)財源構成	106
(2)介護保険料算定の手順	107
(3)人口動態・介護保険制度改正等の保険料への影響	108
5 介護保険料の算出	109
(1)介護保険料収納必要額の算定	109
(2)所得段階設定と推計人口	110
(3)介護保険料基準額の算定	111
6 保険者機能の強化について.....	113
(1)自立支援・介護予防・重度化防止に係る取組と目標	113
(2)介護給付の適正化.....	113
(3)保険者機能強化推進交付金及び市町村介護保険保険者努力支援交付金の獲得.....	113

第6章 計画の推進のために 117

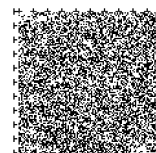
1 「諸力融合」を実現するため	117
(1)市民.....	117
(2)自治会	118
(3)団体	118
(4)サービス提供事業者等	119
(5)市.....	119
2 計画の進行管理	120
(1)推進体制	120
(2)計画の進行管理体制.....	120
(3)情報公開.....	121

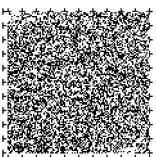
資料編 125

1 日野市介護保険運営協議会.....	125
(1)要綱.....	125
(2)名簿	127
(3)検討経過.....	128
2 計画の体系組替え表	129



第1章 計画の策定にあたって





第1章

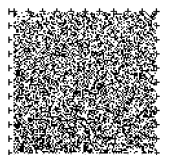
計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨と背景

わが国の高齢者人口(65歳以上の人口)は近年一貫して増加を続けており、令和4年(2022年)の高齢化率は29.0%となっています。また、令和7年(2025年)にはいわゆる団塊世代が75歳以上となり、高齢化が更に進みます。全国で見れば、65歳以上人口は令和22年(2040年)まで、75歳以上人口は令和37年(2055年)まで増加傾向が続きます。そして要介護認定率や介護給付費が急増する85歳以上人口は令和17年(2035年)まで75歳以上人口を上回る勢いで増加し、令和42年(2060年)頃まで増加傾向が続くことが見込まれます。

一方で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれ、今後、急激に高齢化が進行する地域もあれば、高齢化がピークを越える地域もあるなど、人口構成の変化や介護ニーズ等の動向は地域ごとに異なります。こうした地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な取組内容や目標を、優先順位を検討した上で、介護保険事業計画に定めることが重要です。

本市では、令和3年3月に策定した「第4期日野市高齢者福祉総合計画」において、目指すべき姿である「いつまでも安心して 自分らしく暮らせるまち 日野」の実現に向け、高齢者が自らの能力と活力を十分に発揮し、住み慣れた地域で個人の尊厳が守られながら自立した生活を送ることができる地域社会の構築を目指してきました。このたび計画期間が満了したことから、国の第9期介護保険事業計画の基本指針に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「第5期日野市高齢者福祉総合計画」(以下「本計画」という。)を策定します。



2 計画の性格と位置付け

(1) 根拠法令等

「日野市高齢者福祉総合計画」は、「老人福祉計画」「介護保険事業計画」が含まれています。

老人福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定による市町村老人福祉計画で、本市において確保すべき高齢者福祉事業の量の目標を定め、供給体制の確保を図るものです。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定による市町村介護保険事業計画で、本市における要介護者等の人数、要介護者のサービスの利用意向等を勘案し、必要なサービス量を見込み、介護サービスを提供する体制を確保する等、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に資することを目的としたものです。

なお、両計画は、密接な関連性を持つことから一体のものとして定めることとされています。

◆第9期介護保険事業計画の基本指針の基本的な考え方

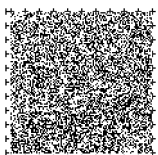
1. 介護サービス基盤の計画的な整備

①地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所の在り方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していくことが必要
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

②在宅サービスの充実

- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及



2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

①地域共生社会の実現

- ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

②デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

③保険者機能の強化

給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

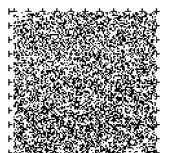
3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

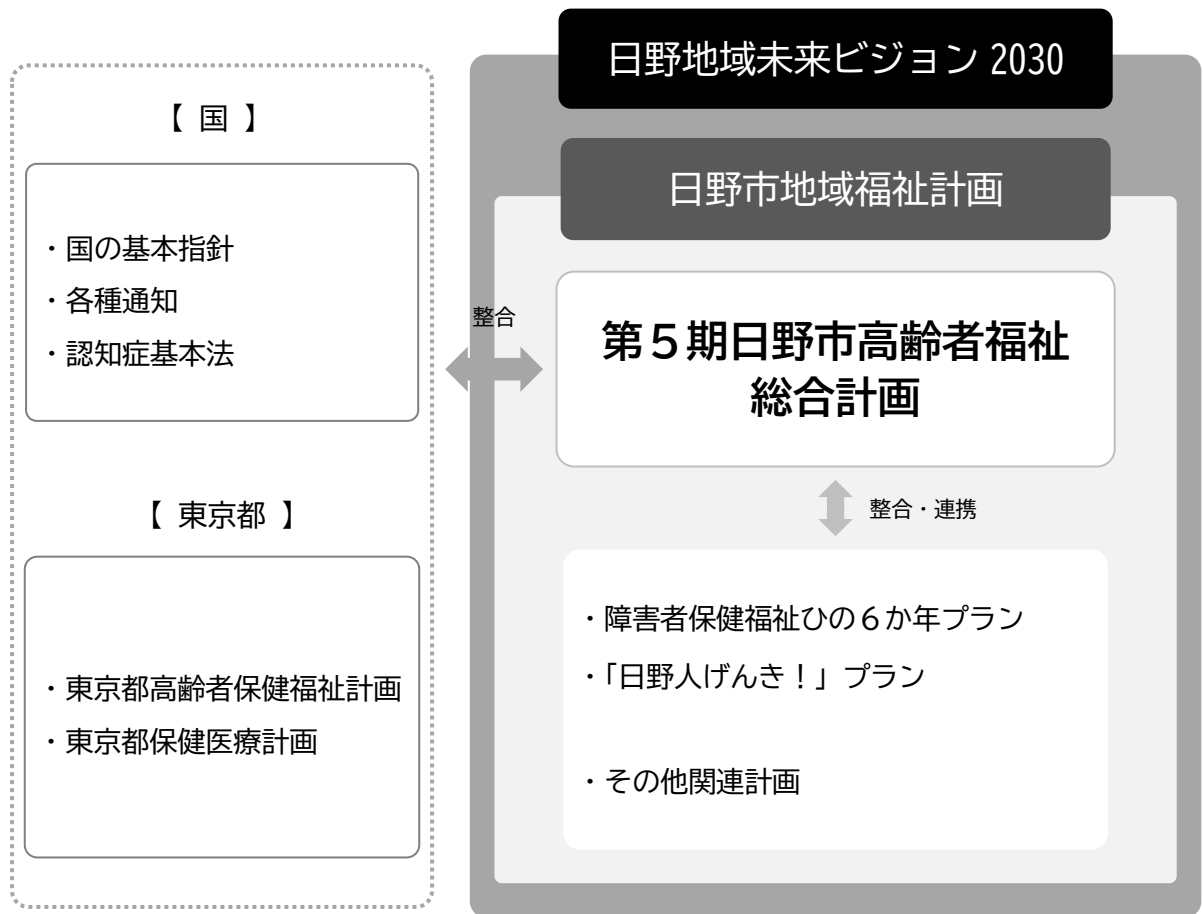
- ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進

(2) 関連計画との関係

本計画は「日野地域未来ビジョン2030」及び「日野市地域福祉計画」を上位計画とする福祉分野の計画であり、「障害者保健福祉ひの6か年プラン」、「『日野人げんき！』プラン」等本市が策定する他の計画との整合を図って策定しています。

また、東京都が策定する「東京都高齢者保健福祉計画」、「東京都保健医療計画」との連携を図って策定しています。

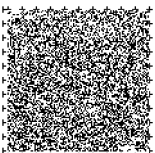
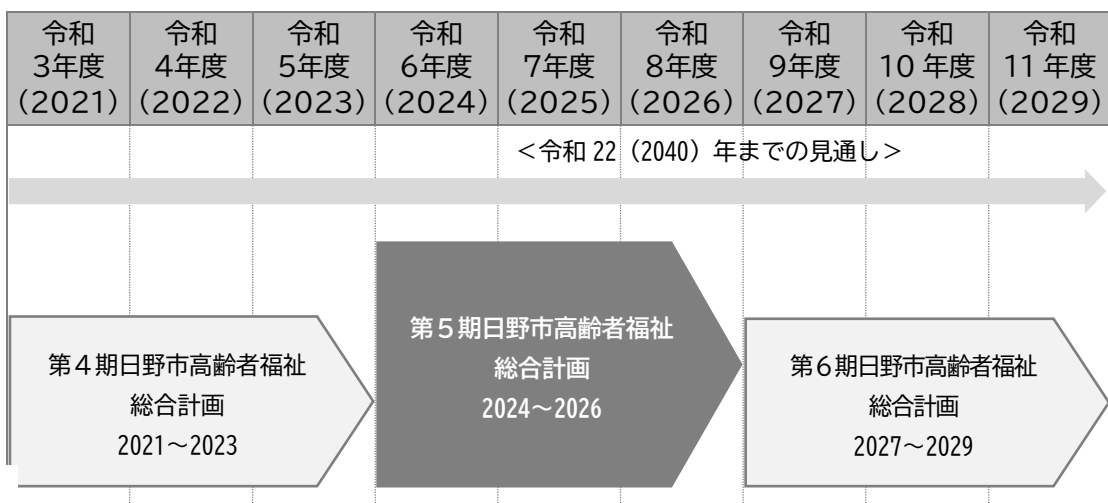




(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

また、高齢者人口がピークを迎え、介護サービスの需要の増加・多様化が想定されるとともに、現役世代が急減する令和22年(2040年)を見据えた中長期的な視点を持ち、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて見直し・改善を図ります。



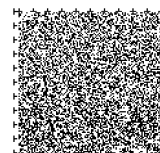
3 介護保険制度を取り巻く主な制度改革

令和2年(2020年)6月に可決成立した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」は、地域共生社会の実現を図るため、市町村の包括的な支援体制の整備の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化などをめざしたものとなっています。

また、令和5年(2023年)6月に可決成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進するものです。

【地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の主な内容】

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援【社会福祉法、介護保険法】
市町村において、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。
2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進【介護保険法、老人福祉法】
①認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。 ②市町村の地域支援事業における関連データの活用努力義務を規定する。 ③介護保険事業(支援)計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。
3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】
①介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めると規定する。 ②医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)や介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を、安全性を担保しつつ提供することができることとする。 ③社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。



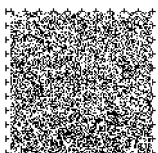
4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化	
【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】	
①介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。	
②有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。	
③介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。	
5. 社会福祉連携推進法人制度の創設【社会福祉法】	
社会福祉事業に取り組む社会福祉法人や NPO 法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。	

※令和3年(2021年)4月1日(ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日)

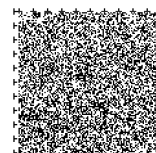
【共生社会の実現を推進するための認知症基本法について】
(社会保障審議会 介護保険部会(第107回) 令和5年7月10日)

基本的施策

1. 認知症の人に関する国民の理解の増進等	
	・国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策
2. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進	
	・認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域づくりの推進のための施策
	・認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策
3. 認知症の人の社会参加の機会の確保等	
	・認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策
	・若年性認知症の人(65歳未満で認知症となった者)その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策
4. 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護	
	・認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策
5. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等	
	・認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策
	・認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策
	・個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策



6. 相談体制の整備等	
	・認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備 ・認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策
7. 研究等の推進等	
	・認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及 等 ・認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用 等
8. 認知症の予防等	
	・希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにするための施策 ・早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策



4 SDGsを踏まえた施策の推進

(1) SDGsとは

「SDGs(エスディーゼーズ)=Sustainable Development Goals」とは、「誰一人残さない(leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標で、平成27年(2015年)に国連のサミットで採択されました。令和12年(2030年)を達成年度とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

(2) SDGs未来都市に日野市が認定

日野市は、令和元年(2019年)7月に東京都内では初の「SDGs未来都市」に選定されました。令和12年(2030年)にあるべき姿を「市民・企業・行政との対話を通じた生活・環境課題産業化で実現する生活価値(QOL)共創都市 日野」と定め、今後日野市の政策立案にあたりSDGsの視点を組み入れつつ、郊外都市における社会・経済・環境の統合的な変革モデルとなることを目指します。

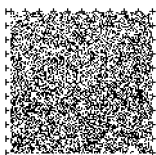
(3) SDGsと本計画の関係性

本計画は、主に下記の「3. すべての人に健康と福祉を」と「11. 住み続けられるまちづくりを」「17. パートナリシップで目標を達成しよう」を目標(ゴール)として今後事業を進めて参ります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



資料:国連ガイドラインより



日野市は持続可能な開発目標(SDGs)を推進しています。

5 計画の策定体制

(1) 介護保険運営協議会による検討

高齢者福祉事業・介護保険事業の運営には、幅広い関係者の協力を得て、地域の実情に応じたものとするのが求められるため、保健・医療・福祉関係者等によって構成する「日野市介護保険運営協議会」を設置しています。

本計画の策定にあたって、「日野市介護保険運営協議会」において、各種施策等の計画内容を協議・検討し、意見や要望の集約を図りました。

(2) 計画策定への市民参加

本計画の策定にあたって、高齢者やその介護者の実態や課題、意見や要望等を把握するために、一般高齢者を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」(以下「ニーズ調査」という。)及び在宅の要支援・要介護認定者を対象とした「在宅介護実態調査」、介護保険事業所を対象とした「介護サービス提供事業者調査」を実施し、計画策定の基礎資料としました。

【調査期間】

令和4年11月1日～令和4年11月30日

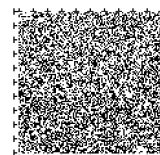
【調査方法】

郵送による配布・回収

【調査対象と有効回収数】

1 市民向け調査

区 分	① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	② 在宅介護実態調査
対象者	(抽出調査) 要介護者を除く市内 65 歳以上の方で、4つの日常生活圏域別に、後期高齢者と前期高齢者をそれぞれ 250 人ずつ無作為抽出	(抽出調査) 市内 65 歳以上の要介護・要支援認定者及びその介護者で、4つの日常生活圏域別に、それぞれ 420 人ずつ無作為抽出
配布数	2,000 人	1,680 人
回収数	1,371 人	1,004 人
有効回収数	1,368 人	936 人(介護者回答数 448 人)
有効回収率	68.4%	55.7%



2 事業所向け調査

区 分	③ 居宅介護支援事業所等調査	④ サービス提供主体調査(介護保険サービス提供事業者)	⑤ サービス提供主体調査(医療機関)
対象者	(全数調査) 市内の居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター	(全数調査) 市内の介護保険サービス提供事業者	(抽出調査) 市内の医療機関の中から地域間バランスを考慮し、内科、整形外科、及び精神科を抽出
配布数	45 事業所	150 事業所	50 事業所
有効回収数	34 事業所	96 事業所	27 事業所
有効回収率	75.6%	64.0%	54.0%

(3) パブリックコメントの実施

より多くの市民の意見を反映させるため、令和5年12月15日から令和6年1月18日までパブリックコメントを実施しました。

【周知方法】

- ・市の広報紙である「広報ひの」の令和5年12月号に掲載しました。
- ・市のWEBページに、令和5年12月15日から令和6年1月18日までの間、電子データを掲示しました。
- ・高齢福祉課・介護保険課窓口、七生支所、豊田駅連絡所、市内の各図書館に、閲覧用の素案を掲示しました。

※ 年末に国の方針が示されたため、令和6年1月10日に「第5章 介護保険料の算出」について差し替えを行いました。

【市民説明会の開催】

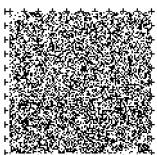
開催日	時間	開催場所	参加人数
令和5年 12 月 16 日	14:00～	七生福祉センター	4 人
令和5年 12 月 21 日	18:30～	日野市役所 本庁舎 1 階 101 会議室	5 人
合計			9 人

【意見応募方法】

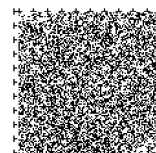
- ・説明会の席上、郵送、電子メール、FAX、持参にて受け付けました。

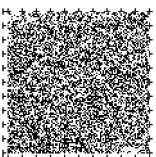
【意見応募方法】

- ・14人、136件



第2章 高齢者を取り巻く環境





第2章

高齢者を取り巻く環境

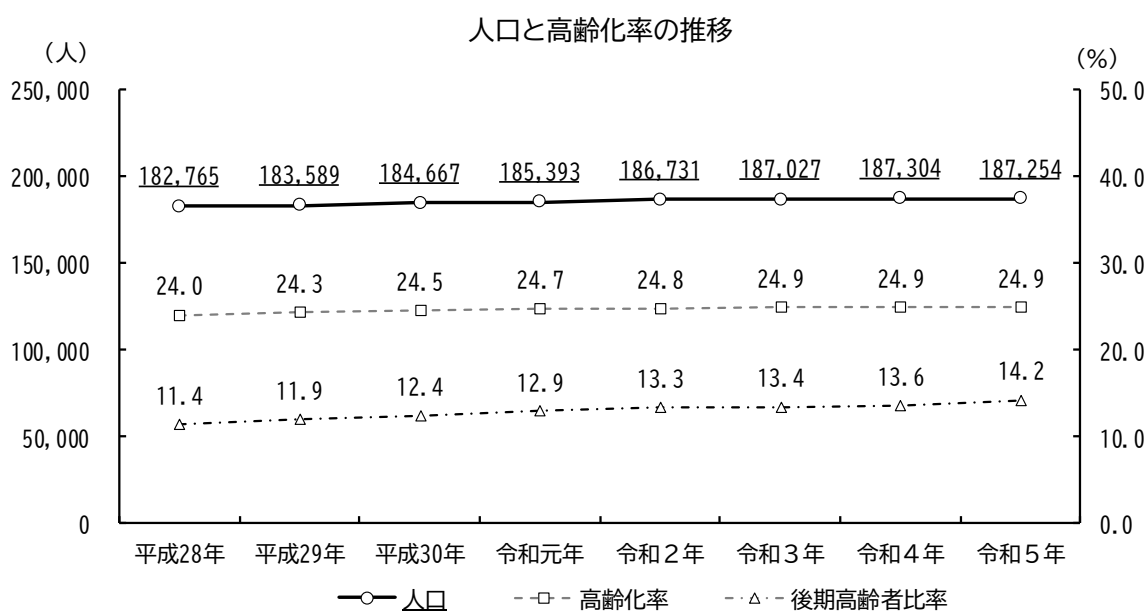
1 人口・世帯等

(1) 人口

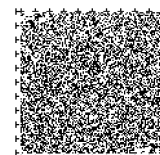
① 現在の人口

日野市の人口動態をみると、令和4年まではゆるやかな増加傾向にありましたが、令和4年から令和5年では減少に転じ、令和5年1月には187,254人となっています。

人口構成をみると、高齢化率は横ばいで推移しているものの、後期高齢者比率は上昇が続いており、令和5年1月では14.2%と、7人に1人が後期高齢者となっています。



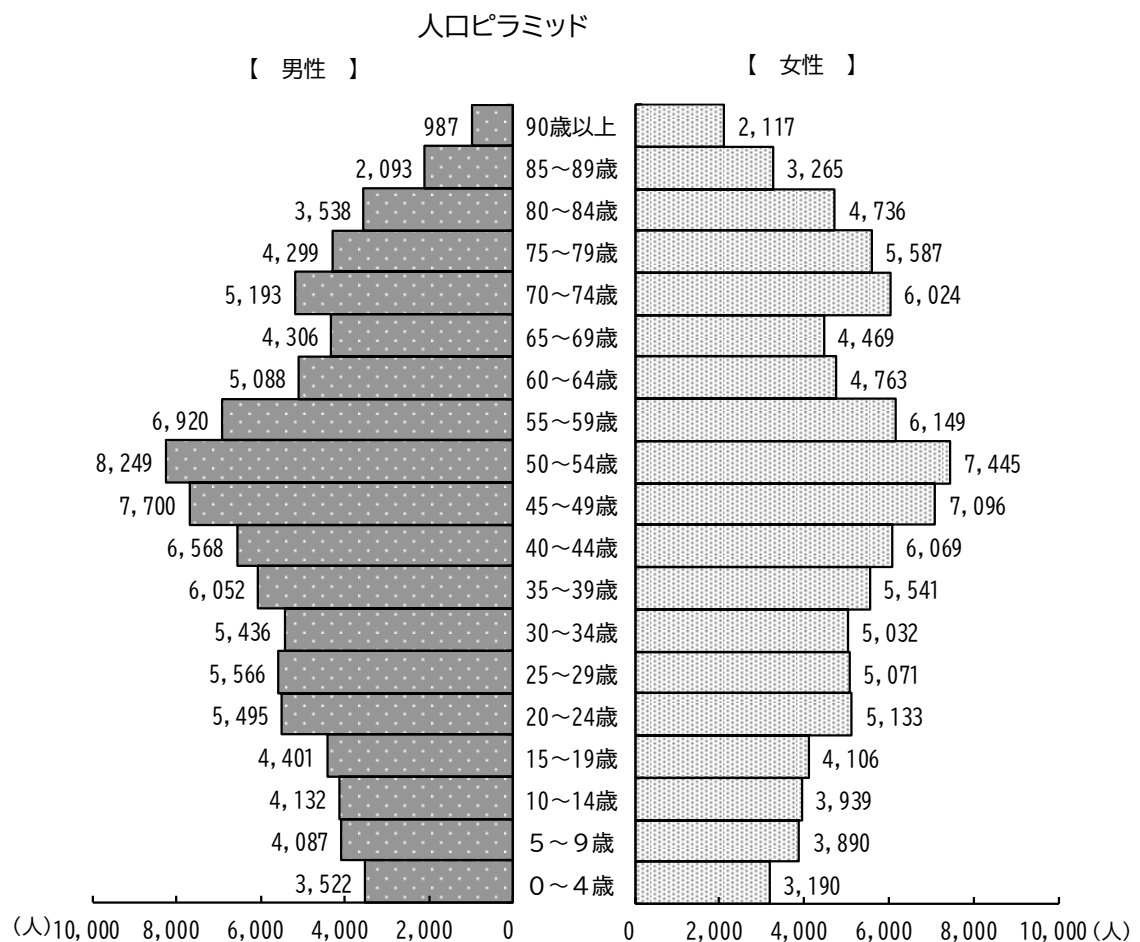
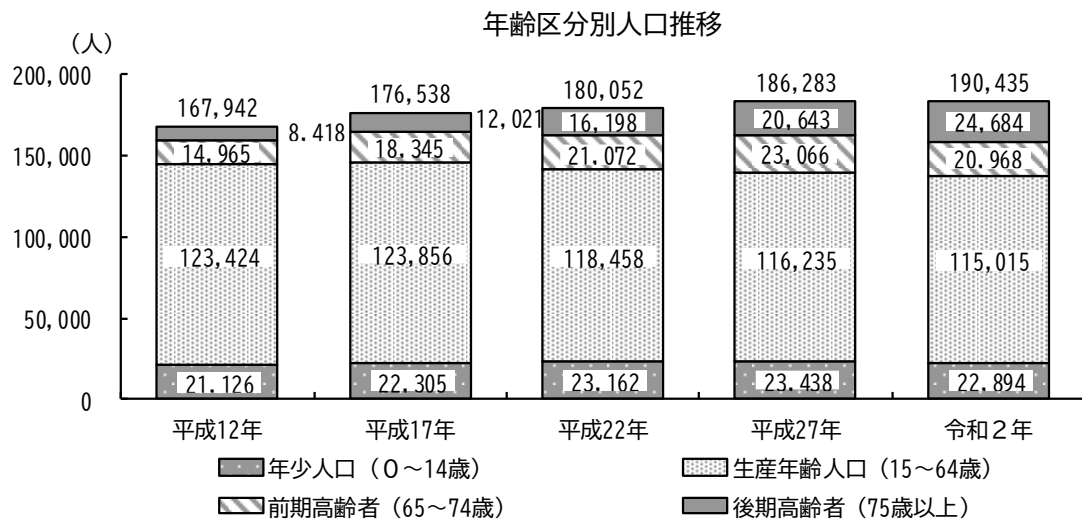
資料：住民基本台帳人口(日野市)各年1月



第2章 高齢者を取り巻く環境

また、国勢調査の年齢区分別人口をみると、前期高齢者、後期高齢者ともに増加傾向が続いており、平成12年から令和2年にかけての20年間で、前期高齢者人口は1.4倍、後期高齢者人口は2.9倍となっています。

また、人口構造的には、団塊ジュニアと言われる50～54歳とともに、70～74歳のいわゆる「団塊の世代」に近い年代が多くなっています。



② 将来人口

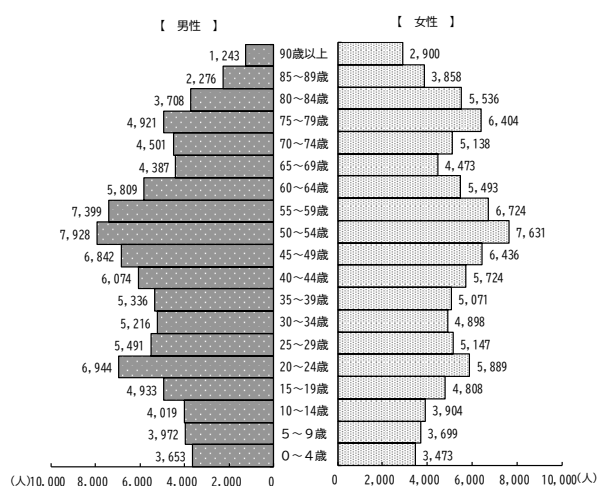
(i) 国立社会保障・人口問題研究所の推計

本項目は、国立社会保障・人口問題研究所で平成30年(2018年)に実施された将来人口推計の日野市の結果です。

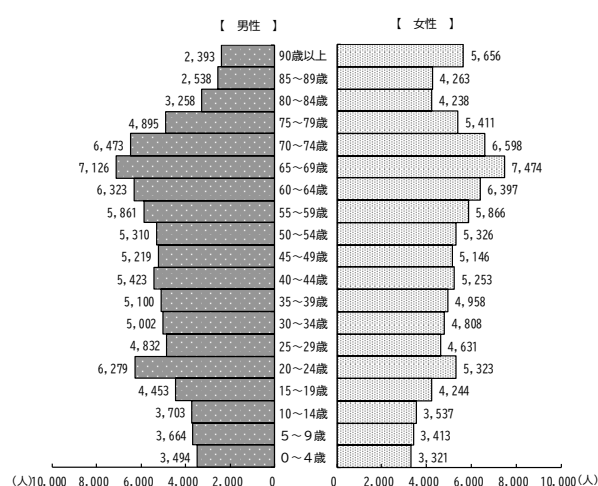
今後は高齢化率もやや上昇しますが、令和3年(2021年)からの5年間は、新たに高齢者になる人の数より、後期高齢者に移行する人の数が多いため、後期高齢者比率の大幅な上昇が見込まれます。

具体的には、令和7年(2025年)推計を見ると、団塊の世代が後期高齢者となり、高齢化率が25.7%、75歳以上が16.1%となります。また、令和22年(2040年)には、団塊ジュニア世代が前期高齢者となり、高齢化率が34.1%、75歳以上が19.5%と、3人に1人以上が高齢者となると推計されています。

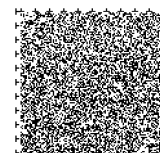
人口ピラミッド(令和7年(2025年))



人口ピラミッド(令和22年(2040年))



資料：国立社会保障・人口問題研究所男女・年齢(5歳)階級別データ
『日本の地域別将来推計人口』(平成30年3月推計)



(2) 世帯数

① 高齢者のいる一般世帯

日野市の一般世帯数に占める65歳以上の親族がいる世帯の割合は、平成12年(2000年)以降上昇傾向にあり、平成22年(2010年)からは3割を超え、令和2年(2020年)では33.4%となっています。

また、高齢者のいる一般世帯数に占める高齢者単身世帯の割合は上昇傾向が強く、平成12年(2000年)では20.7%であるのに対して、令和2年(2020年)では33.1%と、20年で12.4ポイント増加しています。

高齢者のいる一般世帯数

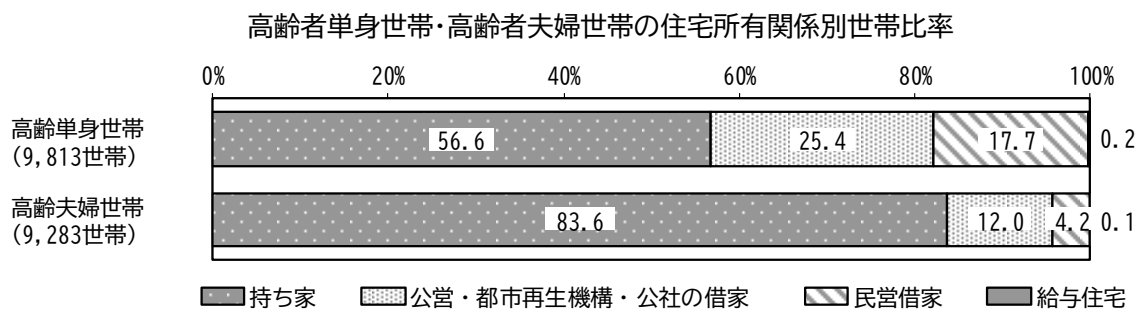
単位:世帯、%

項目	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
一般世帯	71,438	77,349	80,040	84,823	90,257
65 歳以上親族のいる一般世帯数	16,257	20,498	24,850	28,762	30,183
高齡単身世帯数	3,360	4,898	6,767	8,823	9,993
高齡夫婦世帯数	5,158	6,782	8,199	9,139	9,731
その他の世帯数	7,739	8,818	9,884	10,800	10,459
一般世帯数に占める 65 歳以上の親族がいる世帯の割合	22.8	26.5	31.0	33.9	33.4
高齡者のいる一般世帯数に占める高齡者単身世帯数の割合	20.7	23.9	27.2	30.7	33.1

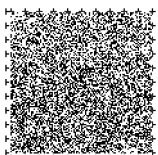
資料:国勢調査

② 高齢者単身世帯・高齢者夫婦世帯の住宅所有関係別世帯比率

高齢者単身世帯・高齢者夫婦世帯の住宅所有関係別世帯の比率をみると、高齢単身世帯では、「公営・都市再生機構・公社の借家」、「民営借家」といった「借家」の割合が高くなっています。



資料:国勢調査(令和2年)

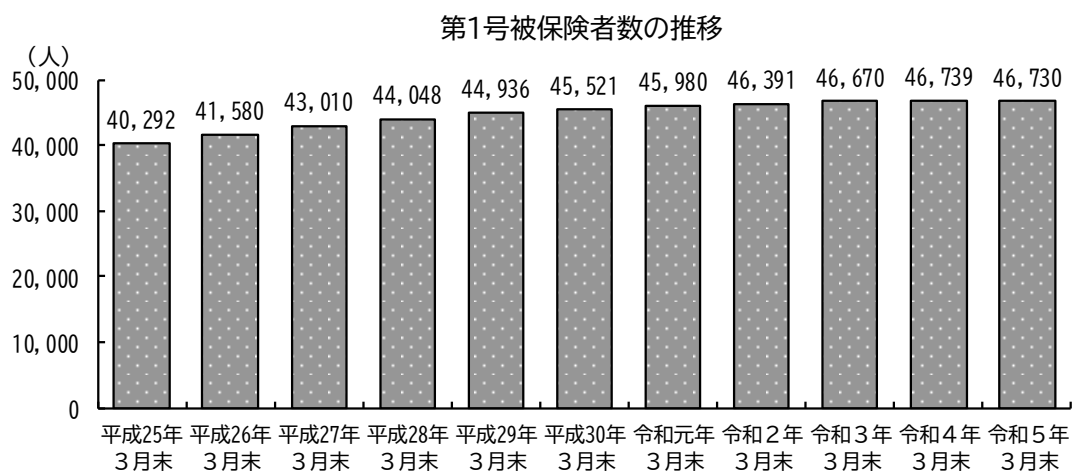


2 日野市の介護保険事業を取り巻く状況

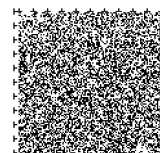
(1) 日野市の介護保険給付サービスの特徴

① 第1号被保険者数の推移

新たに高齢者になった方が、死亡した方より多いことから、第1号被保険者数は増加を続けており、令和5年(2022年)3月末時点では、46,730人となっています。



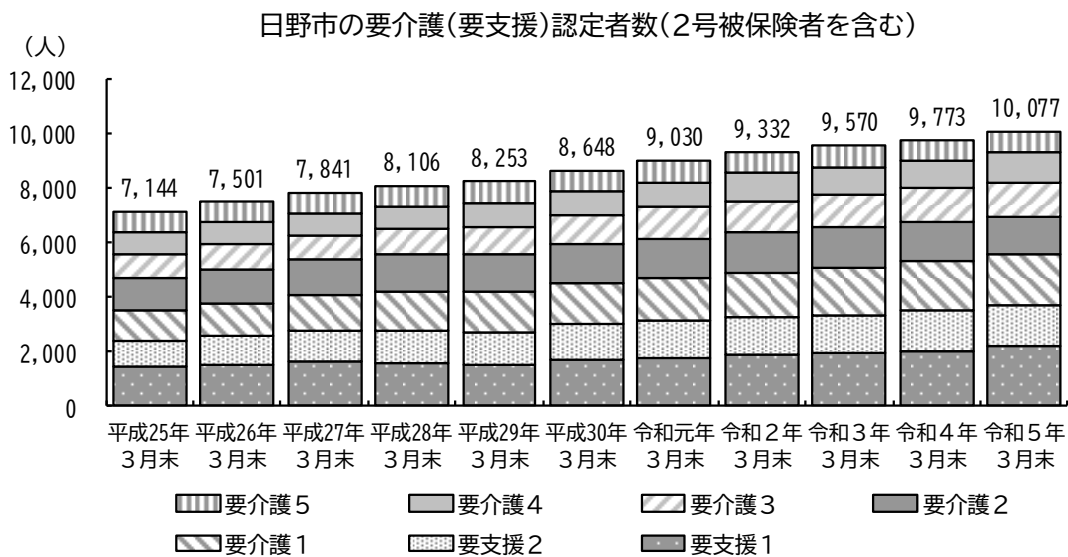
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報
(令和3、4、5年のみ「介護保険事業状況報告」月報)



② 要介護(要支援)認定者数の推移

平成25年(2013年)3月末と、令和5年(2023年)3月末を比較すると、第1号被保険者数は約1.1倍であるのに対し、認定者数は1.4倍と、第1号被保険者の伸びよりも認定者数の伸びのほうが大きくなっています。

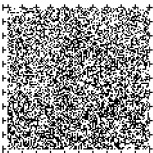
要介護度別に認定者数の推移をみると、要支援、要介護とも増加傾向にあり、特に要支援1は10年間で712人、要介護1は778人増加しています。



単位:人

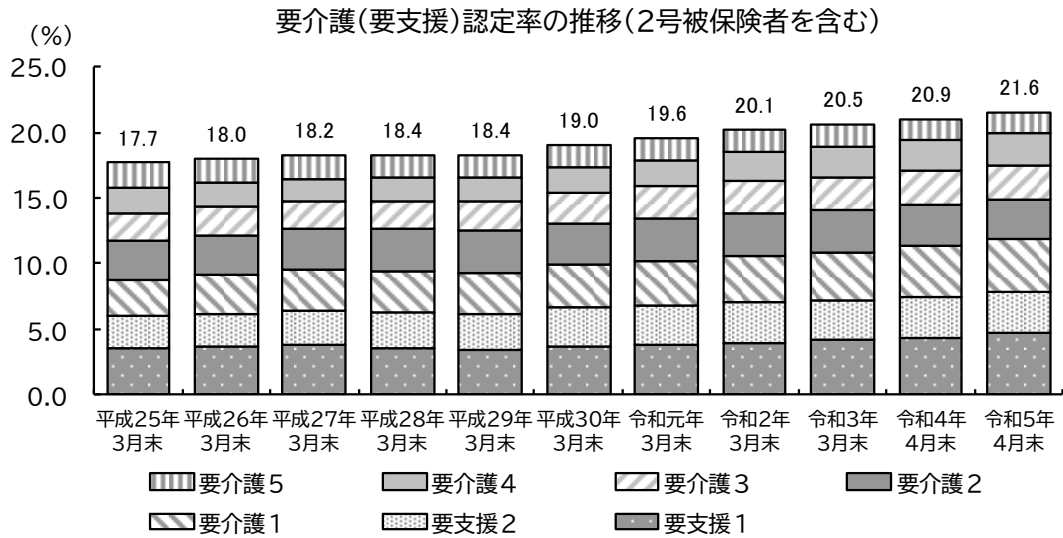
項目	平成25年 3月末	平成26年 3月末	平成27年 3月末	平成28年 3月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末	令和元年 3月末	令和2年 3月末	令和3年 3月末	令和4年 3月末	令和5年 3月末
要支援1	1,464	1,535	1,639	1,606	1,540	1,681	1,768	1,866	1,945	2,020	2,176
要支援2	948	1,019	1,108	1,191	1,197	1,356	1,378	1,421	1,403	1,481	1,508
要介護1	1,107	1,217	1,313	1,383	1,450	1,479	1,556	1,601	1,723	1,803	1,885
要介護2	1,209	1,266	1,316	1,395	1,416	1,460	1,465	1,492	1,486	1,459	1,407
要介護3	869	919	898	971	993	1,058	1,134	1,157	1,178	1,225	1,221
要介護4	777	783	790	810	871	856	929	1,013	1,057	1,052	1,122
要介護5	770	762	777	750	786	758	800	782	778	733	758
合計	7,144	7,501	7,841	8,106	8,253	8,648	9,030	9,332	9,570	9,773	10,077

資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報
(令和3、4、5年のみ「介護保険事業状況報告」月報)



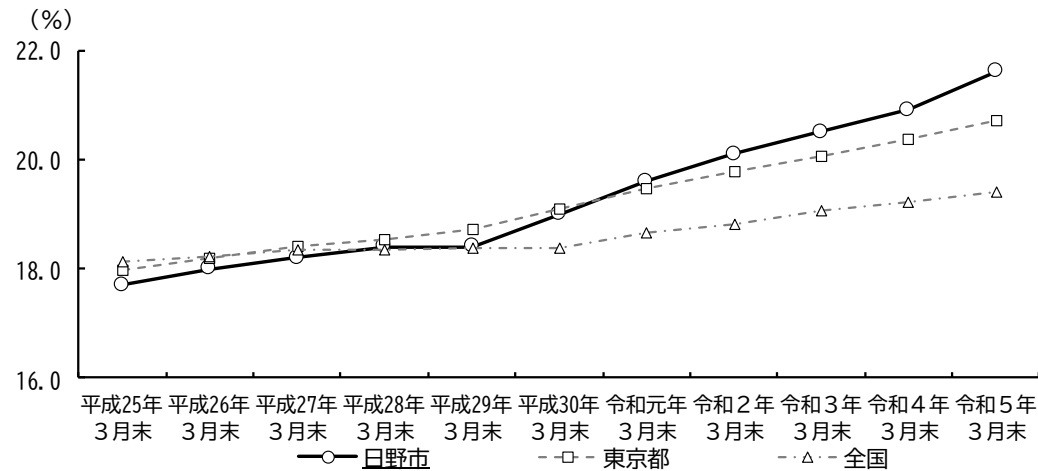
③ 要介護(要支援)認定率

日野市の認定率は、年々上昇していますが、特に平成29年(2017年)3月末からは急増して令和元年(2019年)以降は国、都を上回り、また国・都との差も開きが大きくなっています。

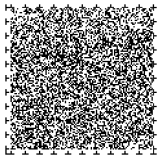


単位: %

項目	平成25年3月末	平成26年3月末	平成27年3月末	平成28年3月末	平成29年3月末	平成30年3月末	令和元年3月末	令和2年3月末	令和3年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末
要支援1	3.6	3.7	3.8	3.6	3.4	3.7	3.8	4.0	4.2	4.3	4.7
要支援2	2.4	2.5	2.6	2.7	2.7	3.0	3.0	3.1	3.0	3.2	3.2
要介護1	2.7	2.9	3.1	3.1	3.2	3.2	3.4	3.5	3.7	3.9	4.0
要介護2	3.0	3.0	3.1	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.1	3.0
要介護3	2.2	2.2	2.1	2.2	2.2	2.3	2.5	2.5	2.5	2.6	2.6
要介護4	1.9	1.9	1.8	1.8	1.9	1.9	2.0	2.2	2.3	2.3	2.4
要介護5	1.9	1.8	1.8	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.6	1.6
合計	17.7	18.0	18.2	18.4	18.4	19.0	19.6	20.1	20.5	20.9	21.6



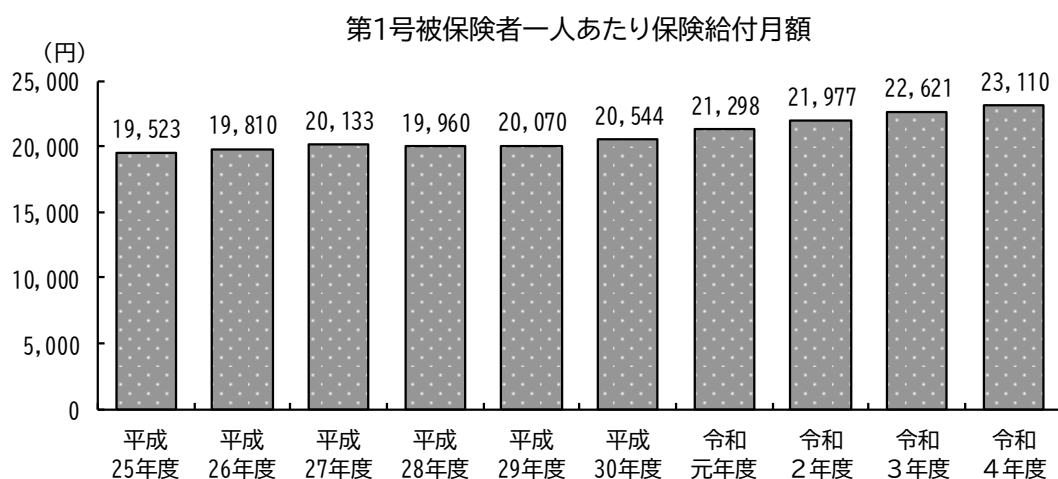
資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報
(令和3、4年度の「介護保険事業状況報告」月報)



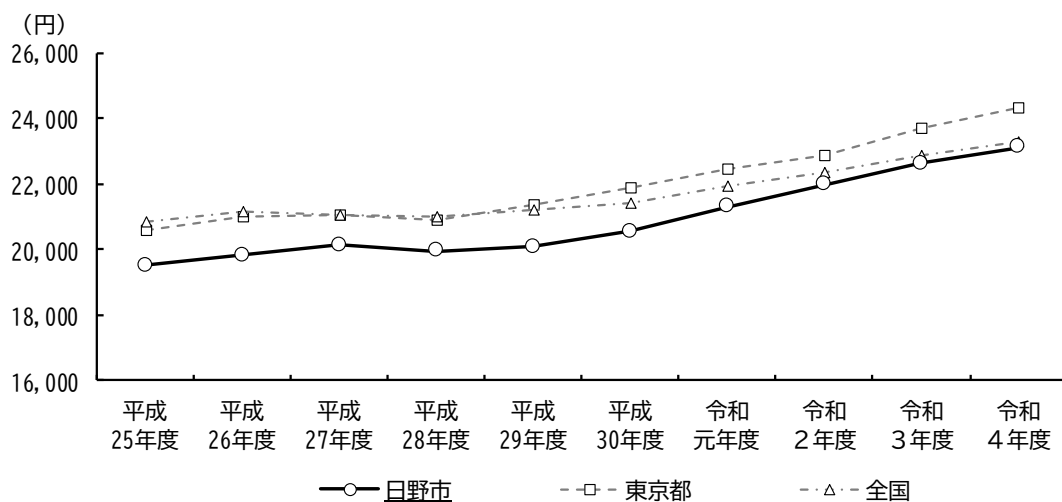
④ 第1号被保険者一人あたりの保険給付月額

第1号被保険者一人あたり保険給付月額は増加傾向にあり、令和4年度(2022年度)時点では23,110円と、平成25年度より3,587円増加しています。今後、ますます高齢化が進展することから、引き続き給付額の増加が進むことが予測されます。

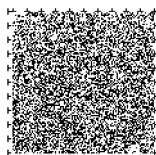
国、東京都と比較すると、日野市の第1号被保険者一人あたりの保険給付月額は国や都よりも低い水準となっているものの、その差が縮まってきています。



資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報
(令和3、4年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)



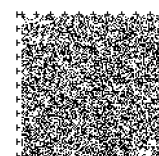
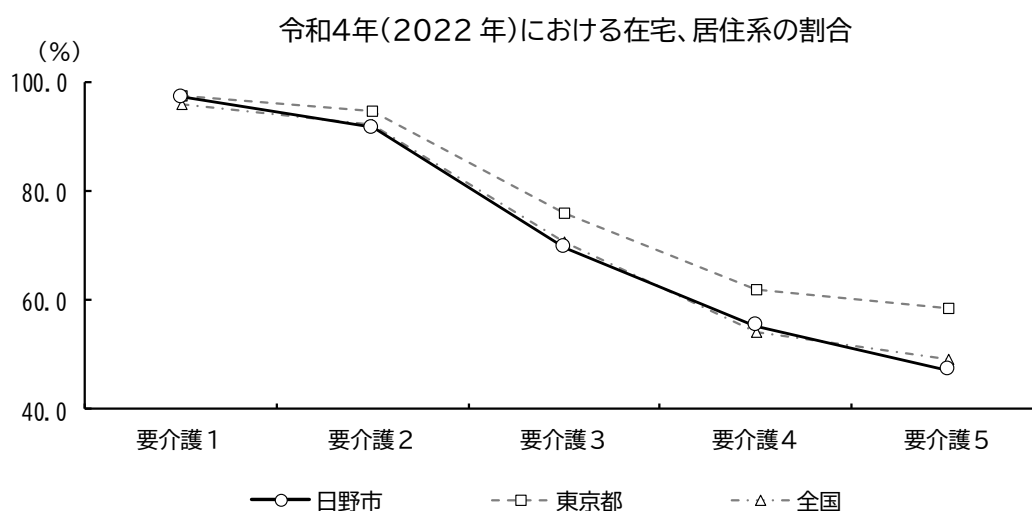
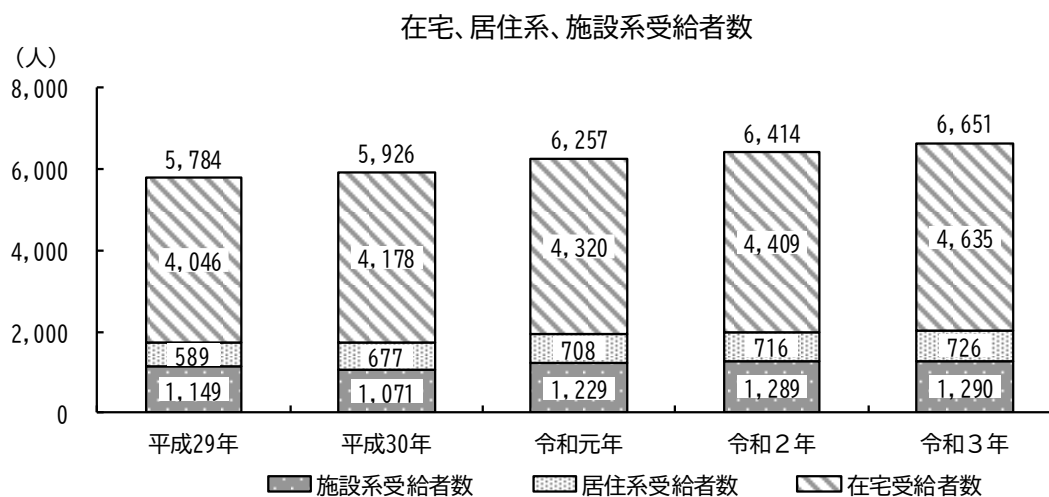
資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報
(令和3、4年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)



⑤ 在宅、居住系、施設系受給者数の推移

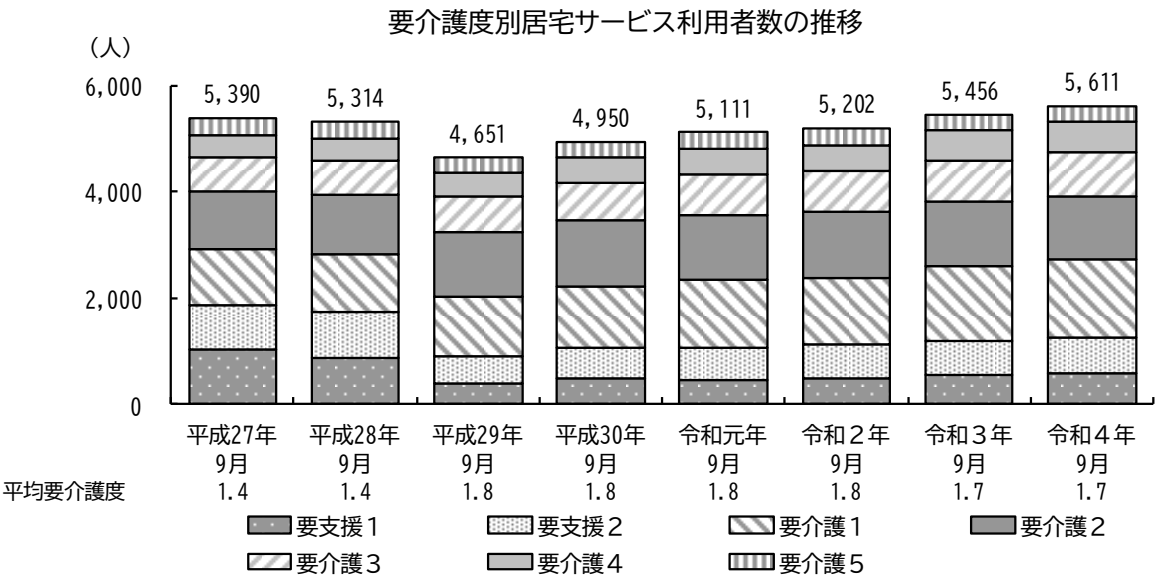
在宅、居住系、施設系受給者数の推移をみると、いずれも増加傾向にあり、特に在宅受給者では589人増加しています。

また、令和4年(2022年)における在宅、居住系の割合をみると、要介護3、要介護5では国や都より在宅、居住系の比率が低くなっています。



⑥ 要介護度別居宅サービス利用者数の推移

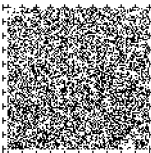
要介護度別居宅サービス利用者数は、平成28年度(2016年度)に地域密着型通所介護が地域密着型サービスに移行したことや、平成28年度(2016年度)から介護予防・日常生活支援総合事業が開始され、要支援者が介護予防・日常生活支援総合事業に移行したことで、平成29年度には利用者数がいったん減少したものの、以降は再度増加傾向にもどり、令和4年9月の居宅サービス利用者数は5,611人と、制度変更前の平成27年度よりも多くなっています。



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

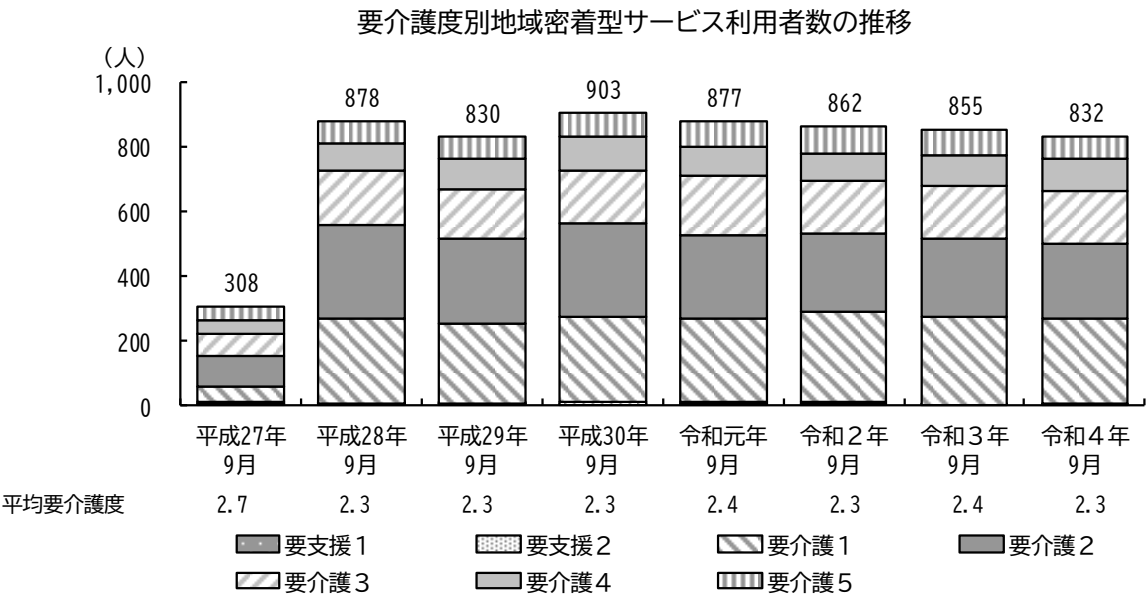
単位：人								
項目	平成27年 9月末	平成28年 9月末	平成29年 9月末	平成30年 9月末	令和元年 9月末	令和2年 9月末	令和3年 9月末	令和4年 9月末
要支援1	1,016	883	388	477	462	498	552	586
要支援2	844	842	516	585	615	621	638	675
要介護1	1,067	1,095	1,123	1,150	1,260	1,270	1,402	1,453
要介護2	1,080	1,118	1,200	1,240	1,220	1,237	1,219	1,203
要介護3	643	653	679	719	775	755	785	813
要介護4	428	416	439	460	466	496	555	578
要介護5	312	307	306	319	313	325	305	303
合計	5,390	5,314	4,651	4,950	5,111	5,202	5,456	5,611
平均要介護度	1.4	1.4	1.8	1.8	1.8	1.8	1.7	1.7

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報



⑦ 要介護度別地域密着型サービス利用者数の推移

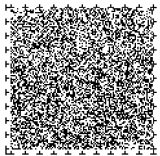
要介護度別地域密着型サービス利用者数は、平成28年度(2016年度)に地域密着型通所介護が地域密着型サービスに移行したことで、平成28年に利用者数が増加しています。しかし、その後の利用者数は、平成30年の903人をピークに徐々に減少しており、地域密着型サービス利用者の増加を図るような施策が必要です。



資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

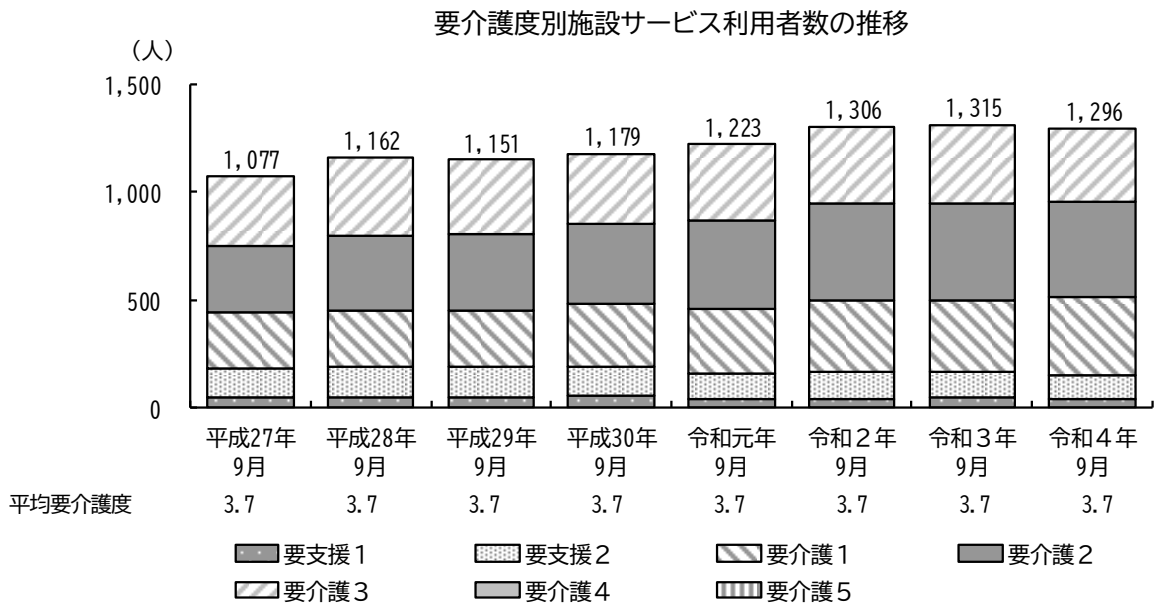
単位:人								
項目	平成27年 9月末	平成28年 9月末	平成29年 9月末	平成30年 9月末	令和元年 9月末	令和2年 9月末	令和3年 9月末	令和4年 9月末
要支援1	6	7	4	3	7	6	2	1
要支援2	5	2	3	9	4	5	1	3
要介護1	48	258	245	260	258	279	274	267
要介護2	96	291	263	290	256	243	240	230
要介護3	68	166	154	167	186	164	163	162
要介護4	43	87	92	103	89	82	95	99
要介護5	42	67	69	71	77	83	80	70
合計	308	878	830	903	877	862	855	832
平均要介護度	2.7	2.3	2.3	2.3	2.4	2.3	2.4	2.3

資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報



⑧ 要介護度別施設サービス利用者数の推移

要介護度別施設サービス利用者数は、令和3年(2021年)まで増加傾向にあり、令和3年には1,315人となっていました。令和4年(2022年)には1,296人と減少に転じています。

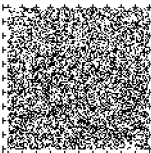


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

単位：人

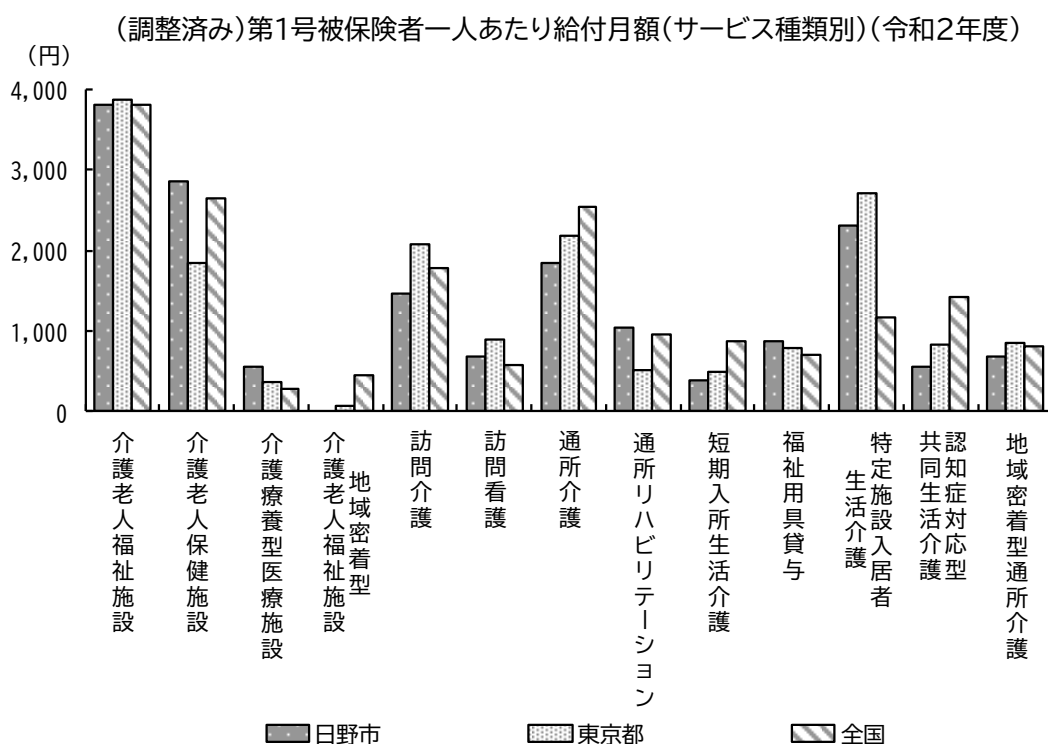
項目	平成27年 9月末	平成28年 9月末	平成29年 9月末	平成30年 9月末	令和元年 9月末	令和2年 9月末	令和3年 9月末	令和4年 9月末
要介護1	45	51	51	53	37	38	50	39
要介護2	139	141	139	134	125	127	115	110
要介護3	258	260	263	294	300	336	330	366
要介護4	305	347	351	370	409	444	454	442
要介護5	330	363	347	328	352	361	366	339
合計	1,077	1,162	1,151	1,179	1,223	1,306	1,315	1,296
平均要介護度	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報



⑨ サービス別、第1号被保険者一人あたり給付月額

令和2年度(2020年度)におけるサービス別、第1号被保険者一人あたり給付月額をみると、日野市は都全体と比べ、「介護老人保健施設」、「介護療養型医療施設」、「通所リハビリテーション」、「福祉用具貸与」の給付月額が高くなっています。一方、「訪問介護」、「訪問看護」、「通所介護」、「特定施設入居者生活介護」「認知症対応型共同生活介護」の給付月額は都よりも低くなっています。

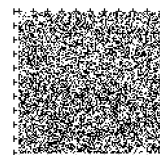


資料:「介護保険総合データベース」及び
総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

単位:円

項目	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	地域密着型 介護老人福祉施設	訪問介護	訪問看護	通所介護	通所リハビリテ ーション	短期入所生活介護	福祉用具貸与	特定施設入居者 生活介護	認知症対応型 共同生活介護	地域密着型通所介護
日野市	4,235	3,380	309	0	1,908	986	1,954	1,148	394	1,044	2,492	612	633
東京都	4,587	2,077	97	83	2,739	1,392	2,443	555	522	976	3,120	996	955
全国	4,205	2,780	71	505	2,237	794	2,653	952	872	850	1,334	1,540	857

資料:「介護保険総合データベース」及び
総務省「住民基本台帳人口・世帯数」



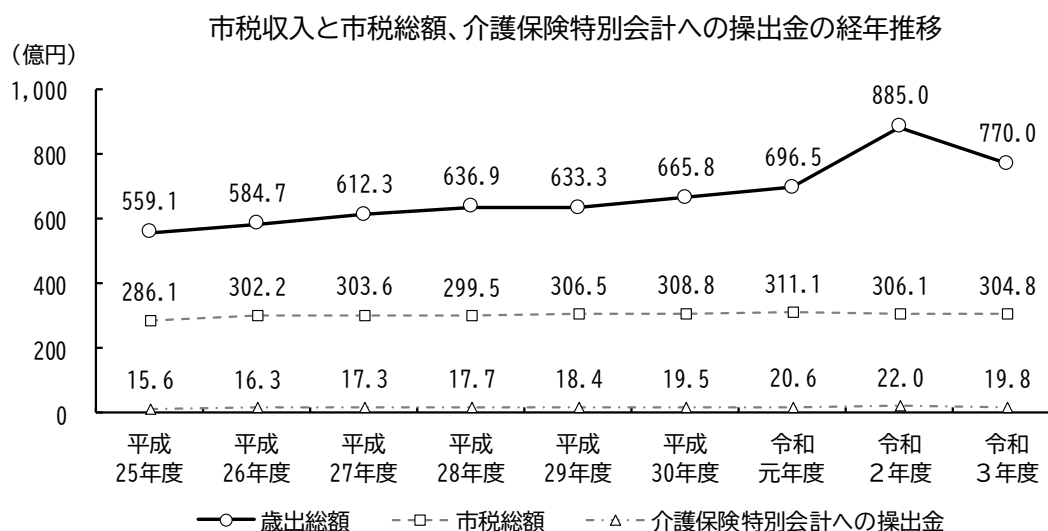
(2) 財政状況・財政見通し

財政状況は、年度により増減はあるものの、令和2年度まで歳出総額の増加傾向がみられ、885億円をピークに、令和3年には減少に転じています。

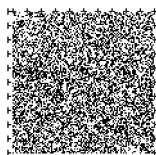
一方、市税収入は横ばいで推移しています。今後、生産年齢人口は減少が予想され、市税収入の大幅な増加は望めないことから、歳出税額と市税総額の差は拡大の一途をたどっていくと考えられます。

歳出の増加要因としては、高齢化による扶助費の急増や、介護保険の費用が増加したことによる繰出金の増加などが挙げられます。これらの費用は、今後も増加が続く見込みとなっており、財源不足が深刻化しています。

高齢者福祉関係費は右肩上がりに増加しており、今後さらに高齢化率が上がることを踏まえ、介護保険事業のより適正な運営が求められています。



資料：日野市決算書



(3) 日常生活圏域

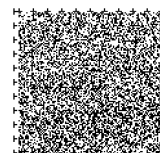
日常生活圏域とは、介護保険法第116条において、厚生労働大臣が定めることとされる「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針」において示されている考え方であり、身近な地域にさまざまなサービス拠点を整備し、たとえ要介護状態や認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護サービス基盤の整備を進めるために設定されるものです。

日野市では、『第3期日野市介護保険事業計画』(平成18年度(2006年度)から平成20年度(2008年度)まで)において、地理的条件、交通機関や駅の状況、人口、既存の介護サービス基盤等を勘案し、4つの日常生活圏域を設定しました。

『第9期介護保険事業計画』においても、この考えを継承し、地域密着型サービスや介護サービス基盤の充実などを進めていきます。

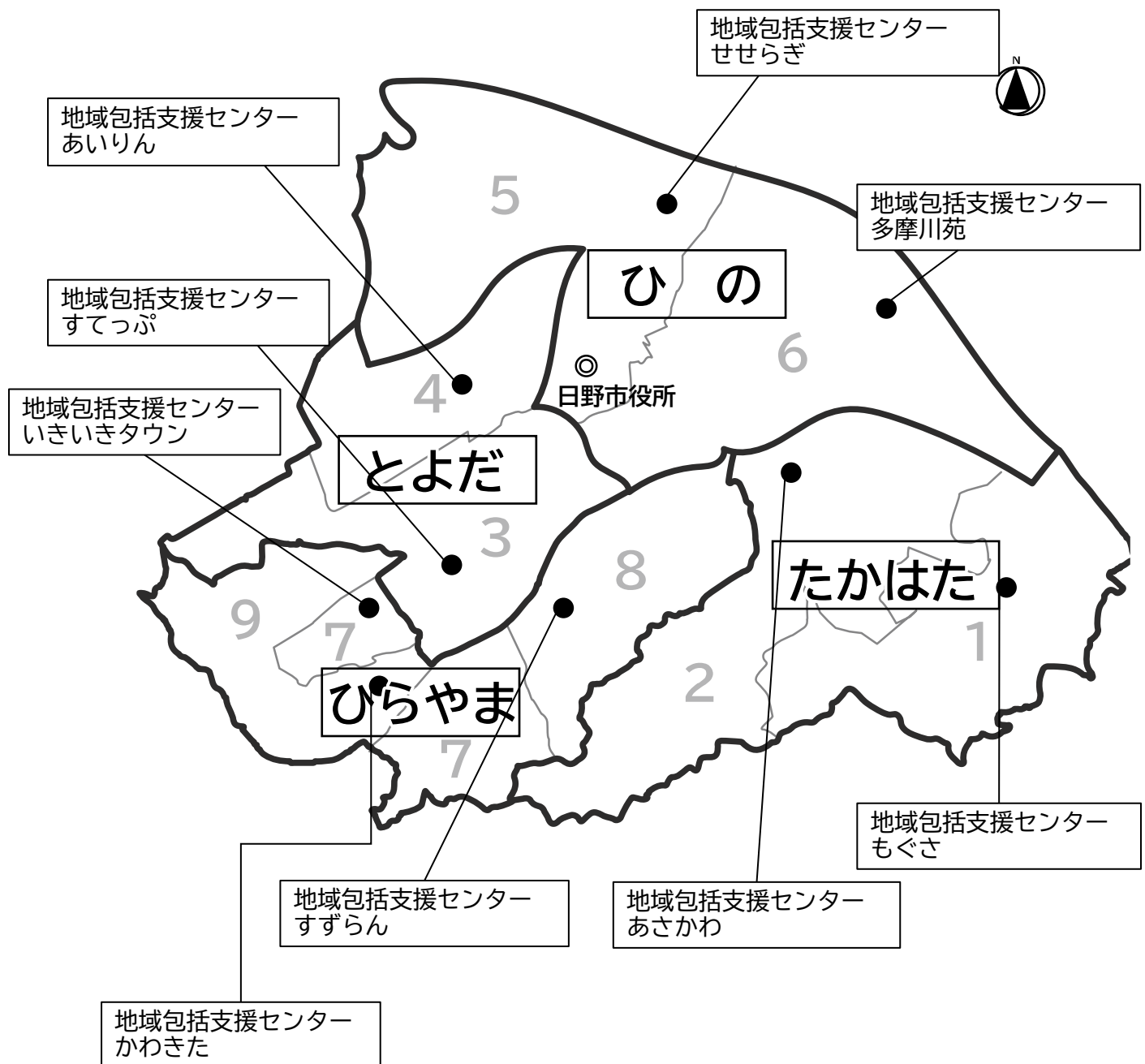
日野市の日常生活圏域

名 称	地域包括支援センター名	担当地域
たかはた	1 もぐさ	百草、落川、程久保(1～8丁目を除く)、三沢2丁目、三沢 1289～1294 番地
	2 あさかわ	高幡、三沢(1289～1294 番地を除く)、三沢1・3～5丁目、新井、大字新井、程久保1～8丁目
とよだ	3 すてっぴ	豊田、大字豊田、東豊田、富士町、旭が丘2・5・6丁目、多摩平1・2丁目
	4 あいりん	多摩平3～7丁目、日野台4・5丁目、大坂上
ひの	5 せせらぎ	日野本町、神明、日野台1～3丁目、栄町、新町
	6 多摩川苑	万願寺、上田、川辺堀之内、日野、宮、石田、大字石田
ひらやま	7 いきいきタウン	東平山2・3丁目、平山
	8 すずらん	南平
	9 かわきた	旭が丘1・3・4丁目、西平山、東平山1丁目

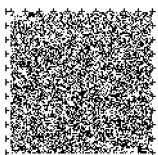


第2章 高齢者を取り巻く環境

日常生活圏域と地域包括支援センター等の位置



各圏域の65歳以上人口は、ほぼ同数となっており、高齢者人口は圏域ごとに大きな差はありません。一方、高齢化率は、たかはた圏域で28.8%、ひの圏域で20.7%となっており、圏域ごとに差がみられます。また、要支援・要介護認定者数についても、ばらつきがみられることから、圏域ごとの特性に合わせた施策の検討を行っていきます。



【各圏域の人口等】

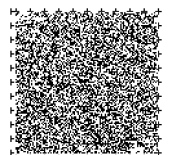
	たかはた	とよだ	ひの	ひらやま	合計
圏域人口	40,655 人	46,589 人	57,492 人	42,444 人	187,180 人
市の人口との比率	21.7%	24.9%	30.7%	22.7%	100.00%
65 歳以上人口	11,725 人	11,137 人	11,904 人	11,772 人	46,538 人
市の 65 歳以上との比率	25.2%	23.9%	25.6%	25.3%	100.00%
75 歳以上人口	6,954 人	6,317 人	6,604 人	7,057 人	26,932 人
市の 75 歳以上との比率	25.8%	23.5%	24.5%	26.2%	100.00%
高齢化率	28.8%	23.9%	20.7%	27.7%	24.9%
要支援認定者数	972 人	951 人	836 人	1,043 人	3,802 人
要介護認定者数	1,406 人	1,508 人	1,566 人	1,500 人	5,980 人

【施設・居住系サービス提供体制の配置】

令和5年10月1日現在

単位:箇所

日常生活圏域	広域型						地域密着型			介護保険サービス外	
	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護老人保健施設 (老人保健施設)	介護療養型医療施設(療養病床)(R 6年度から介護医療院)	特定施設 入居者生活介護			(認知症対応型共同生活介護 (グループホーム))	特定施設入居者生活介護	介護老人福祉施設入所者生活介護	住宅型有料老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅
				介護付有料老人ホーム	軽費老人ホーム(ケアハウス)	サービス付き高齢者向け住宅					
たかはた	3	1	0	3	0	1	1	0	0	0	1
とよだ	2	0	1	0	0	0	3	0	0	0	2
ひの	1	3	0	3	0	1	3	1	0	0	0
ひらやま	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0	1
合計	7	5	1	7	1	2	8	1	0	0	4

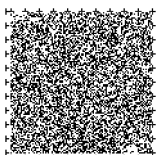


【在宅系サービス提供体制の配置】

令和5年4月1日現在

単位:箇所

日常生活圏域	広域型								地域密着型						居宅介護支援
	訪問介護(ホームヘルプ)	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	通所介護(デイサービス)	通所リハビリテーション	短期入所生活介護(ショートステイ)	短期入所療養介護(医療型ショートステイ)	通所介護(デイサービス)	療養通所介護	認知症対応型通所介護	定期巡回・随時対応型専門介護看護	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	
たかはた	8	1	4	0	5	1	2	1	6	0	0	0	1	0	8
とよだ	9	0	8	2	8	2	2	1	8	1	1	0	1	0	11
ひの	13	0	2	4	6	4	2	3	7	0	2	0	2	0	11
ひらやま	3	0	4	0	5	1	2	1	7	0	1	1	1	1	7
合計	33	1	18	6	24	8	8	6	28	1	4	1	5	1	37



3 第4期の施策の実施状況

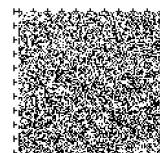
柱1 複合的な課題に対応できる地域包括ケアシステムの構築

本項目では、数値目標に対して令和3年～令和5年の対象高齢者の人数、見守推進員数は目標を下回っており、協力事業所数については目標をやや下回っています。重点項目については、3項目中2項目で◎(進んだ)となっており、事業の継続的な実施の必要性が見込まれます。

数値目標、指標の達成状況

	目標値(計画期間)	実績値(見込み)
①高齢者見守り支援ネットワークの充実 (対象高齢者数・見守推進員数・協力事業所数)	対象高齢者数:255人 見守推進員数:570人 協力事業所数:1,425か所	対象高齢者数:217人 見守推進員数:495人 協力事業所数:1,402か所

項目	達成状況	実施事項及び実績値
1102 地域ケア会議の推進	◎	「自立支援・介護予防に向けた地域ケア会議」を開始し、全包括にて開催。高齢者の自立及び介護予防を阻害する地域課題や必要な地域資源の抽出ができた。 (1)地域ケア個別会議 R3:18回 R4:17回 R5:17回(見込み) (2)地域ケア合同会議 R3:2回 R4:5回 R5:2回(見込み) (3)地域ケア全体会議 R3:2回 R4:2回 R5:2回(見込み)
1301 生活支援体制整備事業の実施	◎	各協議体の開催状況は以下(1)～(3)のとおり。 (1)第1層協議体 R3:2回 R4:2回 R5:2回(見込み) (2)第2層協議体 R3:29回 R4:55回 R5:80回(見込み) (3)生活支援コーディネーター連絡会 R3:7回 R4:3回、研修会 2回 R5:3回(見込み) 互近助サービスちょこすけの団体交流会を実施し、活動の実際について情報交換した。 また、地域ケア会議や地域課題から、専門職による健康相談会を実施した。地域課題の解決に向け具体的な取組を行うことができた。
1303 高齢者見守り支援ネットワークの充実	○	・見守り検討部会の開催 ・地域の見守りに関する説明会を実施し、見守り推進員の育成を行った。 ・ふれあいサロン新規開設を行った。



柱2 介護を支える担い手の確保と介護保険事業サービスの充実

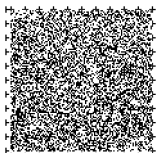
本項目では、数値目標に対して令和3年～令和5年の雇用者数、研修受講者数は目標を下回っていますが、資格取得者数は、目標値を上回っています。地域介護予防活動団体数は目標値を下回っており、今後も事業継続の必要性が見込まれます。

重点項目については、4項目中1項目で◎(進んだ)、1項目で△(あまり進んでいない)となっています。

数値目標、指標の達成状況

	目標値(計画期間)	実績値(見込み)
①介護人材確保事業の実施 (雇用者数・研修受講者数)	雇用者数:45人 研修受講者数:240人	雇用者数:19人 研修受講者数:87人
②資格取得支援事業の実施 (資格取得者数)	資格取得者数:105人	資格取得者数:178人
③地域介護予防活動支援事業の推進 (地域介護予防活動団体数)	地域介護予防活動団体数:57団体	地域介護予防活動団体数:48団体

項目	達成状況	実施事項及び実績値
2101 介護人材確保事業の実施	△	【令和4年度事業実績】 前期:8月15・16日実施 受講者18名うち就労者2名 後期:12月3・4日実施 受講者8名うち就労者2名 前期後期それぞれ50名程度を募集し、研修2日目には「おしごと相談会」を開催、市内介護事業所とのマッチングを行った。
2102 資格取得支援事業の実施	○	【令和4年度事業実績】 《介護資格取得補助金支給者数》 介護職員初任者研修……14人 介護福祉士実務者研修…33人 介護福祉士資格試験……13人 介護支援専門員資格試験…7人 合計 67人
2201 介護予防・フレイル予防普及啓発事業	◎	【令和4年度事業実績】 介護予防教室の実施実績及び実績値については以下の通り。 ゆっくりコース:市内8か所×12回(12か月) 累計参加者数:1112名 しっかりコース:市内8か所×12回(12か月) 累計参加者数:1065名 更に、市内4圏域にて1会場ずつ、計4回の体力測定会及び健康相談会を実施した。 体力測定会:市内4か所 累計参加者数:116名



項目	達成状況	実施事項及び実績値
2202 地域介護予防活動支援事業の推進	○	【令和4年度事業実績】 社会福祉協議会の協力を得て普及啓発を実施した。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を鑑み、自宅でも体操可能な事業として週1回のZoomを用いた介護予防体操を実施し、サロン等で周知を行った。 また、体力測定などの効果測定を日常生活圏域で実施し動機づけを促進した。 そのほか、既存団体への専門職派遣を再開した。

柱3 医療と介護との有機的なネットワークの構築

「日野市在宅療養体制構築のための基本方針」にて各事業の計画を立てているため、本計画(第4期計画)においては、重点事業は設定していません。

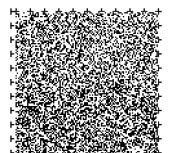
柱4 認知症や軽度認知障害(MCI)の当事者とその家族を支える仕組みの充実

本項目では、数値目標に対して令和3年度～令和5年度の認知症初期集中支援チーム利用者数は目標を下回っていますが、チームオレンジの新規設置、認知症検診実施医療機関数の増加など、今後の事業展開が見込まれます。

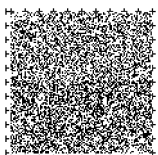
重点項目については、5項目中4項目で○(やや進んだ)となっています。

数値目標、指標の達成状況

	目標値(計画期間)	実績値(R5は見込み)
①認知症の人と家族を支える機関との連携(認知症初期集中支援チーム利用者数(実人数))	令和3年度 20人 令和4年度 22人 令和5年度 24人	令和3年度 15人 令和4年度 11人 令和5年度 8人(見込み)
②認知症サポーターの養成(認知症サポーター数(延べ数))	令和3年度 21,000人 令和4年度 22,000人 令和5年度 23,000人	令和3年度 20,564人 令和4年度 21,879人 令和5年度 23,000人(見込み)
③チームオレンジの設置(チームオレンジ設置数)	令和4年度 1か所 令和5年度 1か所	令和4年度 0か所 令和5年度 1か所(見込み)
④認知症検診事業(認知症検診受診率)	令和3年度 15% 令和4年度 16% 令和5年度 17%	令和3年度 4.9% 令和4年度 4.02% 令和5年度 4.0%(見込み)
⑤認知症かかりつけ医等の充実(認知症検診実施医療機関数)	令和3年度 32か所 令和4年度 34か所 令和5年度 36か所	令和3年度 34か所 令和4年度 36か所 令和5年度 38か所(見込み)



項目	達成状況	実施事項及び実績値
4101 認知症の人と家族を支える機関との連携	△	認知症初期集中支援チーム連携会議を定期的に行い、事例の共有と対応方法について情報交換を行った。
4201 認知症サポーターの養成	○	おおむね受講者数は目標を達成している。今後は、受講後の活躍の場所を広げていくことが課題となる。
4305 チームオレンジの設置	○	令和5年度に市内初となるチームオレンジの設置を行った。チームオレンジの活動について、引き続き支援を行っていく。
4306 認知症検診事業	○	誕生月ごとに分けて年4回送付している。また、検診の案内や問診票のほかに、認知症ケアパスという普及啓発冊子を同封している。ケアパスには、認知症についての予防や受診、治療の案内が載っている。 令和4年度受診者人数:825人 通知数:20509人 受診率:4.02%
4309 認知症かかりつけ医等の充実	○	・日野市かかりつけ医認知症研修の実施 2022.12.14 実施/10名参加 ・令和4年度医療機関数 36 か所 新規医療機関に声がけし、参加者数を増加させることができた。その他、医療機関用のポスターを刷新した。



柱5 高齢者が尊厳を保持し、健康で自立した生活を営むための支援の充実

本項目では、数値目標はありません。

重点項目については、2項目中1項目で△(あまり進んでいない)となっています。

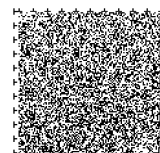
項目	達成状況	実施事項及び実績値
5102 日野人運動事業と地域介護予防活動支援事業(ひの筋体操等)との連携	△	高齢者(フレイル)向けの運動事業について、HPや情報の取りまとめを行う方針を立てた。また、日野人運動事業卒業生に次の参加場所を周知するツールを作成する方針を立てた。
5107 摂食嚥下機能支援の推進	○	・フレ筋アップ教室及び地域包括支援センター主催の介護予防教室、地域活動団体の活動時に、摂食・嚥下についてのミニ講座、口腔ケア、パタカラ体操等を実施した。 ・体力測定会での個別相談で、歯科衛生士・管理栄養士による相談を実施した。 ・下記事業において「フレイル予防の入り口」という切り口で、摂食嚥下機能低下予防についての周知啓発を図った。 ・ハイリスクアプローチ:専門職による個別支援を実施 ・ポピュレーションアプローチ:高齢者の通いの場においてフレイル予防に関する健康教育・健康相談を実施

柱6 高齢者の安心・安全の確保

本項目では、数値目標はありません。

重点項目については、1項目中1項目で○(やや進んだ)となっています。

項目	達成状況	実施事項及び実績値
6204 介護予防・フレイル予防普及啓発事業	○	【令和4年度実績】 ・介護予防教室の実施実績及び実績値については以下の通り。 - ゆっくりコース:市内8か所×12回(12か月) 累計参加者数:1112名 - しっかりコース:市内8か所×12回(12か月) 累計参加者数:1065名 ・更に、市内4圏域にて1会場ずつ、計4回の体力測定会及び健康相談会を実施した。 - 体力測定会:市内4か所 累計参加者数:116名 - 会場内で講師による口腔ケアについての講話や専門職による相談会を実施し、口腔フレイル予防の周知啓発を行った。 ・その他、自宅でも体操可能な事業として週1回のZoomを用いた介護予防体操を実施し、サロン等で周知を行った。



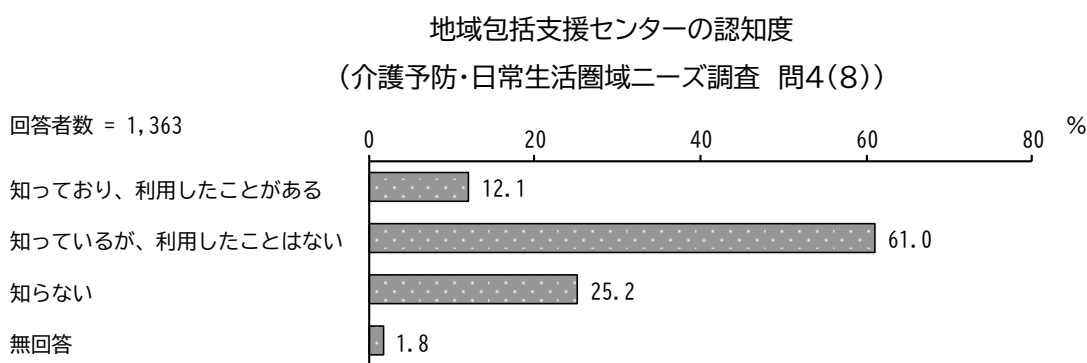
4 アンケート調査結果から見えるポイント

令和4年度(2022年度)に実施したアンケート調査結果について、第4期計画の6本の柱ごとに、特徴を整理しました。

柱1 複合的な課題に対応できる地域包括ケアシステムの構築

① 地域包括支援センターの認知度

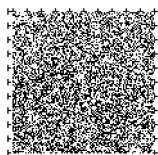
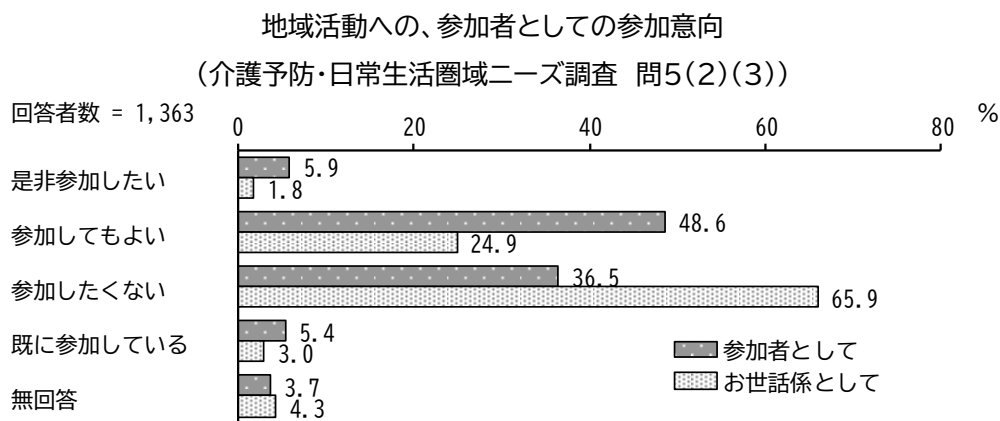
地域包括ケアシステムの核となる地域包括支援センターの認知度については、「知っており、利用したことがある」と「知っているが、利用したことはない」をあわせた“地域包括支援センターを知っている”人の割合が7割を超えており、認知度は高くなっています。



② 地域活動への、参加者としての参加意向

地域活動への、『参加者として』の参加意向をみると、「是非参加したい」「参加してもよい」「すでに参加している」を合わせた、何らかの活動に参加したい意向がある人は約60%となっており、参加者としての参加意欲は高くなっています。

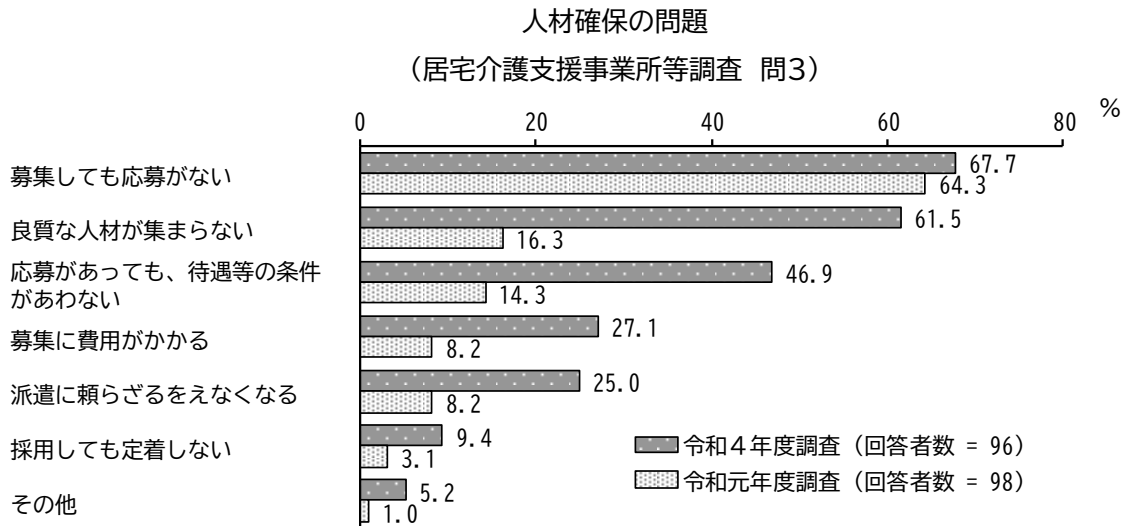
一方、『お世話係として』の参加意向は低く、参加したくない人が6割以上を占めていることから、地域活動に企画する側として参加していく雰囲気醸成していくことが必要です。



柱2 介護を支える担い手の確保と介護保険事業サービスの充実

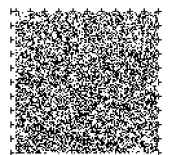
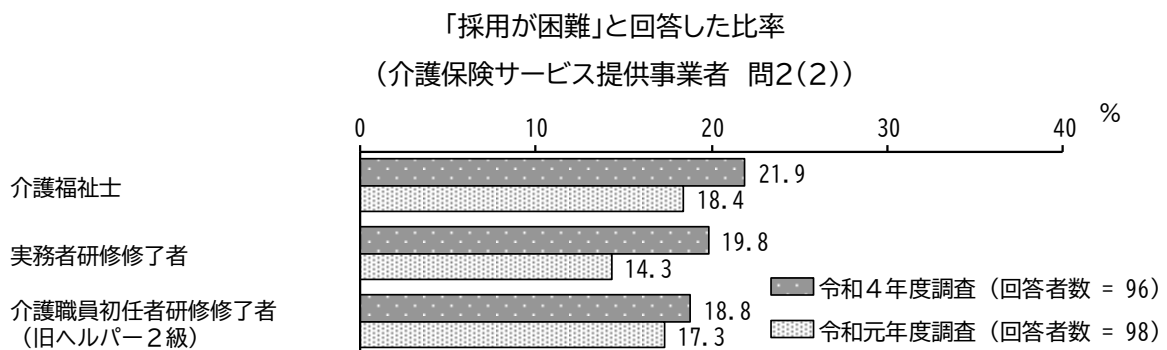
① 人材確保

介護保険サービス提供事業者では、「募集しても応募がない」が令和元年度調査と同様に最も高く、67.7%に上っています。また、「良質な人材が集まらない」が61.5%となっており、前回(令和元年度)調査より約45ポイント増加しています。



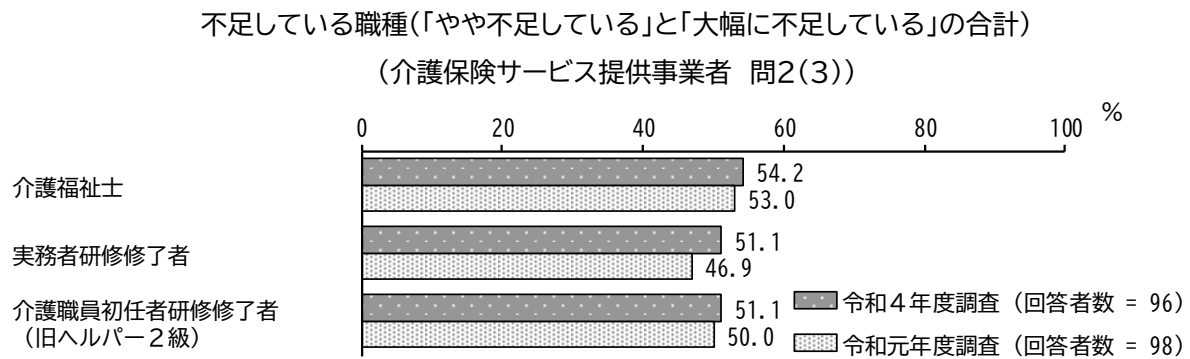
② 採用が困難な職種

「採用が困難」と回答が多かった職種は「介護福祉士」、「実務者研修修了者」、「介護職員初任者研修修了者」が約2割となっています。また、それぞれの回答比率は、いずれも令和元年度調査よりも高くなっており、人材確保が難しい状況が続いています。



③ 不足している職種

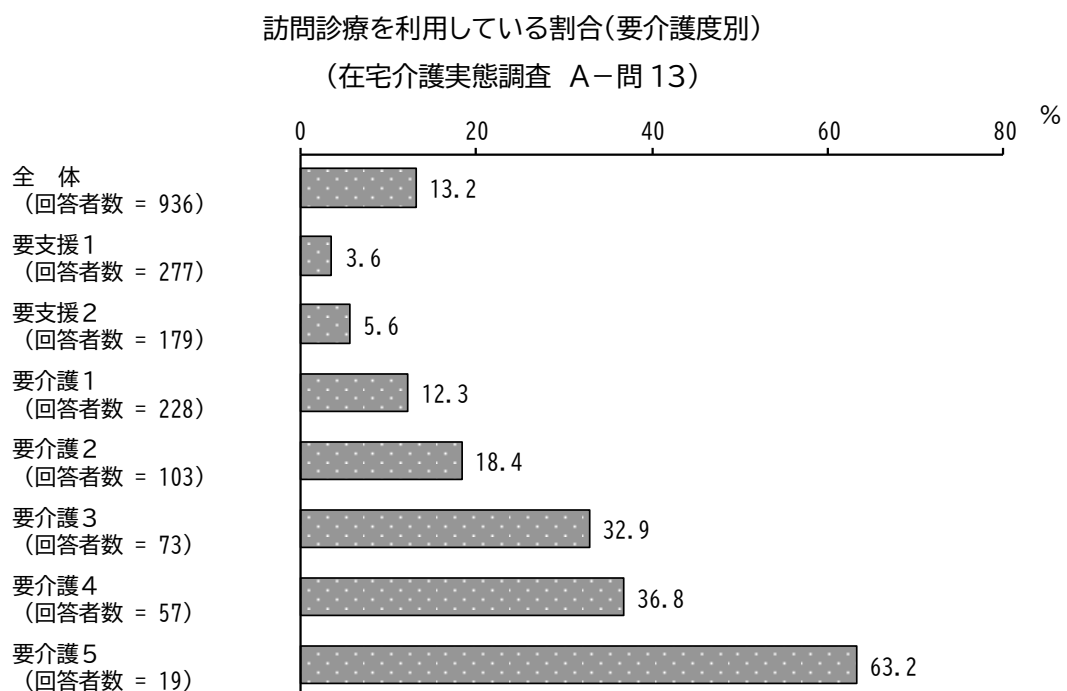
各職種の充足状況で「やや不足している」と「大幅に不足している」をあわせた“不足している職種”としては、介護分野に従事する職員の人材不足が顕著であり、未経験者の参入促進を含めた人材の確保事業及び現在従事している職員のスキルアップを促進することが喫緊の課題となっています。



柱3 医療と介護との有機的なネットワークの構築

① 訪問診療の利用

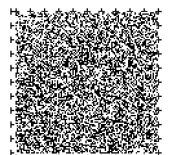
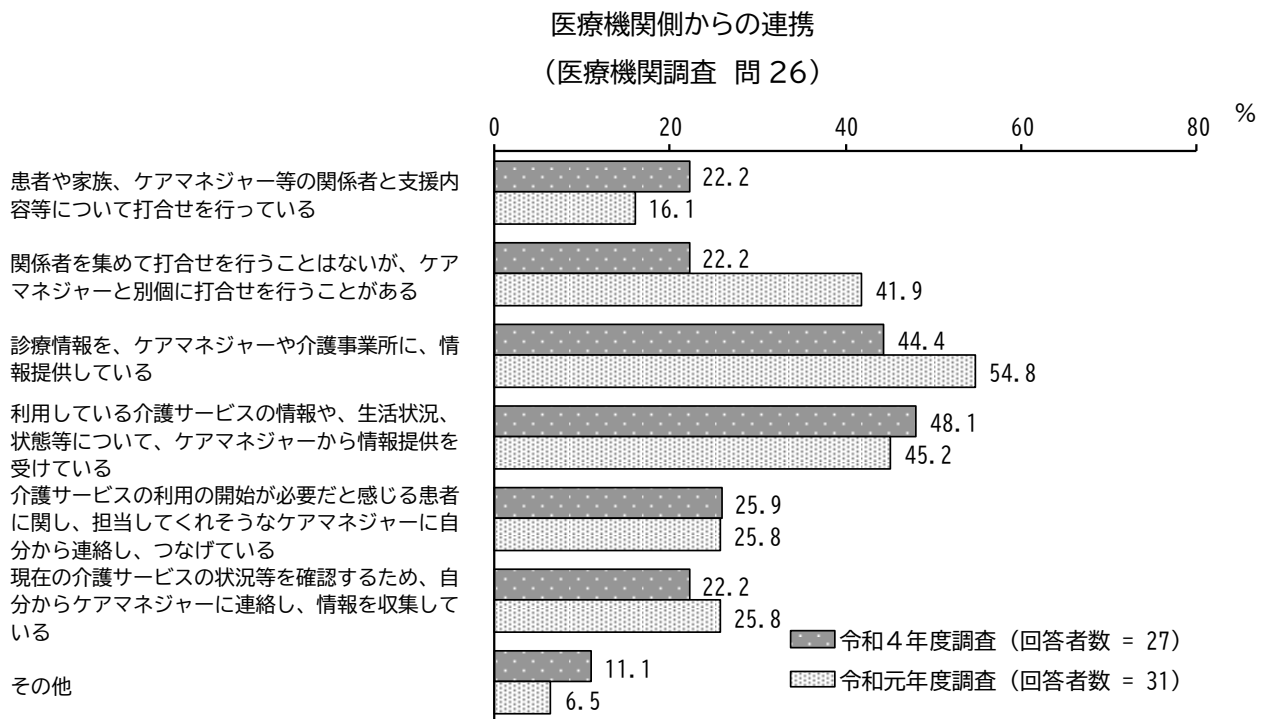
訪問診療を利用している人は、全体では13.2%と少なくなっています。しかし、要介護度別にみると、要介護度が重くなるにつれ利用している人の割合が高くなり、要介護5では6割以上の人を利用しています。介護度が重く医療機関に行くことが難しい人にとっては訪問診療が必要不可欠であり、今後も訪問医療の充実が望まれます。



② 医療機関と介護事業所との連携

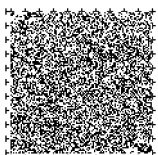
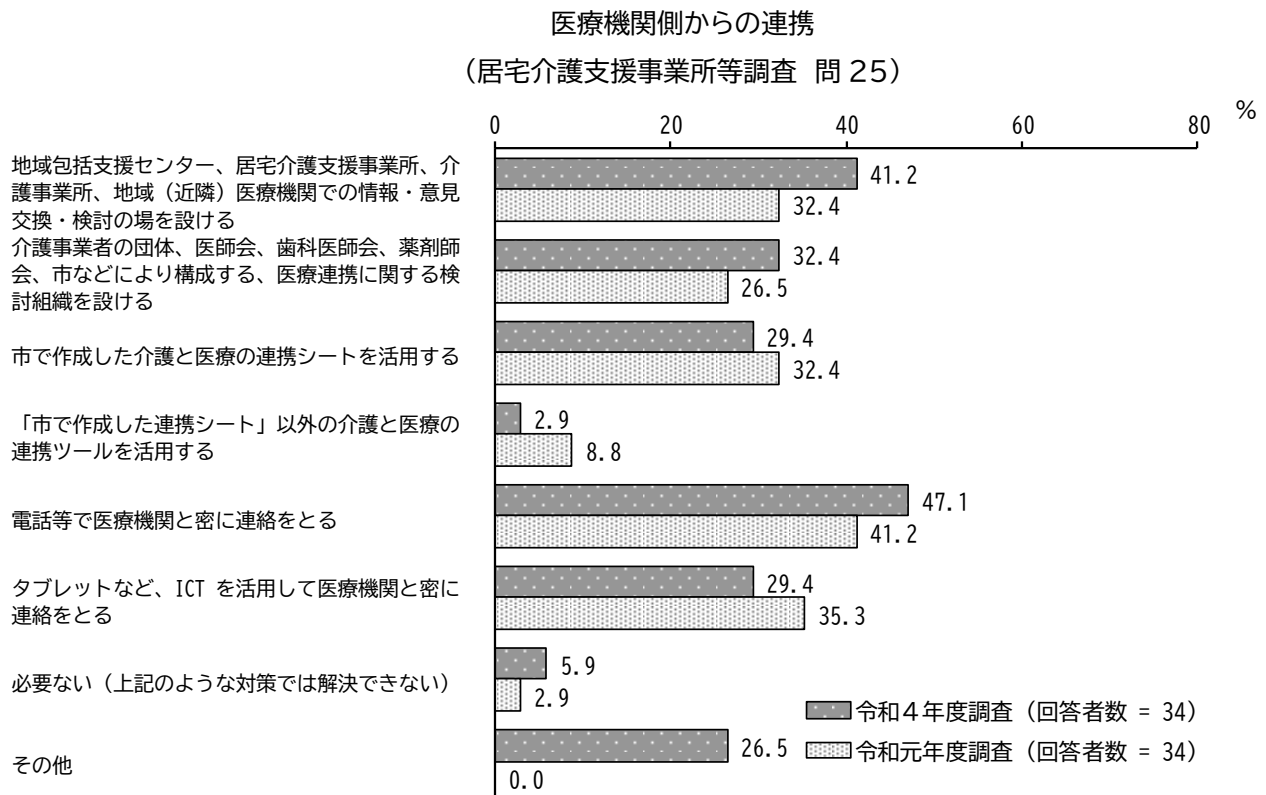
(i) 医療機関

医療機関側からの連携内容は、「利用している介護サービスの情報や、生活状況、状態等について、ケアマネジャーから情報提供を受けている」、「診療情報を、ケアマネジャーや介護事業所に、情報提供している」が上位2位となっており、情報提供による連携が多くなっています。もっとも、診療情報の提供は令和元年度調査よりも10.4ポイント低くなっています。



(ii) 居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターからの連携
(医療連携上の困難を解決するために必要な施策)

居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター側から見た場合、「電話等で医療機関と密に連絡をとる」、「地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護事業所、地域（近隣）医療機関での情報・意見交換・検討の場を設ける」が上位2位となっており、令和元年度調査と同様の傾向となっています。



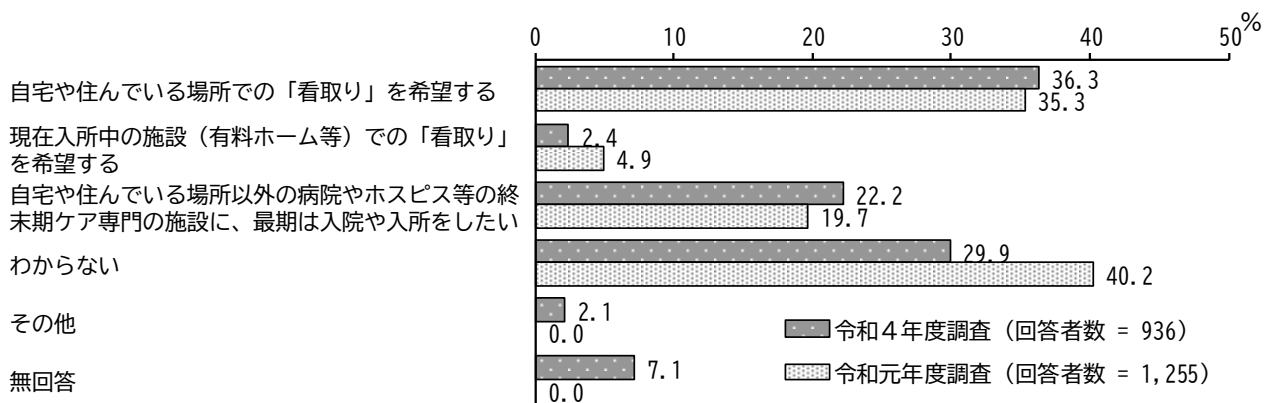
③ 看取りについて

(i) 利用者から

「在宅での看取り」とは、具合が悪くなっても、ご自宅で最期まで生活し、介護を受けることで、近年において関心が高くなっています。利用者からの看取りの希望をみると、「自宅や住んでいる場所」で看取りを希望する人が36.3%と多くなっています。また、「終末期ケア専門の施設に、最期は入院や入所をしたい」と考える人も22.2%にのぼり、自宅での看取り以外にも、終末期ケア専門の施設の充実が望まれます。

利用者からの看取りについての希望

(在宅介護実態調査 A-問 19)

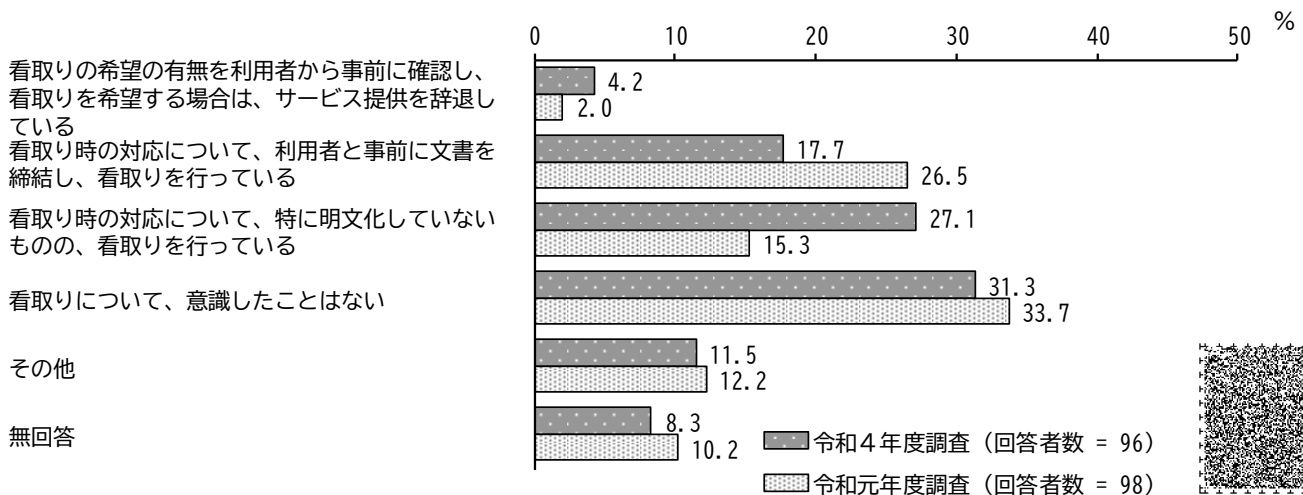


(ii) 事業者から

介護サービス事業者の看取りの取組状況は、「看取り時の対応について、利用者と事前に文書を締結し、看取りを行っている」(17.7%)と「看取り時の対応について、特に明文化していないものの、看取りを行っている」(27.1%)をあわせた“看取りを行っている”事業者は44.8%と、4割を超えています。また、「看取り時の対応について、特に明文化していないものの、看取りを行っている」事業者が、令和元年度調査よりも11.8ポイント増加しています。

事業者の看取りへの対応

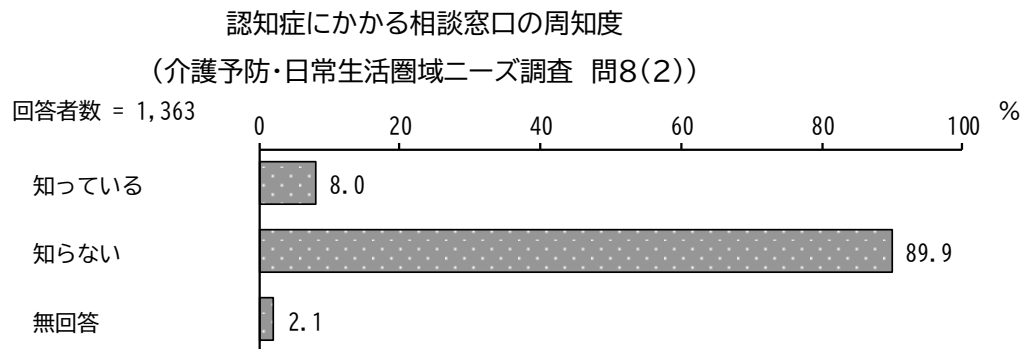
(介護保険サービス提供事業者調査 問 15(1))



柱4 認知症や軽度認知障害（MC I）の当事者と その家族を支える仕組みの充実

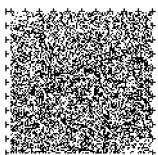
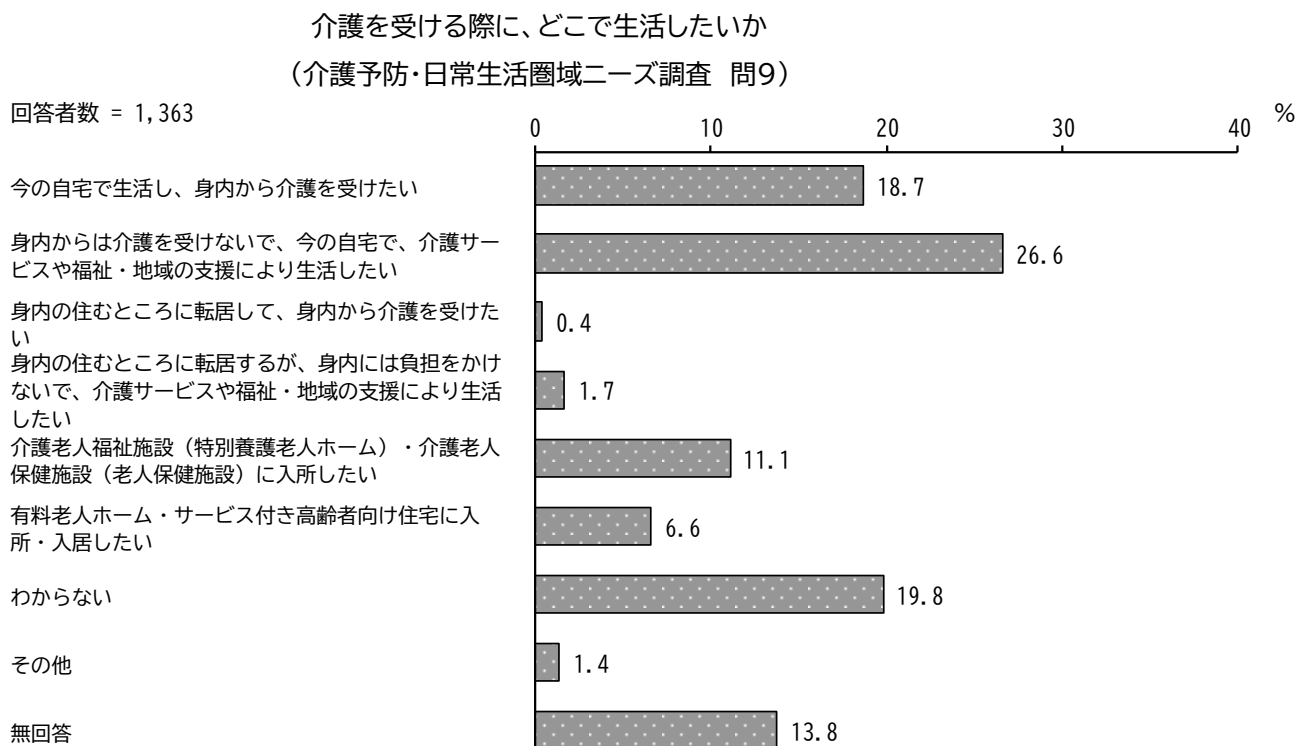
① 認知症にかかる相談窓口の認知度

日野市には、認知症にかかる相談窓口として「地域包括支援センター」・「多摩平の森の病院」・「東京都多摩若年性認知症総合支援センター」が設けられています。これらの相談窓口の認知度は、1割未満と低い状況となっています。



② 介護をどこで受けたいか

介護が必要になったとき、どこで介護を受け、生活したいかについては、「身内からは介護を受けないで、今の自宅で、介護サービスや福祉・地域の支援により生活したい」、「今の自宅で生活し、身内から介護を受けたい」が上位2位と、自宅で暮らすことを希望する人が多くなっています。そのため、より一層の居宅介護サービスの充実が重要となっています。



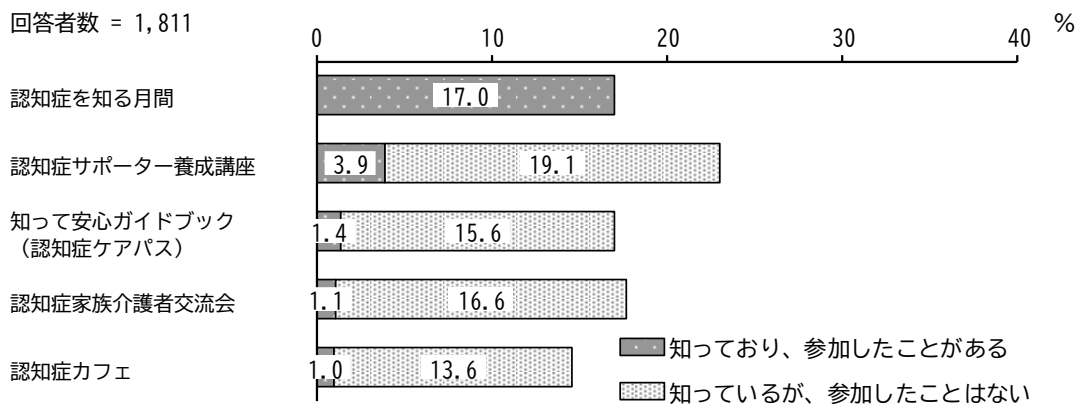
柱5 高齢者が尊厳を保持し、健康で自立した生活を営むための支援の充実

① 認知症の人や家族を支援する取組の認知度

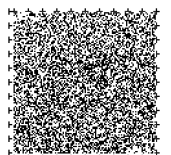
認知症の人や家族を支援する取組の認知度については、いずれの取組も認知度が低く、最も高い「認知症サポーター養成講座」でも、知っている人（「知っており、参加したことがある」「知っているが、参加したことはない」の合計）は23.0%にとどまっています。

認知症は突然症状が現れることもあり、介護がいつ始まるかわからないため、いざというときに備えて取組の認知度を高める必要があります。

認知症の人や家族を支援する取組を知っている人の割合
(介護予防・日常生活圏域二一ズ調査 問8(4)、在宅介護実態調査 B-問 20①)



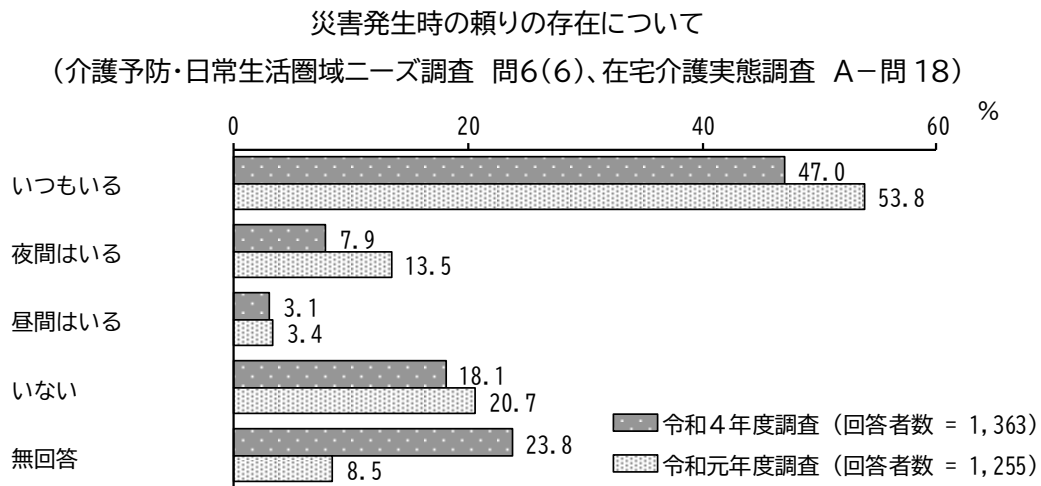
※認知症を知る月間の選択肢は「知っている」のみ



柱6 高齢者の安心・安全の確保

① 災害発生時の頼りの存在について

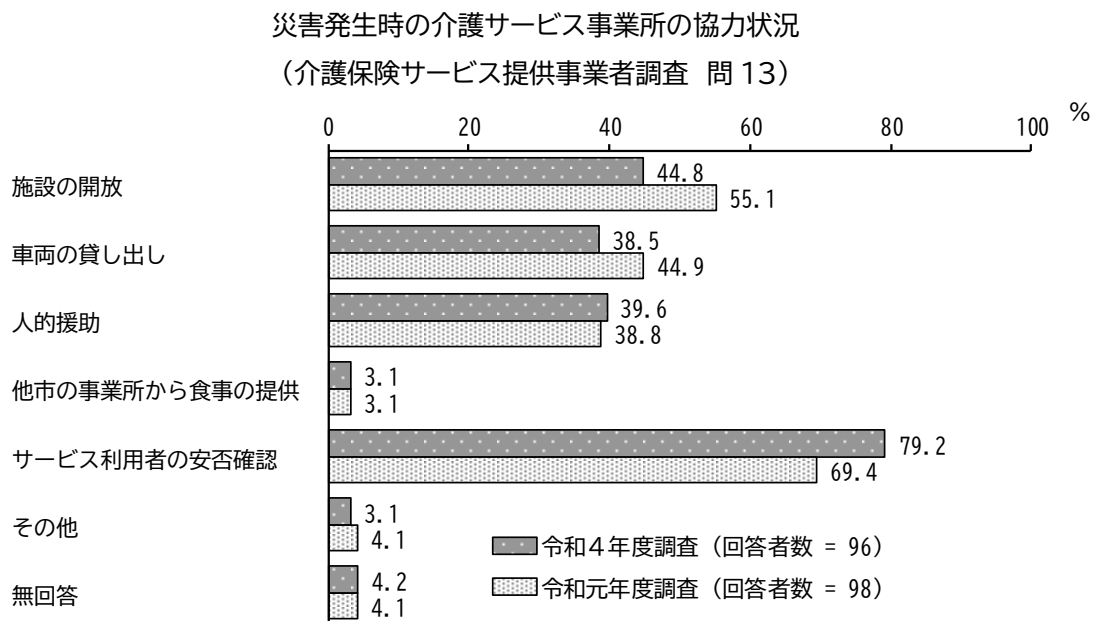
災害発生時に安全に避難するには身近に頼れる人が必要ですが、頼れる人が「いつもいる」と回答した人は47.0%と、半数弱にとどまっており、また、令和元年度調査よりも少なくなっています。また、頼れる人が「いない」と回答した人は18.1%と2割弱になっており、こうした人への支援をどうするかが課題となっています。



② 災害発生時の介護サービス事務所の協力状況

災害発生時に介護サービス事業所としてできることは、「サービス利用者の安否確認」が79.2%と最も高く、また、令和元年度調査よりも9.8ポイント高くなっています。

一方、施設の開放や車両の貸し出しなど、サービス利用者以外への協力については令和元年度調査よりも低くなっています。



5 日野市の課題

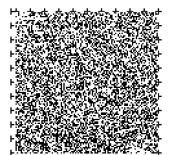
本市の課題については、「いつまでも安心して 自分らしく暮らせるまち 日野」が実現できるために必要な事項として、以下の6つを選びました。

(1) 地域包括ケアシステムの推進

- ・地域包括ケアの推進のためには、専門職が協働して地域におけるネットワークを構築し、地域が抱える課題の解決に向け、包括的かつ継続的に支援していく地域包括支援センターの役割が重要となります。
- ・高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して自分らしい生活を送るためには、高齢者が徒歩で参加できる身近なところで介護予防に取り組めるよう、介護予防に効果のある住民主体の体操・運動等の通いの場を充実させるとともに、高齢者自らが介護予防に向けた活動の担い手となり、社会参加を促す機会づくりも必要です。
- ・地域の見守り活動等とともに、ボランティア、特定非営利活動法人(NPO)や社会福祉法人等と共に支え合う地域づくりを進めていく必要があります。

(2) 担い手の確保と介護保険事業の充実

- ・介護分野に従事する職員の人材不足が全国的に顕著になってきており、未経験者の参入促進を含めた人材の確保が喫緊の課題となっています。
- ・現在従事している職員のスキルアップを促進することで効率性及び生産性を高め、提供サービスのクオリティを向上させていくことが必要です。
- ・介護分野における負担軽減、業務効率化に向けロボットや情報通信技術(ICT)等を活用した取組への支援が必要です。
- ・自宅を離れても住み慣れた地域で暮らせるよう、引き続き日常生活圏域ごとのニーズに合わせて地域密着型の居住系サービスの整備が必要です。
- ・今後、要介護認定者数が増加する中、必要な介護サービスニーズに対応するため、より一層、介護サービスの質の向上と確保に取り組む必要があります。
- ・介護に携わる介護者家族への負担は、精神的・肉体的な疲労が特に大きなものとなっています。在宅介護を推進する上で、家族の負担を軽減するための支援の充実が求められます。



(3) 高齢者の健康づくりと介護予防・重症化予防の推進

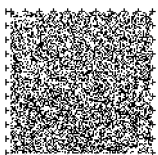
- ・介護予防の活動の場への専門職の関与も含め、フレイル対策、オーラルフレイル対策を中心に、介護予防を更に推進していくことが必要です。

(4) 在宅療養体制の推進

- ・在宅医療・介護の推進については、専門職のみでなく、広く市民に対して、在宅療養の理解の促進を図るとともに、在宅療養に関する不安や負担を軽減し、在宅療養を身近な選択肢の一つとして感じることができるような体制の整備が必要です。
- ・医療との連携において、今後の連携強化に向けて、医療関係者と介護関係者の情報交換の場の確保や情報を共有する場の充実が必要となります。
- ・在宅療養に関する医療や介護の情報を一元的に管理できる仕組みづくりが必要です。また、施策の改善に活用できるかたちでのデータ収集・管理する必要があります。
- ・令和5年度より、在宅療養支援課の一部業務が高齢福祉課に統合されたことを受け、「日野市在宅療養体制構築のための基本方針」に記載されていた事業内容を本計画で継承していきます。

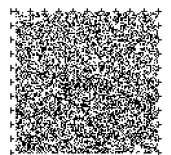
(5) 認知症高齢者と家族を支える仕組みの充実

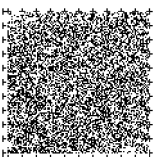
- ・認知症の状態に応じて、適切な医療・介護サービスを受けることができるようケアの流れを可視化し、早期診断・早期対応を促進するための相談支援体制を強化する必要があります。
- ・認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人・家族への適切な支援や、支援者・サービス提供者への専門的な認知症ケアの質の確保・向上を通じ、地域における総合的かつ継続的な支援体制を確立し、認知症高齢者や家族等の介護者を支援していく必要があります。



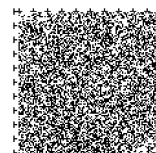
(6) 高齢者がいきがいを持って安全に、かつ安心して暮らせるまちづくり

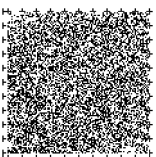
- ・団塊の世代が高齢期を迎え、就労機会の増大及び開拓を図るとともに、これまで培ってきた技能やノウハウを生かした働きがい、生きがいを生み出す活躍の場を提供することが必要です。
- ・高齢化が進行する中で、高齢者がその有する能力に応じて、できる限り自立した日常生活を送ることができるようにするとともに、サービスを必要とする方に対し個々の状態に応じて必要なサービスが提供されるようにするためには、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」を市の実情に応じて深化・推進していく必要があります。
- ・高齢者が住み慣れた地域で人としての尊厳を持ち続け、安心して暮らしていけるように、虐待や暴力に関する問題を認識し解決していける地域社会づくりが必要となります。全ての市民が、高齢者や社会福祉の問題を自分の問題として捉え、問題意識を高めていけるような人権意識の普及・啓発が望まれています。
- ・災害時の避難支援等を円滑に行うため、避難行動要支援者登録制度に基づき、要支援者の情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、安全・安心な地域づくりが必要です。また、一般避難所での生活が困難な人については、安心して避難生活が送れるよう福祉避難所の指定等が必要です。





第3章 計画の基本的な考え方





第3章

計画の基本的な考え方

1 本市の目指すべき姿

近年の社会動向や、制度改正、日野市の状況を踏まえ、日野市の目指すべき姿は第4期の考え方を継承し、「いつまでも安心して 自分らしく暮らせるまち 日野」と設定し、高齢者が自らの能力と活力を十分に発揮し、住み慣れた地域で個人の尊厳が守られながら自立した生活を送ることができる地域社会の構築を目指します。

また、高齢者福祉施策を進めるための根幹となる考え方を示すものとして、3つの基本理念を設定し、目指すべき姿を達成するため、6つの施策の柱を定め、柱ごとに具体的な取組の内容と重点事業を位置づけています。

**いつまでも安心して
自分らしく暮らせるまち 日野**

2 基本理念

(1) 高齢者の尊厳の保持と自立した生活を支援します。

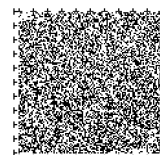
「尊厳の保持」「自立した日常生活」は、介護保険法第1条に記述されています。高齢になっても、介護が必要になっても、「自分の意志」で「自分らしく」暮らしていくことで、生活の満足度を高めていけるよう情報提供及びサービスの充実を図ります。

なお、「自分らしく暮らせる」とは、その人の身体状況や経済状況に関係なく、「このようにして生活したい」と思う生活ができる姿を目指しています。

(2) 総合的な地域包括ケアシステムを進めます。

地域包括ケアシステムについては、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」という5分野のサービスを一体的にとらえることで、総合的な視点から高齢者福祉施策を「漏れなく・無駄なく・垣根なく」展開します。

また、いわゆる8050問題のように、高齢者問題に加えて、その他の課題にも総合的に対応する地域包括ケアシステムの構築を図ります。



(3) 持続可能な支え合いの仕組みづくりを推進します。

高齢化がより一層進展する中、介護サービスやその他の地域生活支援サービスについて、年齢や立場に関係なく、高齢者を始めとした誰もが我が事として捉え、担い手としても参加できる仕組みが整うなど、持続可能な支え合いの仕組みづくりを進めます。あわせて、介護保険制度の健全な運用に努めます。

3 施策の柱

柱1 複合的な課題に対応できる地域包括ケアシステムの推進

高齢者に限らず、障害者、子ども、貧困など、複合的な課題を抱える方に対して、重層的・包括的な相談・支援体制を構築します。

あわせて、地域包括支援センターの充実を図るとともに、高齢者の方を始めとして地域の方が介護や支援の担い手、受け手という概念にとらわれず、お互いが身近な地域で支え合い、いきいきと自立して生活できることを目指します。

施策の項目

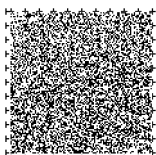
- ・ 地域包括支援センターの充実と重層的・包括的な相談・支援体制の構築
- ・ 生きがい創出への担い手の人材発掘と育成
- ・ 地域の支え合い体制の整備・充実
- ・ 権利擁護の推進

柱2 介護を支える担い手の確保と介護保険事業サービスの充実

高齢者が、介護サービスや関連するサービスを利用したいと思うときに、適切なサービスを受けることができるよう、人材の確保を図ります。あわせて介護保険事業サービスの充実を図るとともに、各種の生活支援サービスの充実を図ります。

施策の項目

- ・ 介護人材の確保
- ・ 施設・居住系サービスの充実
- ・ サービスの質の確保と向上
- ・ 介護家族支援



柱3 高齢者のフレイル予防と介護予防の推進

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも自分らしく、健康で過ごせるよう高齢者の健康づくりを支援し、フレイル予防・介護予防の取組を充実します。

施策の項目

- ・フレイル予防の推進
- ・介護予防・重度化予防の推進

柱4 在宅療養体制の推進

在宅療養における、4つの場面(日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り)における支援体制を整備していきます。支援にあたっては、在宅療養高齢者支援相談窓口を設置し、市民や支援者が各場面における相談、関係機関との調整が行えるようにするとともに、在宅療養について広く周知を行います。また、医療と介護の有機的なネットワークを構築していくことで、必要なときに在宅医療と介護が連携できるような体制の充実を図ります。支援事業の実施に当たっては、各種データを集約し、適切な支援が行えるように活用していきます。

これらの取組を通じて、市民が、住み慣れた自宅等で人生の最終段階を過ごせるようにすることを目指します。

施策の項目

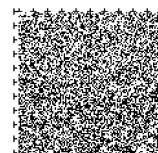
- ・患者やその家族を取り巻く療養環境の整備
- ・医療と介護の有機的なネットワークの整備

柱5 認知症の人とその家族を「共生」と「予防」の両面で支える 仕組みの充実

認知症基本法に対応した施策を実施し、認知症になっても、その人とその家族が必要な支援を受け、その人らしく生きられることを目指します。あわせて、自治会などの地域活動、学校などの教育機関と連携しながら、誰もが認知症のことを知り、支援の担い手になることができるよう援助します。

施策の項目

- ・認知症の早期診断、早期対応及び相談体制の充実
- ・認知症の周知啓発と共生への理解促進
- ・認知症当事者及び介護者への支援
- ・若年性認知症対策の推進



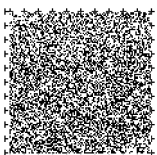
柱6 高齢者が尊厳を保持し、いきがいを持って安全に・かつ安心して暮らせる支援の充実

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも自分らしく過ごせるよう高齢者自身の取組と高齢者を支えるサービスや仕組みの充実を目指します。

また、災害などが発生した場合でも、高齢者が安心して生活でき、安全が確保されるような仕組みの充実を図るとともに、身体機能等が低下しても、住み慣れた家で住み続けることができるよう、支援機器等の提供の充実を図ります。

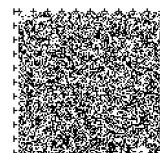
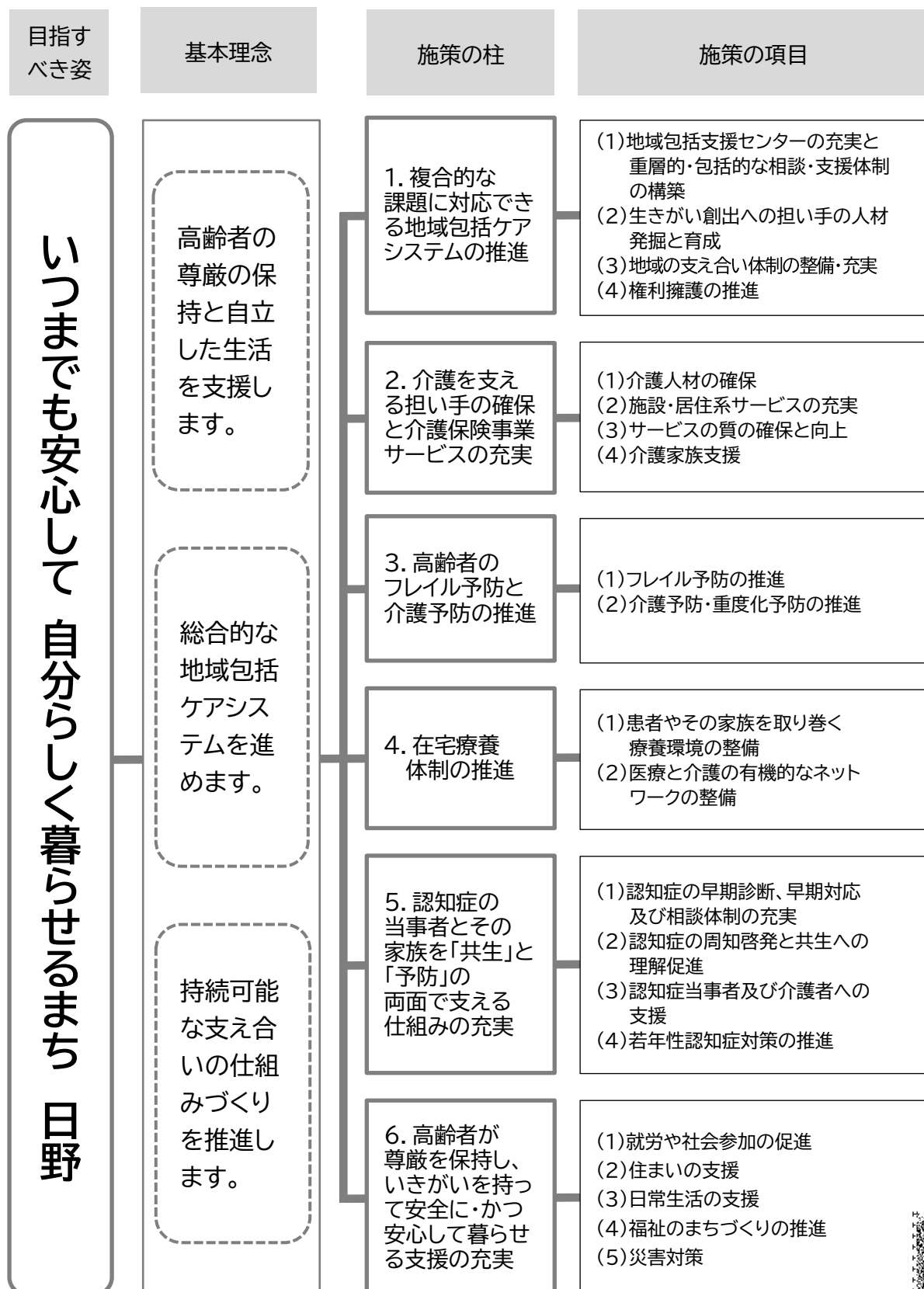
施策の項目

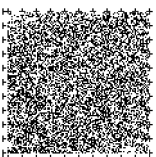
- ・就労や社会参加の促進
- ・住まいの支援
- ・日常生活の支援
- ・福祉のまちづくりの推進
- ・災害対策



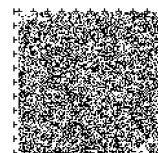
4 高齢者施策の体系

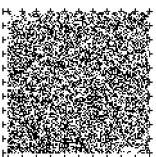
【施策体系図】





第4章 高齢者施策の展開と管理目標





第4章

高齢者施策の展開と管理目標

1 個別事業の今後の方針

柱1：複合的な課題に対応できる地域包括ケアシステムの推進

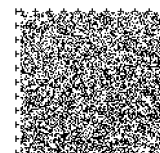
【施策体系】

施策の柱	施策の項目	事業(事業番号)
1. 複合的な課題に対応できる地域包括ケアシステムの推進	(1)地域包括支援センターの充実と重層的・包括的な相談・支援体制の構築	1101～1104
	(2)生きがい創出への担い手の人材発掘と育成	1201～1208
	(3)地域の支え合い体制の整備・充実	1301～1305
	(4)権利擁護の推進	1401

(1)地域包括支援センターの充実と重層的・包括的な相談・支援体制の構築

1101 地域包括支援センターの相談・支援体制の充実

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中核的な機関として、総合相談や権利擁護など、地域の高齢者の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援しています。地域包括ケアシステムの深化、さらには地域共生社会の実現に向け、地域包括支援センターの更なる充実が求められています。地域包括支援センターの適切な評価に基づく機能強化を行い、近年顕在化している 8050 問題等、複合的な課題への対応も含め、包括的な相談・支援体制の構築を進めます。					
	高齡福祉課					
【担当部署】	第4期(実績値)			第5期(目標値)		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込値)	R6年度	R7年度	R8年度
指標						
地域包括支援センターの相談・支援件数	45,492 件	43,257 件	43,500 件	44,000 件	44,500 件	45,000 件



1102 地域ケア会議の推進 【重点事業】

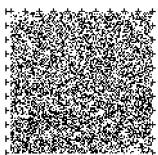
【概要】 及び 【方向性】	【継続】 地域ケア会議は、高齢者個人への自立支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に進める多職種協働による会議です。地域包括ケアシステムを実現するための有効な手段として積極的に活用します。 具体的には、地域包括支援センター主催による個別会議等の地域ケア会議と生活支援体制整備事業を連動させ、抽出された様々な地域課題を市の施策形成へとつなげる仕組みを構築します。 また、自立支援・介護予防の観点による地域ケア会議を開催し、関係者のケアマネジメント力の向上を目指すとともに、地域で最期まで自分らしく暮らすことができるよう高齢者の自立を支える地域づくりを進めます。 加えて各担当者の困難事例を平準化させ支援技術の質の向上のため学識経験者の助言による地域ケア合同会議を開催します。 高齢者だけではない「複合的な事例」（高齢者と家族の課題、8050 問題等）については、各関係部署、関係機関と連携し、学識経験者、有資格者等も加えた検討支援会議を行うことで対応していきます。
【担当部署】	高齢福祉課

1103 重層的な支援体制の整備

【概要】 及び 【方向性】	【新規】 次期の地域福祉計画(第5期)において、日野市における重層的支援体制の在り方を模索・検討していきます。
【担当部署】	福祉政策課(健康福祉部、こども部各課)

1104 家族介護者支援(ヤングケアラーを含む)

【概要】 及び 【方向性】	【2401 再掲】 家族を介護されている方が、ご家族同士の交流を通じて、様々な問題や悩みなど日ごろの思いを語り合い、介護のヒントと安心感を得られる憩いの場として地域包括支援センターが中心となり、市内を4つの圏域に分けて、家族介護者交流会を開催します。 また、支援に携わる関係部署や関係機関のほか、地域の支援者とも連携し、ヤングケアラー等を発見し、支援へつなげることができるよう努めます。
【担当部署】	高齢福祉課



(2)生きがい創出への担い手の人材発掘と育成

1201 老人クラブへの助成

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 地域の高齢者が、老人クラブの活動を通じて社会奉仕・健康増進等の活動を推進できるよう助成し、その活動を支援します。 今後も老人クラブの活動への助成を引き続き実施します。
【担当部署】	高齢福祉課

1202 高齢者の交流の拠点づくり「ふれあいサロン」

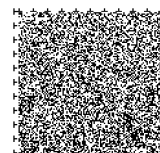
【概要】 及び 【方向性】	【継続】 ふれあいサロンは、地域の高齢者のほかにも様々な人が気軽に集い、趣味の活動や参加者同士の交流ができる地域の交流拠点です。多世代の交流を通して高齢者の見守りを自然な形で行う場であるとともに、サロン運営にボランティアとして関わるなど、地域の高齢者にとっての社会参加・地域活動の場としての機能も併せ持ちます。 今後も高齢者の交流の場・活躍の場それぞれの機能を維持しつつ、社会福祉協議会等が支援しているサロンの設置場所や活動内容、集会所等の立地を考慮し、ふれあいサロンを必要な地域に効果的に設置できるよう計画的に進めていきます。					
	高齡福祉課					
指標	第4期(実績値)			第5期(目標値)		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込値)	R6年度	R7年度	R8年度
設置数	11 か所	12 か所	12 か所	12 か所	13 か所	13 か所

1203 元気高齢者等交流事業

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 参加型のイベントや体操等を通じ、高齢者のための身近な地域における多世代交流の場や居場所を提供するものです。(愛称:ゆざわ・ここからネット) 元気高齢者の健康づくりや介護予防に取り組む共生型コミュニティの形成のために、「新しい生活様式」に沿った形で引き続き実施します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第4期(実績値)			第5期(目標値)		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込値)	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数 (延べ数)	3,173 人	5,174 人	5,200 人	5,300 人	5,400 人	5,500 人

1204 ひの市民大学事業

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 「学び」により、豊かな暮らしを自律的に実現するために、市民自らが学びたいことを企画運営する「ひの市民大学」事業を継続実施します。地域の様々な主体と連携し、多世代の交流を促進することで、市民の生きがいと健康を増進させ、生涯学習支援を行います。
【担当部署】	中央公民館



1205 成人・高齢者事業

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 高齢者の知識と経験を生かしながら、多世代交流を行い、高齢者の生きがいづくりに貢献できる講座等の事業を継続していきます。
【担当部署】	中央公民館

1206 福祉センターの運営

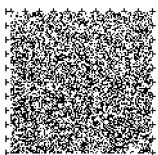
【概要】 及び 【方向性】	【継続】 主に高齢者や福祉団体等に健康増進、文化教養の向上、レクリエーション等の場として利用されている施設で、市内に4施設あります。今後も利用促進の取組を進めるとともに、施設の在り方については、公共施設等総合管理計画を踏まえ、長寿命化や複合化を検討します。
【担当部署】	高齢福祉課

1207 高齢者慶祝事業

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 100歳を新たに迎えられる高齢者に、「長寿のお祝い」を贈呈します。
【担当部署】	高齢福祉課

1208 在宅高齢者ケアサービス事業補助

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 日野市社会福祉協議会が実施する、日常生活に支障のある在宅高齢者に対し、家事援助サービスを市民が有償で提供する「在宅高齢者ケアサービス」事業を補助します。 介護予防・日常生活支援総合事業における生活援助では対応できない部分を補完するサービスとして、継続します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第4期(実績値)			第5期(予測値)		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込値)	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	474 人	413 人	450 人	460 人	460 人	460 人



(3)地域の支え合い体制の整備・充実

1301 生活支援体制整備事業の実施と地域活動団体の育成【重点事業】

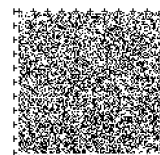
【概要】 及び 【方向性】	【拡充】 生活支援体制整備事業は、暮らしやすい地域づくりのために、生活支援ニーズ(困りごと)の把握、地域資源の開発、生活支援サービスの担い手である住民の社会参加の支援を生活支援コーディネーターがサポートし、取り組む事業です。 互近助サービスちょこすけの登録団体を増やすため、生活支援コーディネーターと連携し、立上げ支援に取り組めます。 第1層協議体、第2層生活支援コーディネーター連絡会をととして、フレイル対策や社会資源の創出に取り組めます。					
	高齡福祉課					
【担当部署】						
指標	第4期(実績値)			第5期(目標値)		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込値)	R6年度	R7年度	R8年度
活動団体数	—	10 団体	14 団体	20 団体	22 団体	24 団体

1302 地域包括支援センター相談協力員

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 民生委員・児童委員を相談協力員として位置づけ、地域包括支援センターや各関係機関と連携して地域の見守りを行っていきます。					
【担当部署】	高齡福祉課					

1303 高齢者見守り支援ネットワークの充実【重点事業】

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 高齢者人口の増加とともに、高齢者の単身世帯数や高齢者夫婦世帯数の割合も増加しています。さらに、地域のつながりの減少や家族関係の希薄化など、地域の支え合い機能も低下しつつある状況において、高齢者の見守りは、地域包括ケアシステムの一翼を担う重要な取組といえます。 高齢者見守り支援ネットワークは、虐待、徘徊、孤立死等の高齢者の異変を早期に発見するとともに、フレイル、認知症、ひとり暮らしなど地域の中で孤立しがちな高齢者を地域全体で見守り、支え合う仕組みです。 複数の目で見守る仕組みである協力事業所やふれあいサロン、地域独自の見守り方法など、多種多様な見守りネットワーク体制の充実を図るとともに、1対1の見守り体制を引き続き充実させます。 また、見守り支援ネットワーク事業の一環として、AI・IoT等の先端技術を用いた見守りシステム、スマホ・タブレットを活用した地域単位での見守り方法も検討します。					
【担当部署】	高齡福祉課					
指標	第4期(実績値)			第5期(目標値)		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込値)	R6年度	R7年度	R8年度
対象高齢者数	72 人	65 人	80 人	80 人	85 人	90 人
見守推進員数	152 人	167 人	176 人	180 人	185 人	190 人
協力事業所数	472 所	463 所	467 所	480 所	485 所	490 所



1304 はつらつ・あんしん調査

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 はつらつ・あんしん調査は、介護保険の認定を受けていないなどの要件を満たす 75 歳以上の高齢者を対象に実施する生活実態や緊急時の連絡先を把握するためのアンケート調査です。調査の結果は、地域包括支援センターや民生委員などとも共有し、見守り、熱中症予防対策、緊急時対応などに役立てています。 今後も調査を継続的に実施し、高齢者の生活実態の把握に努めます。
【担当部署】	高齢福祉課

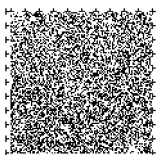
1305 高齢者見守り・声掛け支援(ごみ収集時)

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 見守りを必要とする高齢者を可燃ごみの排出を通じて安否確認し、さりげない見守り活動を行うことを目的としています。毎週 2 回の可燃ごみ収集日に排出の有無を確認し、3 回連続して排出が無い場合は地域包括支援センターへ連絡します。また、声掛けが必要な方に対しては、ごみ回収時に必ず声掛けを行い、安否確認を行います。安否確認ができない場合には、地域包括支援センターへ連絡します。
【担当部署】	ごみゼロ推進課

(4)権利擁護の推進

1401 成年後見制度の利用促進

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 成年後見制度の利用促進を図り、市民の権利擁護支援体制を整備します。 成年後見制度利用者のうち、成年後見人等への報酬負担が困難な方に費用の助成を行います。この制度では、経済的な負担を理由に成年後見制度の利用ができないことがないように、成年後見制度のPRとともに助成制度の普及を図り、成年後見制度の利用促進につなげます。 「日野市成年後見制度説明会(相談会)」を開催し、市民や市内事業所等に対して制度の周知を図り、成年後見制度を必要とする方の利用を促進します。また、調布市、狛江市、多摩市、稲城市と共同で運営している「多摩南部成年後見センター」においては、成年後見制度に係る広域的な中核機関として、法人後見、市民後見人の育成、専門職紹介などを実施するとともに、「日野市社会福祉協議会(権利擁護センター日野)」においては、市民にとって身近な中核機関として、成年後見制度の個別の相談支援を行うなど、中核機関としてのそれぞれ役割を明確化することで、効果的かつ効率的に成年後見制度の利用促進の取組を推進します。
【担当部署】	高齢福祉課・福祉政策課



柱2：介護を支える担い手の確保と介護保険事業サービスの充実

【施策体系】

施策の柱	施策の項目	事業（事業番号）
2. 介護を支える担い手の確保と介護保険事業サービスの充実	(1)介護人材の確保	2101～2104
	(2)施設・居住系サービスの充実	2201
	(3)サービスの質の確保と向上	2301～2309
	(4)介護家族支援	2401～2402

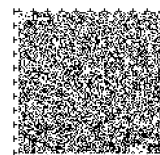
(1)介護人材の確保

2101 介護人材確保事業の実施【重点事業】

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 介護サービスを担う職員の確保が困難になっている現状を踏まえ、介護人材の確保と育成が求められています。 介護人材の裾野を広げるため研修等を実施し、研修後は市内介護事業所への雇用を促進させ、人材確保につなげます。 確保した人材に対しては、資格取得等によるスキルアップを促し、育成を図っていきます。また、離職防止のため、就職後もフォローアップのためのアプローチを継続し、介護分野での定着を支援していきます。					
	介護保険課					
指標	第4期(実績値)			第5期(目標値)		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込値)	R6年度	R7年度	R8年度
雇用者数	7人	4人	8人	15人	30人	30人
研修受講者	43人	26人	18人	20人	60人	60人

2102 資格取得支援事業の実施【重点事業】

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 介護人材の確保が困難になっているため、介護に係る資格取得に向けて、介護の資格取得(初任者研修など)の費用補助を行っています。 補助の対象は市内事業所への勤務等を条件としているため、市内における人材確保に寄与します。 今後は有資格者の人材確保と介護の質を高めていきます。					
	介護保険課					
指標	第4期(実績値)			第5期(目標値)		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込値)	R6年度	R7年度	R8年度
資格取得者	54人	67人	57人	60人	70人	80人

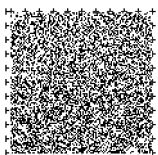


2103 福祉人材育成研修等事業

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 職種・階層別の介護・保育・障害等施設及び事業所(以下「施設等」という。)の従事職員を対象としたスキルアップのための研修会のほか、人材の確保を目的とした「福祉のしごと相談会・見学会」、若い福祉人材と市内施設等との橋渡し事業などを引き続き実施します。 また、中長期的な視点での、より効果的な人材確保の支援策についても検討し、施設等の厳しい人材確保状況の緩和を目指します。 連携部署・福祉政策課・介護保険課・障害福祉課・保育課
【担当部署】	福祉政策課

2104 奨学金返還支援事業

【概要】 及び 【方向性】	【新規】 慢性的な人材不足となっている福祉人材の確保・定着のため、奨学金返還支援事業を実施し、市内の施設・事業所で働き続ける福祉人材の確保につなげます。
【担当部署】	福祉政策課



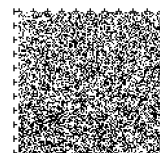
(2)施設・居住系サービスの充実

2201 施設・居住系サービスの整備

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 令和22年(2040年)に向けて、高齢者人口が増加していく中、高齢者の住まいとなる、施設・居住系サービスの整備を継続していきます。 要介護状態となった方の中心となる介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)を始め、介護付き有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅など、高齢者の住まいの選択肢は多様化していますが、介護人材の不足は、施設・居住系サービスにおいても大きな課題となっています。これらの背景を踏まえながら、高齢者が安心して生活することができる環境を整備できるよう努めていきます。
【担当部署】	介護保険課・高齢福祉課

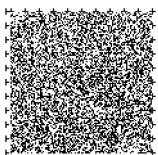
■各サービスの機能概要

事業名	【概要】
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で、自宅等での生活が困難な方が入所し、日常生活上必要な支援や介護、機能訓練などを行う施設サービスです。(定員 30 人以上の施設)
介護老人保健施設 (老人保健施設)	病気やけがなどの治療後在宅復帰を目指す方が入所し、看護や医学的管理下における介護、リハビリテーションなどを行う施設サービスです。
介護医療院(旧介護療養型医療施設(療養型病床群等))	【介護医療型医療施設から制度移行】 慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」の機能を兼ね備えた施設サービスです。
特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム等における介護)(予防含む)	有料老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウス)等に入所している方に対して、入浴、排泄、食事などの介護、その他日常生活上の支援を行う居宅サービス(居住系)です。また、必要に応じて、特定施設の増設も検討します。
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)(予防含む)	認知症の人が少人数で共同生活を営み生活する拠点です。入所している方に対して、入浴、食事等日常生活上の支援、機能訓練などを行う地域密着型サービス(居住系)です。
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員 29 人以下の有料老人ホーム等に入所している方に対して、入浴、排泄、食事などの介護、その他日常生活上の支援を行う地域密着型サービス(居住系)です。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員 29 人以下の特別養護老人ホームで、日常生活上必要な支援や介護、機能訓練などを行う地域密着型サービス(施設サービス)です。日野市における設置はありません。
サービス付き高齢者向け住宅	バリアフリー構造等を有し、安否確認や生活相談等のサービスの提供が受けられる「サービス付き高齢者向け住宅」を民間事業者が設置・運営するものです。
有料老人ホーム	食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設です。介護付、住宅型、健康型の3類型あり、介護付は特定施設(特定施設入居者生活介護)の事業所指定を受けており、入居者は介護が必要になれば、ホームの提供する入居者生活介護サービスを利用することができます。住宅型は生活支援サービスが付いており、地域の居宅介護サービスを利用することができます。健康型は、介護保険サービスを受けることができません。



■本市における施設・居住系サービスの提供状況及び方向性

			令和 5 年 状況		令和 8 年 目標		方向性
			市内設置数 (箇所)	定員数等 (人)	市内設置数 (箇所)	定員数等 (人)	
広域型	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)		7	701	7	705	既存施設のベッド転換により、定員数増を行う予定です。
	介護老人保健施設 (老人保健施設)		5	549	5	549	定員数を維持継続します。
	介護療養型医療施設(療養型病床群等)(R6.4～介護医療院)		1	78	1	78	定員数を維持継続します。
	特定施設 入居者生活介護	介護付 有料老人ホーム	7	427	7	427	定員数を維持継続します。
		軽費老人ホーム (ケアハウス)	1	30	2	60	施設増設の調整を行っていきます。
		サービス付き高齢者向け住宅	2	88	3	111	定員数を維持継続します。
地域密着型	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)		8	108	9	126	施設増設の検討を行っていきます。
	特定施設入居者生活介護		1	28	1	28	定員数を維持継続します。
	介護老人福祉施設入所者生活介護		0	-	0	-	新設の予定はありません。
介護保険サービス外	住宅型有料老人ホーム		0	-	-	-	登録制のため設置数の総量規制は行いません。日野市では充足しているため、供給の促進も行いません。
	サービス付き高齢者向け住宅		4	96	-	-	



(3)サービスの質の確保と向上

2301 要支援認定・要介護認定の適正化(介護給付適正化事業)

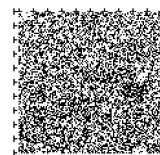
【概要】 及び 【方向性】	【継続】 要支援、要介護認定事務の適正な実施(要介護認定の平準化)を確保するため、研修等による調査員のスキル向上に努めます。 ばらつきのある調査項目や特記事項の記載方法に重点を置いた調査員研修を実施します。 厚生労働省の調査員向け研修(e-ラーニングシステム)の受講を委託先調査員に促します。					
【担当部署】	介護保険課					
指標	第4期(実績値)			第5期(目標値)		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込値)	R6年度	R7年度	R8年度
研修受講者数 (e-ラーニング登録者数含む)	12 人	24 人	7人	50 人	50 人	50 人

2302 ケアプラン点検(介護給付適正化事業)

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 日常生活圏域(4圏域)ごとに、地域包括支援センター及び市内居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員と連携し、地域のケアマネジャーが作成したケアプランに対して指導・助言を行います。受給者が真に必要なサービスを確保するとともに適切なケアプランの作成に向けて、ケアマネジャーの支援を引き続き行います。					
【担当部署】	介護保険課					
指標	第4期(実績値)			第5期(目標値)		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込値)	R6年度	R7年度	R8年度
ケアプラン点検件数	5件	6件	5件	5件	5件	5件

2303 福祉用具購入・住宅改修の訪問調査(介護給付適正化事業)

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 利用者宅を訪問し、住居の状態を確認することにより、利用者の心身状態にあうよう福祉用具の購入や住宅改修の必要性等を利用者及び事業者へ助言をします。					
【担当部署】	介護保険課					
指標	第4期(実績値)			第5期(目標値)		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込値)	R6年度	R7年度	R8年度
訪問回数	34 件	35 件	22 件	50 件	50 件	50 件



第4章 高齢者施策の展開と管理目標

2304 縦覧点検・医療情報との突合(介護給付適正化事業)

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 受給者ごとに複数月にまたがる支払い状況を確認し、医療保険情報との突合により、請求内容の誤りや重複請求を防ぎ、介護給付の適正化に努めます。					
【担当部署】	介護保険課					
指標	第4期(実績値)			第5期(目標値)		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込値)	R6年度	R7年度	R8年度
突合回数	12 回	3 回	12 回	12 回	12 回	12 回

2305 介護給付費通知の発送(介護給付適正化事業)

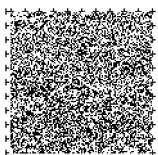
【概要】 及び 【方向性】	サービス利用者や家族に対して、介護給付の内容と説明資料を送付し、不正請求の発見と介護保険制度及び介護給付の適正化への理解を促す制度でしたが、費用対効果が見込みづらいとの理由により、令和6年1月19日付で厚生労働省から介護保険施行規則を改正する省令が交付され、令和6年度以降廃止されることとなりました。					
【担当部署】	介護保険課					
指標	第4期(実績値)			第5期(目標値)		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込値)	R6年度	R7年度	R8年度
発送回数	1 回	1 回	1 回	廃止	廃止	廃止

2306 事業者に対する指導・助言

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 適切な事業運営や介護報酬の請求等について、事業者には正確な理解を促すため、運営指導を行い、利用者に適正でより良いサービス提供ができるよう事業者を支援し、サービスの質を確保するとともに介護給付の適正化に努めます。					
【担当部署】	福祉政策課					
指標	第4期(実績値)			第5期(目標値)		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込値)	R6年度	R7年度	R8年度
運営指導件数	12 件	20 件	19 件	10 件	10 件	10 件

2307 サービス事業者連絡会の開催

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 サービス水準の向上を図ることを目的に、定期的に連絡会を開催します。今後も引き続き、市からの情報発信や事業者間での情報共有及び連携が図れるよう事業者支援を行います。					
【担当部署】	介護保険課					
指標	第4期(実績値)			第5期(目標値)		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込値)	R6年度	R7年度	R8年度
開催回数	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回



2308 福祉サービス第三者評価受審費補助事業

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 評価結果によってサービスの質の向上を図ります。また、福祉サービス提供事業者に対して、受審に係る費用を補助し、円滑に受審できるよう引き続き支援します。					
【担当部署】	介護保険課					
指標	第4期(実績値)			第5期(目標値)		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込値)	R6年度	R7年度	R8年度
受審施設数	3施設	5施設	6施設	6施設	6施設	6施設

2309 生計困難者に対する利用者負担額軽減事業

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 低所得で生計が困難な方が、経済的理由からサービス利用を控えることがないよう、社会福祉法人及びサービス提供事業者が利用者の自己負担額を軽減し、その一部を市が補助します。また、軽減事業実施事業者の拡大に努めます。					
【担当部署】	介護保険課					
指標	第4期(実績値)			第5期(目標値)		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込値)	R6年度	R7年度	R8年度
対象者数	40 人	38 人	40 人	40 人	45 人	50 人

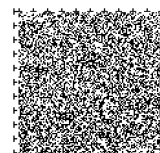
(4)介護家族支援

2401 家族介護者支援(ヤングケアラーを含む)

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 家族を介護されている方が、ご家族同士の交流を通じて、様々な問題や悩みなど日ごろの思いを語り合い、介護のヒントと安心感を得られる憩いの場として地域包括支援センターが中心となり、市内を4つの圏域に分けて、家族介護者交流会を開催します。 また、支援に携わる関係部署や関係機関のほか、地域の支援者とも連携し、ヤングケアラー等を発見し、支援へつなげることができるよう努めます。					
【担当部署】	高齢福祉課					

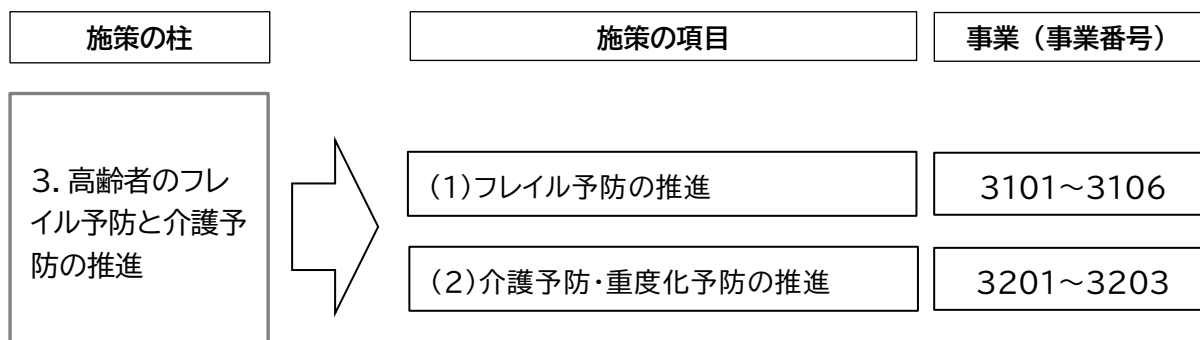
2402 家族介護慰労金支給事業

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 1年以上介護サービスを利用せず要介護4・5の高齢者を介護する家族(非課税世帯)に対して、慰労金(年 10 万円)を支給します。対象者には介護保険サービスの積極的な活用を促します。					
【担当部署】	介護保険課					



柱3：高齢者のフレイル予防と介護予防の推進

【施策体系】



(1)フレイル予防の推進

3101 地域で支える健康づくりの推進

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 高齢者が運動を継続していくためには、身近な地域で、人と人のつながりを生かした運動の場につながっていくことが大切です。 地域を担当する保健師が、高齢者が主体的に運動に取り組んでいけるよう、個々のニーズに応じた運動の機会を案内するとともに、運動の機会に関するリーフレットを作成し、これから運動習慣を身につけたい高齢者に向けて情報提供を行います。
【担当部署】	健康課

3102 高齢者が気軽に参加できるスポーツ事業の推進

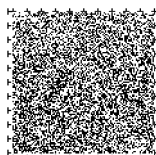
【概要】 及び 【方向性】	【拡充】 スポーツ推進委員により、高齢者が気軽に参加できる、ちょこっとウォーキング事業の実施やニュースポーツの指導・普及を推進します。 また、高齢者が一人でも取り組みやすいよう、オンライン配信などのデジタル技術を活用したイベントを実施します。
【担当部署】	文化スポーツ課

3103 日野市市民の森ふれあいホール及び南平体育館の活用

【概要】 及び 【方向性】	【拡充】 日野市市民の森ふれあいホール及び南平体育館において実施する、カルチャー＆スポーツ教室の参加者増加を促進します。
【担当部署】	文化スポーツ課

3104 高齢者の食生活改善事業(フレイル予防)

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 通いの場において高齢者の食生活改善に関する基本的な知識の普及啓発に取り組めます。また、フレイル予防や低栄養予防についての普及啓発を行います。
【担当部署】	高齢福祉課・健康課

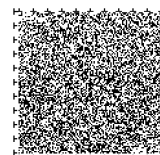


3105 介護予防・フレイル予防普及啓発事業【重点事業】

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 高齢者の生活機能が低下しないよう介護予防・フレイル予防に資する基本的な知識の普及啓発や運動を始めるきっかけづくりを目的とした体操教室や講座等を開催します。また、オンラインや動画を活用し、自宅で介護予防・フレイル予防を実施できる仕組みを合わせて実施します。
【担当部署】	高齢福祉課

3106 地域介護予防活動支援事業の推進【重点事業】

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 現在活動している団体の活動継続及び新規団体の増加を促すため、動機づけとなる企画や仕組みづくりが必要となります。フレイルアップ教室等、市の運動事業へ参加した市民への呼びかけを強め、新規団体数の増加及び活動参加者数の増加を狙います。また、既存団体の活性化を図っていくため、専門職との連携を強化して既存団体へ派遣する回数を増加させます。				
【担当部署】	高齢福祉課				
指標	第4期(実績値)			第5期(目標値)	
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込値)	R6年度	R7年度 R8年度
地域介護予防 新規活動 団体数	1団体	5団体	2団体	1団体	1団体



(2)介護予防・重度化予防の推進

3201 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業

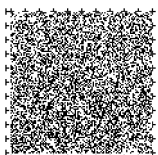
【概要】 及び 【方向性】	【継続】 東京都後期高齢者医療広域連合から受託し保険年金課、高齢福祉課、健康課が連携し、高齢者の健康寿命を延伸し、医療費や介護給付費を増大させないことを目的に実施する事業です。 後期高齢者の医療(レセプト等)と健診結果と介護情報に関するデータシステム(KDB システム)等を活用し、地域の健康課題を明確化し、フレイルリスクの高い対象者を抽出します。 健康課題がある高齢者に対して個別に介入するハイリスクアプローチと、高齢者の集まりを活用し、フレイル予防に関する健康教育や相談を行うポピュレーションアプローチを行います。
【担当部署】	健康課・保険年金課・高齢福祉課

3202 サービスC事業(短期集中予防サービス)

【概要】 及び 【方向性】	【新規】 サービス卒業後の自立した生活の在り方について、生活支援体制整備事業において検討したうえで、生活機能改善のための運動器の機能向上や栄養改善等に資するプログラムを提供する事業を検討します。また、地域における様々な関係者とのネットワークを構築し、対象者を適切に把握するため、地域包括支援センターの相談・支援機能の充実を図ります。
【担当部署】	介護保険課

3203 介護予防・生活支援サービス事業

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 心身状態や生活機能の低下が見られ、支援を要する方に、介護予防を主な目的として訪問サービス、通所サービスを提供します。日野市では、「重点ケア型」「混合ケア型」「生活援助型」の3種類のサービスにより、利用者の方の心身状態等に応じ、きめ細やかなサービスの提供を行います。
【担当部署】	介護保険課



<参考資料> ■リハビリテーション提供体制に関するデータ分析

介護予防・重度化予防の事業検討を行うために、リハビリテーション提供体制に関するデータの集計を行っています。

リハビリテーションサービスの提供体制について、日野市における認定者1万人あたりのリハビリテーションサービス提供事業所数は、東京都平均は上回っているものの、全国平均を下回っています。リハビリテーション専門職の数についても、東京都平均は上回っているものの、理学療法士、言語聴覚士については、全国平均を下回っています。

また、第5期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査のうち、居宅介護支援事業所等調査では、介護資源の充足度の項目において、各リハビリテーションサービスは、ある程度充足しているとの結果となっています。

以上の状況から、利用者に充分なリハビリテーションサービスを提供するためには、引き続き、リハビリテーション事業所数の確保及び専門職の人材確保に努めるとともに、サービスがある程度充足していることから、サービスの提供方法について、改めて検討を行う必要があることが確認できます。

・リハビリテーションサービス提供事業所数(認定者1万人あたり)(2021年)

	全国	東京都	日野市
介護老人保健施設	6.32	3.24	5.22
訪問リハビリテーション	8.36	6.09	6.26
通所リハビリテーション	12.42	6.57	8.34

(出典)厚生労働省「介護保険総合データベース」及び厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報

・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士のリハビリテーションサービス従事者数(認定者1万人あたり)(2017年)

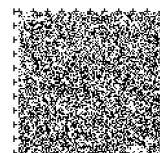
	全国	東京都	日野市
理学療法士	29.42	18.99	21.30
作業療法士	16.35	10.88	24.85
言語聴覚士	3.06	2.66	5.92

(出典)厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」及び厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報

・介護資源の充足度について

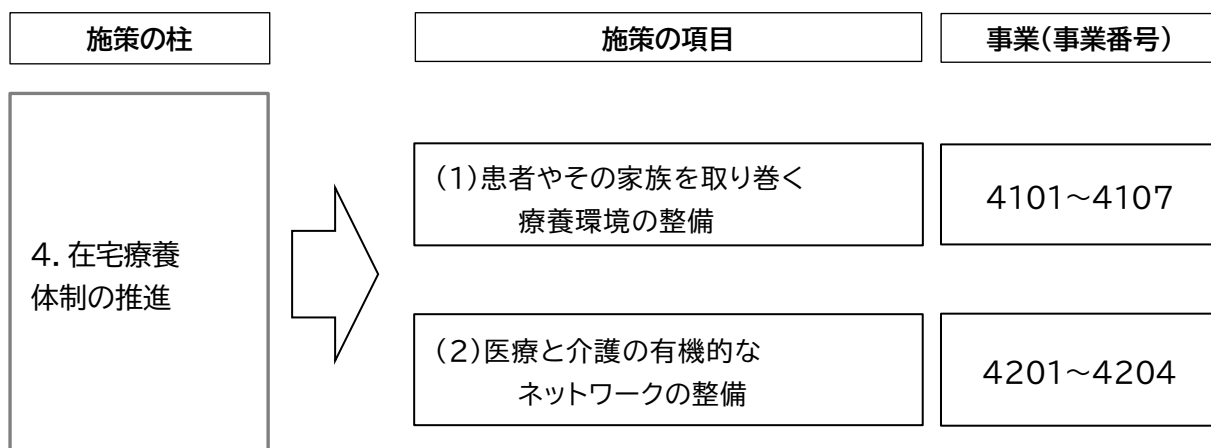
区分	回答者数(件・パーセント)	過剰	充足(待機を要することはない)	ほぼ充足(暫時、待つことはあるが、困るほどではない)	やや不足(1~2か月待つことがある)	不足している	無回答
介護老人保健施設	34	—	3	22	6	3	—
	100.0	—	8.8	64.7	17.6	8.8	—
訪問リハビリテーション	34	—	19	11	3	1	—
	100.0	—	55.9	32.4	8.8	2.9	—
通所リハビリテーション	34	—	15	15	4	—	—
	100.0	—	44.1	44.1	11.8	—	—

(出展)第5期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書(2023年)



柱4：在宅療養体制の推進

【施策体系】



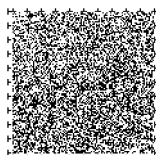
(1)患者やその家族を取り巻く療養環境の整備

4101 在宅療養高齢者支援相談窓口の充実【重点事業】

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 在宅療養高齢者支援窓口は、在宅療養に関する相談や情報提供を行い、4つの場面（日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り）に必要な関係機関との連携・調整などを行う窓口です。 在宅療養患者やその家族が安心して在宅での療養生活を継続できるよう、関係機関と連携・協力し、在宅療養患者等への支援を行います。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第4期(実績値)			第5期(目標値)		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込値)	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	1,482 人	1,164 人	1,200 人	1,200 人	1,200 人	1,200 人

4102 在宅医療・介護関係者の連携支援(医療と介護の連携推進勉強会)

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 医療と介護の連携推進勉強会は、市又は地域包括支援センターが主催し、医療と介護の専門多職種が参加する勉強会です。 専門多職種間の相互コミュニケーションの円滑化を図る有効な手段として、勉強会の開催を継続し、緊密な連携体制を構築します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第4期(実績値)			第5期(目標値)		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込値)	R6年度	R7年度	R8年度
	勉強会の 開催数	11 回	13 回	14 回	12 回	12 回



4103 在宅療養の普及啓発

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 在宅療養について、不安や疑問、負担感を持っている方も少なくありません。 療養が必要になった患者や家族が、病院や施設以外の療養場所として、在宅療養という選択肢があることを知り、必要に応じて選ぶことができるよう、在宅療養に関する様々な情報をあらゆる媒体を活用し広く市民に発信し、在宅療養の普及啓発を進めます。
【担当部署】	高齢福祉課

4104 二次医療圏内・関係市町村の連携体制の構築

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 市外の医療機関を退院し在宅療養に移行する場合であっても、在宅医療と介護の適切な支援が行われるよう、二次医療圏内の関係者間における円滑な情報共有の方法やツール作成等について、各市の担当部門や医師会等に設置されている在宅療養相談窓口と協議・検討を行い、連携体制の構築を進めます。
【担当部署】	高齢福祉課

4105 在宅療養高齢者一時入院事業

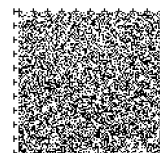
【概要】 及び 【方向性】	【継続】 在宅で療養生活をする医療対応を要する要介護状態の高齢者等が、介護者の入院等により在宅生活の継続が困難となった場合に、一時的に医療機関に入院し、適切な医療を適時受けることができるよう専用の入院病床を確保する事業です。 在宅療養患者やその家族が安心して在宅での療養生活を継続できるよう、今後も必要な病床数を確保します。
【担当部署】	高齢福祉課

4106 高齢者緊急一時保護事業

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 介護者の緊急入院や養護者からの虐待により在宅での生活が困難となった場合に高齢者を介護施設で一時的に保護(介護)する事業です。迅速かつ円滑に制度の利用ができるよう、今後も適正な数の介護施設と受入れに関する契約を締結します。
【担当部署】	高齢福祉課

4107 高齢者緊急一時保護(シェルター確保)事業

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 高齢者緊急一時保護(シェルター確保)事業は、養護者からの虐待を受けた高齢者を一時的に保護(介護)するための施設の居室を通年で確保する事業です。迅速かつ円滑に制度の利用ができるよう、今後も適正な数の居室を確保をします。
【担当部署】	高齢福祉課



第4章 高齢者施策の展開と管理目標

(2)医療と介護の有機的なネットワークの整備

4201 在宅高齢者療養推進協議会(検討部会)の開催

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 在宅高齢者療養推進協議会は、在宅療養に関する課題の検討等を行う会議体です。また、協議会の下に検討部会を設け、在宅療養の4つの場面(日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り)別に見た連携の推進について具体的な取組の検討・企画・運営をしていきます。
【担当部署】	高齢福祉課

4202 医療と介護の連携支援ツールの普及

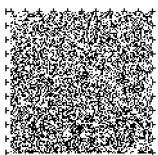
【概要】 及び 【方向性】	【継続】 医療と介護の連携支援ツールとして、医療と介護の関係者が高齢者の支援に必要な情報を円滑にやり取りするための市の統一様式である、介護と医療の連携シートや多職種連携ガイドを市内の関係者間で運用しています。医療と介護の連携体制を推進・強化するため、このような連携支援ツールの普及啓発の取組を今後も継続し、関係者が更に使いやすいと感じるような医療と介護の連携シートの改善、多職種連携ガイドの更なる利用促進を図ります。
【担当部署】	高齢福祉課

4203 ICTを活用した情報ネットワークの構築

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 市民が安心して在宅で療養ができるように、医療や介護サービスの多くの専門職がリアルタイムに情報を共有し充実したサービスを提供するため、非公開型医療介護専用SNSである「MCS(メディカルケアステーション)」の活用を促進した情報連携ネットワーク事業の取組を推進します。また、専門職がより利用しやすい情報連携ネットワークとなるように検討を行っていきます。
【担当部署】	高齢福祉課

4204 保健師の専門性を生かしたコーディネート機能の促進支援の充実

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 市の保健師の配置、人材育成、評価、活動方針を整備し、保健師が全ての住民の健康の維持増進を支援する専門職としてその専門性を発揮できるよう環境を整備していきます。 さらに、保健師が地域の専門職等との多職種連携を推進し、地域の人的・社会的資源の活用を念頭に入れた支援を進め、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができる環境を整えます。
【担当部署】	健康福祉部・市民部



柱5：認知症の人とその家族を「共生」と「予防」の両面で支える仕組みの充実

【施策体系】

施策の柱	施策の項目	事業(事業番号)
5. 認知症の人とその家族を「共生」と「予防」の両面で支える仕組みの充実	(1) 認知症の早期診断、早期対応及び相談体制の充実	5101～5102
	(2) 認知症の周知啓発と共生への理解促進	5201～5203
	(3) 認知症当事者及び介護者への支援	5301～5304
	(4) 若年性認知症対策の推進	5401～5402

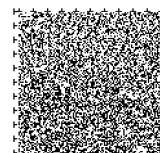
(1) 認知症の早期診断、早期介入及び介護提供体制の充実

5101 認知症の人や家族を支える医療と介護の連携【重点事業】

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 認知症が今後更に増加していくという将来予測を踏まえ、認知症の早期発見、早期介入や適切な医療及び介護の提供体制の確立が求められています。 「認知症対策推進会議」にて事業の検討や方向性の確認など、関係機関の円滑な連携に向け推進していきます。 引き続き、医師会や地域連携型認知症疾患医療センターとの連携強化に取り組み、「もの忘れ予防検診」や認知症初期集中支援チームによる訪問活動など早期発見の体制を推進していきます。 併せて認知症に関する正しい知識や対応の仕方など普及啓発を進めます。
	【担当部署】 高齢福祉課

5102 地域における認知症の理解促進や適切な支援を目的とした地域づくりの推進

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 認知症に関する正しい知識の普及啓発や認知症の人や家族に対する個別支援、関係機関とのネットワークづくり等を重点的に行う専門員として「認知症地域支援推進員」を各地域包括支援センターに配置しています。 また、個別のケースの後方支援や認知症対策推進会議の開催等、医療専門職の視点に基づく助言やコーディネートを行う認知症の専門員として「認知症支援コーディネーター」を配置し認知症の人と家族の支援に引き続き取り組んでいきます。 今後も認知症地域支援推進員を中心に認知症の人や家族の視点に立った地域づくりを進めます。
	【担当部署】 高齢福祉課



(2)認知症の周知啓発と共生への理解促進

5201 認知症サポーターの養成【重点事業】

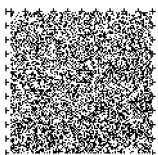
【概要】 及び 【方向性】	【継続】 認知症の人が住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けていくためには、地域や職域などで認知症への理解を深めてもらうことが重要です。 認知症サポーターは、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者です。認知症であっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができるよう、認知症サポーターの養成を更に推進し、認知症高齢者にやさしい地域づくりを進めます。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第4期(実績値)			第5期(目標値)		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込値)	R6年度	R7年度	R8年度
認知症サポーター数 (延べ数)	20,564 人	21,879 人	23,000 人	24,000 人	25,000 人	26,000 人

5202 認知症を知る月間の開催

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 9月21日の「世界アルツハイマーデー」に合わせ、平成26年度から毎年9月を「認知症を知る月間」とし、市民の認知症への理解促進や家族介護者への支援等を目的として、様々なイベントを開催しています。今後も、市民が認知症に対する知識と理解を深め、認知症の人や介護者が暮らしやすい地域づくりを推進するため、取組を継続します。					
【担当部署】	高齢福祉課					

5203 認知症ケアパスの充実

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 自分のできる「認知症チェックリスト」等を掲載した「認知症ガイドブック」(認知症ケアパス)を認知症検診事業対象者へ配布し、認知症に関する正しい知識の普及啓発を推進します。これは、認知症検診の結果により、認知機能障害の疑いとなった方への相談先の周知や専門医療機関の案内、介護サービスの紹介や進行予防の啓発などの情報が整理された冊子です。今後も認知症当事者の方やその家族の方のご意見や関係者からの意見を踏まえ、掲載内容を改定します。					
【担当部署】	高齢福祉課					



(3) 認知症当事者及び介護者への支援

5301 認知症当事者及び介護者の交流を通じた認知症バリアフリーの推進【重点事業】

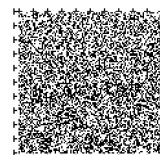
【概要】 及び 【方向性】	【継続】 認知症当事者を介護している家族が、ご家族同士の交流を通じて、様々な問題や悩みなど日頃の思いを語り、介護のヒントと安心感を得られる「家族介護者交流会」や認知症当事者も参加できる「オレンジ広場(認知症カフェ)」「本人ミーティング」を地域で実施していきます。 また、これらの場に地域の中で孤立しがちな認知症の人や家族もいつでも気軽に参加できるようにし、専門家への相談や地域の人との相互交流を通して介護負担の軽減や悩みを解消できるよう取り組んでいきます。 さらに、支援者が当事者の意見を聞くことで認知症の人がより暮らしやすい地域づくりを進めます。地域で支え、見守る体制作りを進めます。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第4期(実績値)			第5期(目標値)		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込値)	R6年度	R7年度	R8年度
本人ミーティング開催回数	-	5回	7回	7回	7回	7回

5302 チームオレンジの設置【重点事業】

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 認知症の人や家族を地域全体で見守り・支えていくためには、その担い手となり得る人材を育成し、地域で活躍してもらう仕組みづくりが必要です。 チームオレンジは、認知症サポーターの活動をさらに前進させ、地域で暮らす認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを結びつける取組です。 認知症の人やその家族を支える地域の担い手となる人材を養成し、支援ニーズと結びつけることで、認知症の人がより暮らしやすい地域づくりを進めます。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第4期(実績値)			第5期(目標値)		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込値)	R6年度	R7年度	R8年度
チームオレンジ設置数	-	0 か所	1 か所	1 か所	2 か所	2 か所

5303 認知症高齢者 SOS ネットワーク

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 認知症により徘徊のおそれのある高齢者を、家族等の同意を得て事前に登録してもらい、登録した情報を地域包括支援センターや日野警察と情報共有するものです。徘徊発生時には市、地域包括支援センター、日野警察のほか、市内の様々な事業所と情報を共有することで高齢者の早期発見・保護に努めます。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第4期(実績値)			第5期(目標値)		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込値)	R6年度	R7年度	R8年度
高齢者徘徊 SOS ネットワークの登録者数	346 人	391 人	430 人	500 人	550 人	600 人
徘徊高齢者情報配信メール登録者数	1,956 人	2,024 人	2,100 人	2,200 人	2,300 人	2,400 人



第4章 高齢者施策の展開と管理目標

5304 徘徊高齢者等探索サービス事業

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 徘徊行動の見られる認知症高齢者等の家族に GPS を貸し出し、万が一の時対象者の現在位置を探索することで、高齢者の迅速な保護につなげ、事故の防止を図ります。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第4期(実績値)			第5期(目標値)		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込値)	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数 (延べ数)	95 人	135 人	150 人	170 人	190 人	210 人

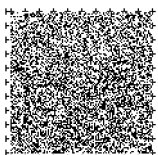
(4)若年性認知症対策の推進

5401 多摩若年性認知症総合支援センター等との連携

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 市内に東京都多摩若年性認知症総合支援センターが設置されている地域特性を活用し、同センター等と連携して、若年性認知症支援に取り組みます。またセーフティネットコールセンターや障害福祉課とも連携し、就労支援等にも取り組みます。					
【担当部署】	高齢福祉課					

5402 企業向け認知症サポーターの養成

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 多摩若年性認知症総合支援センターと連携し、市内企業において企業向け認知症サポーター養成講座を開催し、若年性認知症への理解促進を図るとともに、若年性認知症の人が働き続けられる環境づくりを進めます。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第4期(実績値)			第5期(目標値)		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込値)	R6年度	R7年度	R8年度
企業向け認知症サポーター養成講座開催数	3回	6回	5回	5回	5回	5回



柱6：高齢者が尊厳を保持し、いきがいを持って安全に・かつ 安心して暮らせる支援の充実

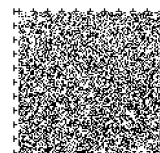
【施策体系】

施策の柱	施策の項目	事業(事業番号)
6. 高齢者が尊厳を保持し、いきがいを持って安全に・かつ安心して暮らせる支援の充実	(1)就労や社会参加の促進	6101～6103
	(2)住まいの支援	6201～6206
	(3)日常生活の支援	6301～6311
	(4)福祉のまちづくりの推進	6401
	(5)災害対策	6501～6503

(1) 就労や社会参加の促進

6101 シルバー人材センターの取組への支援

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 高齢者自らが社会を支える担い手として活躍することが期待されています。シルバー人材センターでの高齢者の就労は、地域や社会に関わる機会にもなり、生きがいの創出や地域活性化の期待もできます。 シルバー人材センターは、高齢者が、その知識及び経験を生かして生きがいを持って暮らしていけるよう、仕事を通じて様々な社会参加の機会を提供しています。 市内の事業所や企業においても、保育や介護などを始めとする様々な分野で働く担い手が不足しており、働く意欲のある高齢者が求められています。市では、日野市シルバー人材センターが行う取組を引き続き支援することで、高齢者の就労と社会参加を促進します。					
	高齡福祉課					
指標	第4期(実績値)			第5期(目標値)		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込値)	R6年度	R7年度	R8年度
会員数	1,534 人	1,587 人	1,590 人	1,600 人	1,616 人	1,632 人
就業実人数	1,259 人	1,307 人	1,335 人	1,348 人	1,364 人	1,380 人
就業率	82.1%	82.3%	84.0%	84.2%	84.4%	84.6%



第4章 高齢者施策の展開と管理目標

6102 介護サポーター制度

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 高齢者が、介護保険施設等に対するボランティア活動や体操・運動活動の支援といった介護サポーターの活動を通じて、元気に暮らせることを目的とし、高齢者自身の社会参加活動を促します。また、介護サポーターの活動は、介護予防に資するため、サポーターへの参加者が増えるよう啓発事業を行います。介護サポーターが行ったボランティア活動に対し、活動ポイントを付与しその実績に応じて、交付金に転換することが可能です。令和6年度以降はコロナ禍からの回復を目指します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第4期(実績値)			第5期(目標値)		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込値)	R6年度	R7年度	R8年度
交付金 申請者数	37人	31人	28人	40人	45人	50人

6103 高齢者ボランティアの相談・紹介システムの整備支援

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 日野市社会福祉協議会に運営費補助金を支出することで、ボランティアセンターの運営を支援するものです。 これにより、地域の元気な高齢者が活躍する場を創出し、地域を支える人材となってもらうことで「互助のまちづくり」の実現を目指します。
【担当部署】	福祉政策課

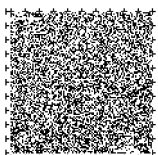
(2)住まいの支援

6201 シルバーピア事業

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 住宅に困窮しているひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯で、自立して日常生活のできる方に対して、高齢者向けに配慮された設備や緊急通報システムを備えた集合住宅があり、引き続き市内10棟に管理人を設置します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第4期(実績値)			第5期(目標値)		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込値)	R6年度	R7年度	R8年度
施設数 戸数	12棟 278戸	12棟 278戸	10棟 243戸	10棟 243戸	10棟 243戸	10棟 243戸

6202 養護老人ホーム

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 65歳以上の者であって、身体上又は精神上若しくは環境上の理由及び経済的理由により、住居において養護を受けることが困難な方が、居住地の首長(福祉事務所が設置の場合は事務所長)の措置により入所できる施設で、市内には1か所50床の施設があります。今後も、措置が必要な高齢者を支援するため、養護老人ホームと連携します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第4期(実績値)			第5期(目標値)		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込値)	R6年度	R7年度	R8年度
施設数 床数	1施設 50床	1施設 50床	1施設 50床	1施設 50床	1施設 50床	1施設 50床



6203 東京都高齢者向け優良賃貸住宅への助成

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 高齢者が安心して居住できるように「バリアフリー化」され、「緊急時対応サービス」の利用が可能な賃貸住宅である「高齢者向け優良賃貸住宅」の事業者に対し、整備や家賃減額に伴う費用の補助を行うもので、市が補助を行っている住宅は1棟(17戸)です。
【担当部署】	高齢福祉課

6204 あんしん住まいる日野

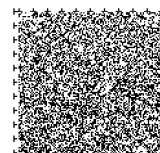
【概要】 及び 【方向性】	【継続】 住宅セーフティネット法に基づき、日野市居住支援協議会が実施する民間賃貸住宅への入居に関する相談窓口です。市・不動産関係団体・居住支援団体が連携を図り、民間賃貸住宅への入居のあっせん及び福祉サービスの紹介等を行います。
【担当部署】	都市計画課

6205 高齢者民間住宅家賃助成

【概要】 及び 【方向性】	【見直し】 民間アパート等に居住する低所得の高齢者世帯に対し、家賃の一部を助成するものです。 令和6年度から制度の見直しを行い、制度の利用促進を進める予定です。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第4期(実績値)			第5期(目標値)		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込値)	R6年度	R7年度	R8年度
世帯数	170 件	159 件	166 件	250 件	250 件	250 件

6206 住宅ストック改修補助

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 市内業者の施工する高齢者・障害者等の住宅におけるバリアフリー対応型工事及び耐震補強工事について、対象経費の一部を助成します。
【担当部署】	都市計画課



第4章 高齢者施策の展開と管理目標

(3)日常生活の支援

6301 自立支援日常生活用具給付

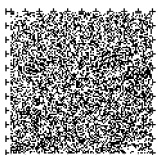
【概要】 及び 【方向性】	【継続】 介護保険において「非該当」の認定を受けた方及び介護予防・日常生活支援総合事業「基本チェックリスト」において用具の給付が必要と認められる高齢者に、腰掛便座、入浴補助用具、歩行支援用具、スロープを給付し、自立を支援する事業です。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第4期(実績値)			第5期(予測値)		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込値)	R6年度	R7年度	R8年度
給付件数	0件	1件	2件	2件	2件	2件

6302 自立支援住宅改修給付

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 日常生活に支障のある高齢者の住宅を改修し、住環境を整えることで生活の拡大・自立を図る事業です。介護保険において「非該当」の認定を受けた方及び介護予防・日常生活支援総合事業「基本チェックリスト」において住宅の改修が必要と認められる高齢者が対象の予防給付と、要支援以上の認定を受けた方が対象の設備給付があります。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第4期(実績値)			第5期(予測値)		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込値)	R6年度	R7年度	R8年度
改修件数	18 件	9件	16 件	18 件	18 件	18 件

6303 在宅ねたきり高齢者等おむつ給付

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 寝たきり又はこれに準ずる(原則要介護4・5)在宅高齢者で、失禁や尿漏れなどでおむつを必要とする方などに、おむつを給付する事業です。令和4年度に対象者の見直しを行い、事業を継続しています。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第4期(実績値)			第5期(予測値)		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込値)	R6年度	R7年度	R8年度
延利用者数	6,509 人	5,328 人	2,700 人	2,700 人	2,700 人	2,700 人



6304 高齢者食事宅配サービス

【概要】 及び 【方向性】	【見直し】 ひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯などで、身体及び健康上の理由により買い物や調理が困難な方に、バランスのとれた安全な食の確保と安否確認のために、食事を配達します。 今後も栄養改善の必要な高齢者向けに安定した食事の提供及び見守り体制の確保は必要と考えますが、見守りを含め民間事業者のサービスが充実している現状を踏まえ、制度の整理、再設計を行います。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第4期(実績値)			第5期(目標値)		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込値)	R6年度	R7年度	R8年度
	昼配食数 夜配食数	58,547 食 20,595 食	54,511 食 23,663 食	56,443 食 27,111 食	55,314 食 27,653 食	41,864 食 28,206 食
						42,701 食 28,770 食

6305 福祉移送サービス事業者補助

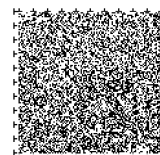
【概要】 及び 【方向性】	【継続】 福祉移送サービス事業者補助では、在宅において一般交通機関の利用が困難な者、下肢が不自由なため外出が困難な者の利便を図るため、福祉車両による移送サービスを行う福祉有償運送事業者に対し、補助を行います。
【担当部署】	高齢福祉課

6306 ねたきり高齢者訪問理容・美容利用券交付

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 65 歳以上の自宅でねたきり状態にある方(要介護4・5)に対して、訪問による理容・美容が受けられる理容・美容利用券を発行します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第4期(実績値)			第5期(予測値)		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込値)	R6年度	R7年度	R8年度
	利用枚数	511 枚	489 枚	480 枚	480 枚	480 枚

6307 身障高齢者機能回復助成

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 身体障害者手帳(1～6級)を所持している 70 歳以上の方に、あんま・マッサージの施術券を発行します。 指定施術院の加入する日野市視覚障害者協会と連携し、引き続き実施します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第4期(実績値)			第5期(予測値)		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込値)	R6年度	R7年度	R8年度
	利用枚数	3,418 枚	3,242 枚	3,000 枚	3,000 枚	3,000 枚



第4章 高齢者施策の展開と管理目標

6308 粗大ごみふれあい収集事業

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 65歳以上の高齢者のみの世帯、身体障害者手帳 1・2 級の者のみの世帯で、自ら運び出しが困難で、身近な人の協力を得ることが困難な方には、収集員が粗大ごみの室内からの運び出しを行います。
【担当部署】	ごみゼロ推進課

6309 ハンディキャップシール・ボックス事業

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 ホームヘルパー等の手伝いが必要とされる方のごみ排出を円滑に行うため、ハンディキャップシール・ボックスを用意しています。使用することにより、指定日以外でも排出することができます。
【担当部署】	ごみゼロ推進課

6310 救急代理通報事業

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 65歳以上のひとり暮らし又は夫婦等の世帯の高齢者であって、日常生活上、常時注意を要する状態にある方の緊急事態の発生を外部(東京消防庁)に通報し、生活の安全を確保します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第4期(実績値)			第5期(目標値)		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込値)	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	44 人	42 人	43 人	45 人	50 人	55 人

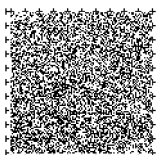
6311 高齢者補聴器購入費助成

【概要】 及び 【方向性】	【新規】 令和5年度から補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。補聴器の利用により、家庭や地域社会との関わりの中でいきいきと活動できるように支援します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第4期(実績値)			第5期(目標値)		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込値)	R6年度	R7年度	R8年度
助成件数	-	-	160 件	200 件	200 件	200 件

(4)福祉のまちづくりの推進

6401 地域の実情に合った便利で効率的な公共交通網の確立

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 交通空白地域を解消することを通じて、障害者や高齢者の外出を促します。また、地域の実情に合った公共交通網を確立し、利用しやすいミニバス及びワゴンタクシーの運行を目指します。
【担当部署】	都市計画課



(5)災害対策

6501 災害時及び災害に備えた地域での避難行動要支援者の支援体制づくり【重点事業】

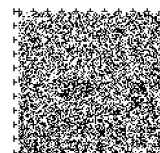
【概要】 及び 【方向性】	【拡充・継続】 災害時要配慮者である高齢者や障害者で、災害時に避難行動に支援が必要な方の名簿(避難行動要支援者名簿)に、真に避難支援が必要な方を登録し、名簿の整備を進めます。さらに、本人の同意を得た上で自治会等の地域に名簿情報を提供するとともに、高齢者を支える地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等の協力を得て、自助の意識の啓発や災害時の呼びかけ等を行い、災害時要配慮者を支援する共助の体制づくりを進めます。 また、避難行動要支援者を対象に、優先度の高い方から個別避難計画を作成していきます。作成に当たっては、関係機関と連携し、実効性のある計画となるよう努めていきます。					
	高齡福祉課・障害福祉課					
指標	第4期(実績値)			第5期(目標値)		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込値)	R6年度	R7年度	R8年度
名簿登録 同意者数	3,077 人	2,917 人	3,050 人	3,100 人	3,200 人	3,300 人

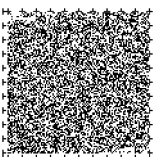
6502 福祉避難所の確保

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 災害時に指定避難所等での生活が困難で、特別の配慮やケアを必要とする高齢者や障害者を対象とした避難所(福祉避難所)を確保します。なお、施設の選定は介護保険課、障害福祉課が行い、協定の締結は、防災安全課が行います。					
	介護保険課・障害福祉課・防災安全課					
指標	第4期(実績値)			第5期(目標値)		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込値)	R6年度	R7年度	R8年度
協定締結施設	24 施設	24 施設	24 施設	26 施設	27 施設	28 施設

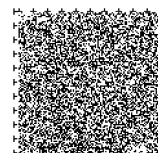
6503 災害時応援協定締結の介護事業所の確保

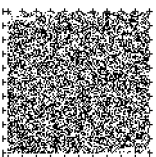
【概要】 及び 【方向性】	【継続】 災害時に、福祉避難所を利用する高齢者や障害者等の安全な避難、安心して避難生活をおくれる支援を実施するため、介護事業所の専門性を有する人材や保有する施設・車両等の提供をいただける介護事業所の確保が必要です。このため、介護事業所と災害時応援協定を締結するなど、協力体制の構築を検討します。なお、施設の選定は介護保険課、障害福祉課が行います。					
	防災安全課・高齡福祉課・介護保険課・障害福祉課					





第5章 介護保険に関する財政見通し





第5章

介護保険事業に関する見込み

本章では、介護保険事業に関する見込みと財政見通しについて整理します。

1 介護保険サービスの見込み量と給付費の推計

第8期事業計画期間中の利用実績や給付費の推移をもとに、基盤整備計画も踏まえサービス種別ごとの利用量と給付費の推計を行いました。

なお、今回の推計は、令和22年度(2040年度)を見据えています。

(1) 被保険者数の推計

65歳～74歳の前期高齢者がゆるやかな増減となる一方で75歳以上の後期高齢者の割合が高まり、第1号被保険者数は今後も増加が予想されます。(人)

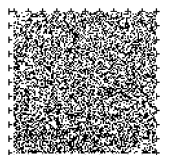
	第8期計画期間(実績値)			第9期計画期間(計画値)			令和 22年度
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
第1号被保険者	46,609	46,638	46,610	46,794	46,969	47,386	57,215
65～74歳	21,278	20,242	19,248	18,643	17,973	18,177	26,744
75～84歳	17,332	18,002	18,667	19,070	19,512	19,300	16,874
85歳以上	7,999	8,394	8,695	9,081	9,484	9,909	13,597
第2号被保険者数	64,982	65,903	66,611	67,012	67,479	67,212	57,310
合計	111,591	112,541	113,221	113,806	114,448	114,598	114,525

※第8期計画期間(実績値)は各年度の10月1日現在の住民基本台帳における人数。

(2) 要介護(要支援)認定者数の推計

第1号被保険者の増加、後期高齢者の増加により要介護・要支援認定者も増加していくと想定しています。(人)

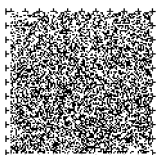
	第8期計画期間(実績値)			第9期計画期間(計画値)			令和 22年度
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
第1号被保険者	9,504	9,830	10,094	10,347	10,735	11,016	13,576
65～74歳	1,000	957	955	914	878	873	1,259
75～84歳	3,474	3,599	3,646	3,758	3,889	3,887	3,260
85歳以上	5,030	5,274	5,493	5,675	5,968	6,256	9,057
第2号被保険者数	183	193	215	222	221	221	189
合計	9,687	10,023	10,309	10,569	10,956	11,237	13,765



(人)

	第8期計画期間（実績値）			第9期計画期間（計画値）			令和 22年度
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
総数	9,687	10,023	10,309	10,569	10,956	11,237	13,765
要支援1	1,992	2,125	2,215	2,343	2,470	2,547	2,851
要支援2	1,426	1,490	1,538	1,573	1,629	1,658	1,982
要介護1	1,728	1,874	1,929	2,019	2,098	2,160	2,597
要介護2	1,469	1,433	1,449	1,424	1,446	1,479	1,885
要介護3	1,197	1,238	1,240	1,271	1,301	1,317	1,683
要介護4	1,079	1,094	1,120	1,164	1,217	1,259	1,701
要介護5	796	769	818	775	795	817	1,066
うち第1号被保険者数	9,504	9,830	10,094	10,347	10,735	11,016	13,576
要支援1	1,976	2,107	2,193	2,319	2,446	2,523	2,830
要支援2	1,405	1,468	1,513	1,548	1,604	1,633	1,961
要介護1	1,701	1,838	1,895	1,981	2,060	2,122	2,564
要介護2	1,434	1,404	1,409	1,387	1,409	1,442	1,854
要介護3	1,163	1,205	1,205	1,235	1,265	1,281	1,653
要介護4	1,056	1,064	1,096	1,131	1,184	1,226	1,672
要介護5	769	744	783	746	767	789	1,042

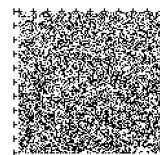
※第8期計画期間(実績値)は厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報(9月末)の人数



(3) 介護サービスの見込み量と給付費の推計

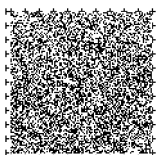
要介護・要支援認定者の増加に伴い利用者数も増加していくと想定しています。

項目	単位	第9期			令和22年度
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
居宅サービス					
訪問介護					
	給付費（千円）	1,175,892	1,201,178	1,219,284	1,672,425
	回数（回）	30,262.0	30,890.4	31,358.7	43,061.8
	人数（人）	1,434	1,453	1,467	1,979
訪問入浴介護					
	給付費（千円）	96,716	101,513	105,219	117,751
	回数（回）	594.7	623.5	646.3	723.2
	人数（人）	134	140	145	162
訪問看護					
	給付費（千円）	588,196	597,619	613,186	745,955
	回数（回）	10,029.3	10,150.3	10,397.1	12,641.6
	人数（人）	1,139	1,153	1,181	1,435
訪問リハビリテーション					
	給付費（千円）	59,725	61,010	62,242	83,199
	回数（回）	1,654.6	1,689.1	1,725.3	2,301.8
	人数（人）	146	149	152	203
居宅療養管理指導					
	給付費（千円）	314,614	326,064	331,892	425,804
	人数（人）	1,804	1,867	1,899	2,436
通所介護					
	給付費（千円）	1,211,433	1,220,003	1,247,056	1,924,283
	回数（回）	13,537.3	13,661.4	13,952.4	21,518.5
	人数（人）	1,460	1,478	1,509	2,325
通所リハビリテーション					
	給付費（千円）	647,408	650,239	666,610	851,512
	回数（回）	5,348.6	5,356.3	5,482.5	6,992.4
	人数（人）	700	702	718	913



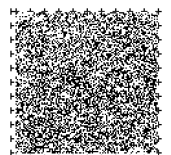
第5章 介護保険事業に関する見込み

項目	単位	第9期			令和22年度
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
短期入所生活介護					
	給付費（千円）	242,236	243,782	246,083	312,609
	日数（日）	2,067.9	2,080.2	2,095.0	2,663.4
	人数（人）	240	241	242	309
短期入所療養介護（老健）					
	給付費（千円）	195,506	194,478	197,027	209,550
	日数（日）	1,265.6	1,261.6	1,278.4	1,348.5
	人数（人）	170	170	172	180
短期入所療養介護（病院等）					
	給付費（千円）	0	0	0	0
	日数（日）	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）					
	給付費（千円）	0	0	0	0
	日数（日）	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0
福祉用具貸与					
	給付費（千円）	540,503	546,439	561,442	740,534
	人数（人）	2,578	2,613	2,676	3,490
特定福祉用具購入費					
	給付費（千円）	20,551	21,002	21,908	35,761
	人数（人）	45	46	48	79
住宅改修費					
	給付費（千円）	33,283	33,864	34,218	33,711
	人数（人）	28	28	28	28
特定施設入居者生活介護					
	給付費（千円）	1,470,257	1,483,868	1,503,316	2,093.907
	人数（人）	576	585	591	825



1 介護保険サービスの見込み量と給付費の推計

項目	単位	第9期			令和22年度
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護					
	給付費（千円）	85,028	92,503	99,870	208,854
	人数（人）	36	39	42	86
夜間対応型訪問介護					
	給付費（千円）	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0
地域密着型通所介護					
	給付費（千円）	368,756	375,965	385,531	479,774
	回数（回）	3,897.7	3,965.6	4,050.5	5,035.3
	人数（人）	494	502	512	638
認知症対応型通所介護					
	給付費（千円）	48,901	52,131	52,131	115,495
	回数（回）	354.5	381.4	381.4	846.5
	人数（人）	23	24	24	57
小規模多機能型居宅介護					
	給付費（千円）	364,357	370,238	376,545	465,205
	人数（人）	130	132	134	164
認知症対応型共同生活介護					
	給付費（千円）	354,267	378,215	385,058	557,860
	人数（人）	105	112	114	165
地域密着型特定施設入居者生活介護					
	給付費（千円）	61,865	61,778	64,247	89,027
	人数（人）	26	26	27	38
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護					
	給付費（千円）	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護					
	給付費（千円）	101,270	103,582	133,941	157,136
	人数（人）	23	24	32	37



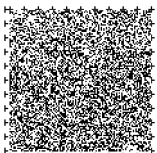
第5章 介護保険事業に関する見込み

項目	単位	第9期			令和22年度
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
施設サービス					
介護老人福祉施設					
	給付費（千円）	2,539,545	2,571,938	2,603,077	3,536,131
	人数（人）	746	754	763	1,037
介護老人保健施設					
	給付費（千円）	1,826,082	1,881,711	1,881,711	2,788,356
	人数（人）	455	467	467	696
介護医療院					
	給付費（千円）	399,819	395,062	395,062	458,100
	人数（人）	83	82	82	96
介護療養型医療施設					
	給付費（千円）	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0
居宅介護支援					
	給付費（千円）	741,190	747,507	757,010	1,009,003
	人数（人）	3,655	3,679	3,722	4,939
介護給付費計（小計） （千円）		13,487,400	13,711,689	13,943,666	19,111,942

給付費：年間累計額

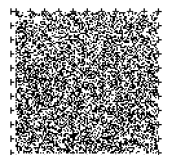
回数、日数：1月当たりの数

人数：1月当たりの利用者数



(4) 介護予防サービスの見込み量と給付費の推計

項目	単位	第9期			令和 22 年度
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
居宅介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護					
	給付費（千円）	0	0	0	0
	回数（回）	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0
介護予防訪問看護					
	給付費（千円）	52,526	53,098	53,098	66,174
	回数（回）	938.1	947.7	947.7	1,178.7
	人数（人）	167	169	169	209
介護予防訪問リハビリテーション					
	給付費（千円）	8,536	8,919	9,290	10,989
	回数（回）	252.7	263.2	273.7	324.1
	人数（人）	25	26	27	32
介護予防居宅療養管理指導					
	給付費（千円）	30,211	30,372	30,499	37,587
	人数（人）	227	228	229	282
介護予防通所リハビリテーション					
	給付費（千円）	76,076	76,211	76,493	105,161
	人数（人）	181	183	183	247
介護予防短期入所生活介護					
	給付費（千円）	2,246	2,249	2,249	3,047
	日数（日）	28.0	28.0	28.0	38.7
	人数（人）	4	4	4	5
介護予防短期入所療養介護（老健）					
	給付費（千円）	1,897	1,900	1,900	950
	日数（日）	13.2	13.2	13.2	6.6
	人数（人）	4	4	4	2
介護予防短期入所療養介護（病院等）					
	給付費（千円）	0	0	0	0
	日数（日）	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0



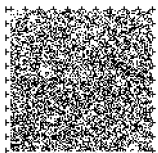
第5章 介護保険事業に関する見込み

項目	単位	第9期			令和22年度
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）					
	給付費（千円）	0	0	0	0
	日数（日）	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与					
	給付費（千円）	79,000	79,083	79,142	100,530
	人数（人）	885	887	889	1,124
特定介護予防福祉用具購入費					
	給付費（千円）	7,117	7,191	7,191	7,623
	人数（人）	18	18	18	19
介護予防住宅改修					
	給付費（千円）	27,715	27,715	27,715	25,498
	人数（人）	25	25	25	23
介護予防特定施設入居者生活介護					
	給付費（千円）	107,323	108,221	108,582	130,238
	人数（人）	118	118	119	142
地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護					
	給付費（千円）	0	0	0	3,337
	回数（回）	0	0	0	32.1
	人数（人）	0	0	0	1
介護予防小規模多機能型居宅介護					
	給付費（千円）	12,730	12,746	12,746	6,952
	人数（人）	11	11	11	6
介護予防認知症対応型共同生活介護					
	給付費（千円）	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0
介護予防支援					
	給付費（千円）	71,666	71,817	74,215	88,158
	人数（人）	1,169	1,170	1,209	1,436
介護予防給付費計（小計） （千円）		477,043	479,522	483,120	586,244

給付費：年間累計額

回数、日数：1月当たりの数

人数：1月当

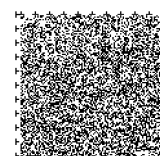


たりの利用者数

(5) 介護サービスと介護予防サービスの給付費の推計

(単位:千円)

	第9期計画期間(計画値)			令和 22年度
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
合計	13,964,443	14,191,211	14,426,786	19,698,186
在宅サービス	7,205,285	7,310,418	7,485,733	10,044,567
居住系サービス	1,993,712	2,032,082	2,061,203	2,871,032
施設サービス	4,765,446	4,848,711	4,879,850	6,782,587



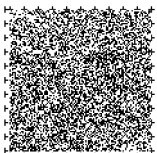
2 令和6年度（2024年度）～8年度（2026年度）の標準給付費見込額

標準給付費見込額の算出にあたっては、総給付費に加え、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を合算した金額が、標準給付費見込額になります。

令和6～8年度の標準給付費見込額

(単位:千円)

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
標準給付費見込額	14,710,362	14,942,465	15,183,158	20,719,930
総給付費	13,964,443	14,191,211	14,426,786	19,698,186
特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	210,566	210,665	210,670	323,235
特定入所者介護サービス費等給付額	210,566	210,665	210,670	323,235
特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	0	0	0	0
高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	463,851	468,489	473,174	608,873
高額介護サービス費等給付額	463,851	468,489	473,174	608,873
高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	0	0	0	0
高額医療合算介護サービス費等給付額	55,828	55,851	55,863	69,222
算定対象審査支払手数料	15,674	16,249	16,665	20,414



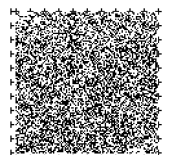
3 地域支援事業費の見込み

地域支援事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業費と、包括的支援事業・任意事業費から構成されます。

令和6～8年度の地域支援事業費見込額

(単位:千円)

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	620,163	624,840	632,312	623,933
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	277,821	279,397	282,396	339,666
包括的支援事業（社会保障充実分）	28,389	28,498	28,761	28,308
地域支援事業費	926,373	932,735	943,469	991,907



4 介護保険財政の制度概要

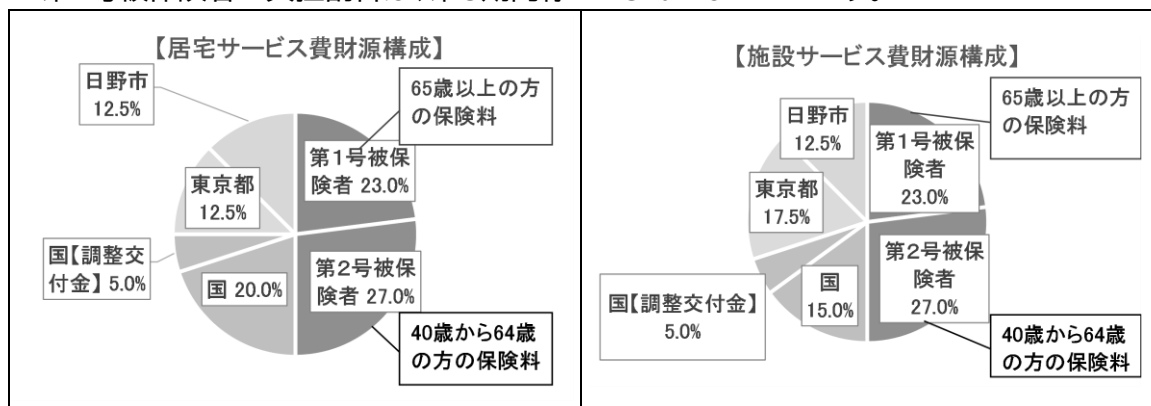
(1) 財源構成

介護保険サービスの保険給付及び地域支援事業の費用については、以下のとおり介護保険料と公費で負担します。

① 標準給付費の財源構成

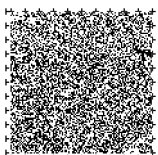
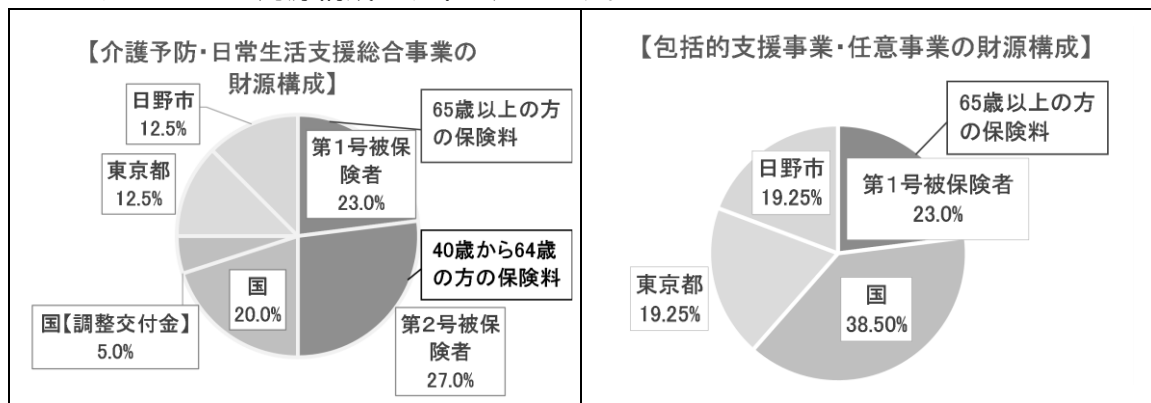
介護保険に関する給付費は、サービスを利用するときの利用者負担分を除き、50%を介護保険料、50%を公費(国、都、日野市)で負担します。

第1号被保険者の負担割合は、第8期同様の23%となっています。



② 地域支援事業費の財源構成

地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」と「包括的支援事業、任意事業」があり、それぞれの財源構成は以下の通りです。



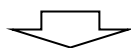
(2) 介護保険料算定の手順

第1号被保険者の介護保険料は、第9期介護保険事業計画期間の地域支援事業費を含む総事業費の23%を第1号被保険者見込み数で割ることにより算出します。

介護保険料算定の手順

① 高齢者人口の推計

住民基本台帳人口をもとに、人口推計を行い、将来の第1号被保険者数を算出します。



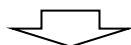
② 認定者数の推計

高齢者の年齢を6段階に分け、年齢ごとの認定率を求め、そこから認定者数を推計します。



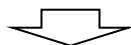
③ 各サービス利用者数の推計

現在の利用をもとに、各サービスの利用者数を推計します。あわせて施設の新設等、市の施策や需要動向を勘案して利用者数・利用率を補正して、将来のサービスごとの推計値を求めます。



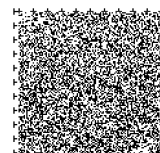
④ 保険給付費・地域支援事業費の推計

令和6～8年までの必要とされる給付費を算定します。あわせて補足給付費や高額介護サービス費等、地域支援事業費の算出を行い、加算して、総事業費を求めます。



⑤ 保険料基準額の決定

④の費用に対して、第1号被保険者の負担割合(23%)を乗じることで、算定上の介護保険基準額を算出し、介護保険準備基金や保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金を活用する場合にはその金額を踏まえ、保険料基準額を決定します。



(3) 人口動態・介護保険制度改正等の保険料への影響

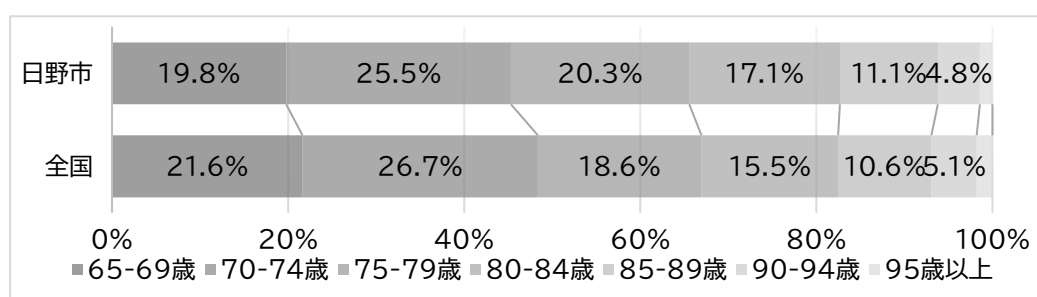
高齢者人口や、介護認定者となる高齢者の増加により、介護保険料が上昇することが見込まれます。

① 要介護等になりやすい、75歳以上や85歳以上の高齢者が増加

日野市では、当面の間は高齢者数自体はそれほど増加しませんが、現在75歳以上の後期高齢者や85歳以上の高齢者が全国平均より高く、今後も増加すると見込まれます。

同じ高齢者でも、75歳以上や85歳以上の高齢者は、一般的には介護保険の認定者になる方の比率が高くなるため、認定者も増加すると見込まれます。そのため、保険料の上昇が見込まれます。

65歳以上人口に占める割合(年齢区分別)



65歳以上人口に占める「75歳以上人口」の割合

日野市	東京都	全国(平均)
54.7%	53.1%	51.6%

資料: 令和4年度要介護認定適正化事業業務分析データ(令和4年1月現在)

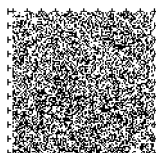
② 調整交付金の交付割合

調整交付金制度は、国が負担すべき25%のうち、所得が低い高齢者が多く、後期高齢者の割合が多い自治体には、25%を超えて国が負担する反面、所得が高い高齢者が多く、後期高齢者あるいは85歳以上高齢者の割合が低い自治体には国の負担率が25%を下回るなど、地域の状況に応じて国の負担率が変化する制度です。

日野市においても、高齢化は進んでいますが、国の高齢化の進展と比較すれば、緩やかであるため、当面の間は調整交付金の比率が標準の5%を下回ることが予想されるため、保険料の上昇が見込まれます。

③ 所得段階設定の変更

介護保険制度令和6年度改正により第9期介護保険計画より、所得段階負担割合が変更になりました。



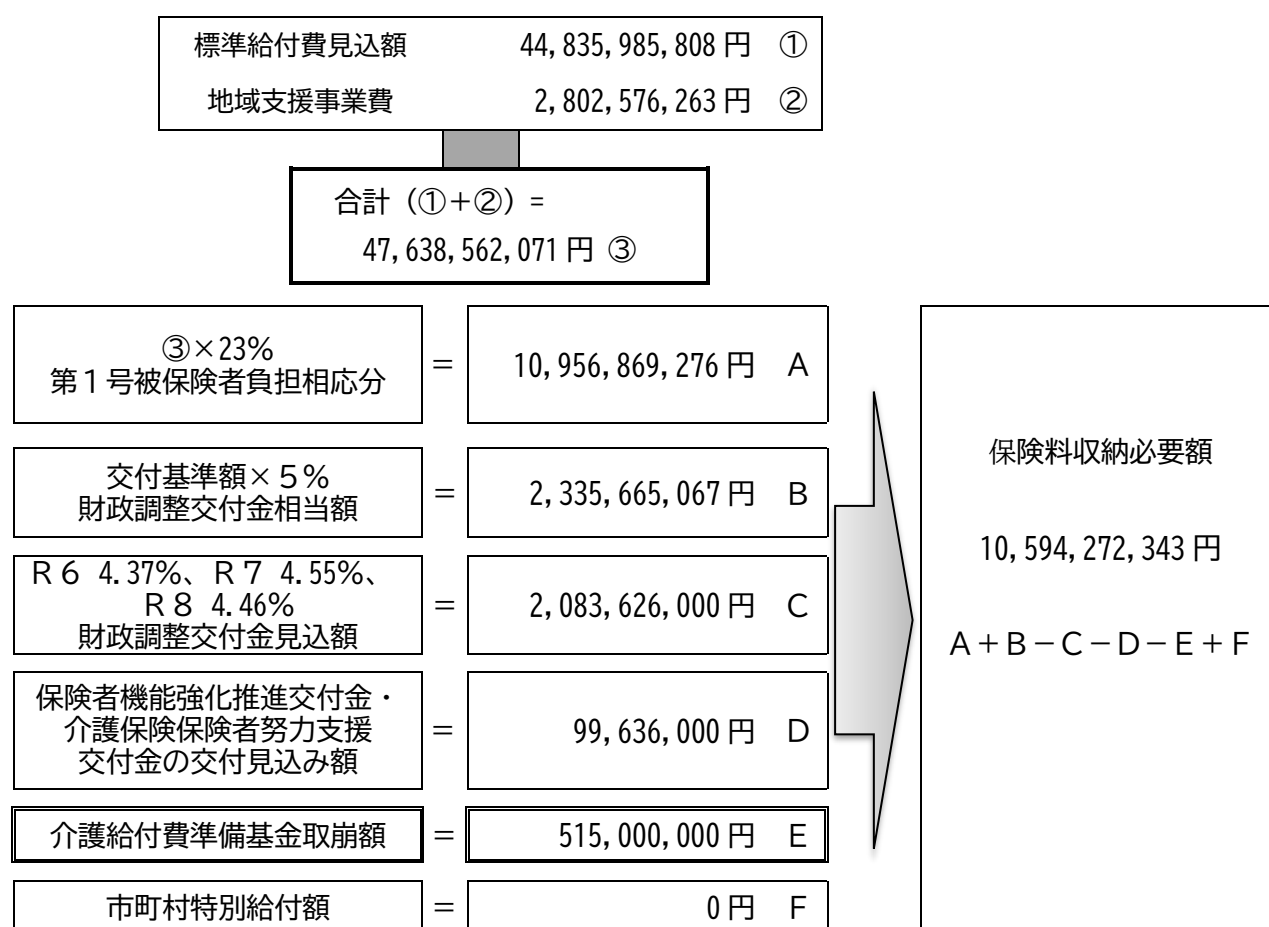
5 介護保険料の算出

標準給付費及び地域支援事業費見込み額をもとに、令和6年度(2024年度)からの介護保険料額を算出します。

(1) 介護保険料収納必要額の算定

令和6年度(2024年度)～8年度(2026年度)までの3年間における第1号被保険者が担う保険料収納必要額を算出します。

保険料収納必要額の算出プロセス



※財政調整交付金とは

国が市町村ごとの介護保険財政の均衡を図るため、決められた指標(75歳以上の高齢者割合、85歳以上高齢者割合等の係数と所得段階別被保険者割合)に基づき交付されます。

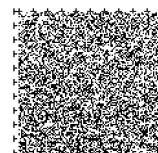
※介護給付費準備基金について

市区町村の条例により設置され、各年度で介護保険財政の黒字が発生した場合、基金に積み立て、逆に赤字の時に取崩し補てんします。

計画策定の段階で積立金の残高がある場合、取り崩すことを前提で保険料の算定を行うと、保険料収納必要額が低くなり、それにより基準額を下げるすることができます。

※保険者機能強化推進交付金等とは

高齢者の自立支援、重度化防止策等に係る交付金で保険者機能強化推進交付金(平成30年度～)と介護保険保険者努力支援交付金(令和2年度～)があります。これらの交付金は保険料負担分に充当することができるため、交付金見込額を含めて算定を行うと、保険料収納必要額が低くなり、それにより基準額を下げるすることができます。



(2) 所得段階設定と推計人口

所得段階	対象者		保険料率 (基準額に対 する割合)	被保険者数の推計 (人)			
				令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
第 1 段階	生活保護受給者		基準額 ×0.285 (0.455)	7,341	7,368	7,434	22,143
	市民税 非課税世帯	公的年金収入額 (※1) + (合計所得金額 (※2)-年金収入に係る所得 (※3)) の額 が 80 万円以下					
第 2 段階		公的年金収入額 (※1) + (合計所得金額 (※2)-年金収入に係る所得 (※3)) の額 が 80 万円超 120 万円以下	基準額 ×0.485 (0.685)	3,638	3,652	3,684	10,974
第 3 段階		公的年金収入額 (※1) + (合計所得金額 (※2)-年金収入に係る所得 (※3)) の額 が 120 万円超	基準額 ×0.685 (0.690)	3,209	3,221	3,250	9,680
第 4 段階	市民税 課税世帯で 本人非課税	公的年金収入額 (※1) + (合計所得金額 (※2)-年金収入に係る所得 (※3)) の額 が 80 万円以下	基準額 ×0.85	5,503	5,523	5,572	16,598
第 5 段階 (基準段階)		公的年金収入額 (※1) + (合計所得金額 (※2)-年金収入に係る所得 (※3)) の額 が 80 万円超	基準額 ×1.00	5,745	5,768	5,819	17,332
第 6 段階	市民税 本人課税	合計所得金額(※2)が 125 万円未満	基準額 ×1.10	5,186	5,205	5,252	15,643
第 7 段階		合計所得金額(※2)が 125 万円以上 190 万円未満	基準額 ×1.25	6,428	6,452	6,509	19,389
第 8 段階		合計所得金額(※2)が 190 万円以上 400 万円未満	基準額 ×1.50	7,020	7,046	7,108	21,174
第 9 段階		合計所得金額(※2)が 400 万円以上 600 万円未満	基準額 ×1.73	1,328	1,333	1,345	4,006
第 10 段階		合計所得金額(※2)が 600 万円以上 800 万円未満	基準額 ×1.88	457	458	462	1,377
第 11 段階		合計所得金額(※2)が 800 万円以上 1,000 万円未満	基準額 ×2.09	237	238	240	715
第 12 段階		合計所得金額(※2)が 1,000 万円以上 1,200 万円未満	基準額 ×2.36	151	152	153	456
第 13 段階		合計所得金額(※2)が 1,200 万円以上 1,400 万円未満	基準額 ×2.62	116	117	118	351
第 14 段階		合計所得金額(※2)が 1,400 万円以上	基準額 ×2.88	435	436	440	1,311
合 計				46,794	46,969	47,386	141,149
所得段階別加入割合補正後被保険者数				48,304	48,484	48,914	145,701

()内は、低所得者軽減保険料の適用前の割合(保険料推計では、軽減前の割合で算定しますが、実際は軽減後の割合で賦課されます。)

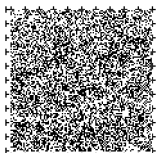
※1 公的年金等収入額…所得税法第35条に規定される、課税の対象となる年金の収入額です。(遺族年金・障害年金は対象になりません。)

※2 合計所得金額…収入から必要経費に相当する金額を控除した額です。(扶養控除や医療費控除等の所得控除をする前の額です。)

第1段階から第5段階の方 給与所得を含む場合は10万円を控除(「所得金額調整控除」の適用がある場合は、当該合計所得金額に「所得金額調整控除」を加えた上で10万円を控除)した額を用います。さらに、土地売却等に係る特別控除がある場合は、当該合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

第6段階から第14段階の方 土地売却等に係る特別控除がある場合は、当該合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

※3 年金収入に係る所得…その年中の公的年金等の収入金額から、公的年金等の控除額を控除した残額です。



(3) 介護保険料基準額の算定

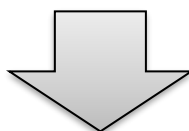
(1)から(2)までの推計値及び所得段階の設定をもとに、令和6年度(2024年度)～8年度(2026年度)の3年間の介護保険料基準額を算出すると、次のようになります。

介護保険基準額の算定プロセス

保険料賦課総額＝	10,691,565,589 円
(保険料収納必要額	10,594,272,343 円÷予定保険料収納率 99.09%
	(令和6年度～令和8年度までの平均予定収納率))

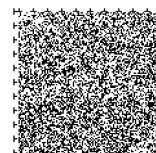
÷

補正第1号被保険者数(3年間 145,701 人)
※補正第1号被保険者数とは、第1号被保険者数合計値に前頁設定の割合を加味し補正した人数です。



年額 73,380 円 ＝(保険料賦課総額 10,691,565,589 円÷補正第1号被保険者数 145,701 人)

月額 6,115 円 ＝(年額 73,380 円÷12 月)



第5章 介護保険事業に関する見込み

第9期介護保険事業計画の保険料見込額(令和6年4月1日～令和9年3月31日まで)

所得段階	対象者		第9期		(参考) 第8期	
			保険料率 (基準額に 対する割合)	保険料 年額 (月額)	保険料率 (基準額に 対する割合)	保険料 年額 (月額)
第1段階	生活保護受給者		基準額 ×0.285	20,910 円 (1,743 円)	基準額 ×0.30	22,014 円 (1,835 円)
	市民税 非課税世帯	公的年金収入額(※1) + (合計所得 金額(※2)-年金収入に係る所得(※ 3))の額が80万円以下				
第2段階		公的年金収入額(※1) + (合計所得 金額(※2)-年金収入に係る所得(※ 3))の額が80万円超120万円以下	基準額 ×0.485	35,580 円 (2,965 円)	基準額 ×0.50	36,690 円 (3,058 円)
第3段階		公的年金収入額(※1) + (合計所得 金額(※2)-年金収入に係る所得(※ 3))の額が120万円超	基準額 ×0.685	50,260 円 (4,189 円)	基準額 ×0.70	51,366 円 (4,281 円)
第4段階	市民税 課税世帯で 本人非課税	公的年金収入額(※1) + (合計所得 金額(※2)-年金収入に係る所得(※ 3))の額が80万円以下	基準額 ×0.85	62,370 円 (5,198 円)	基準額 ×0.85	62,373 円 (5,198 円)
第5段階 (基準段階)		公的年金収入額(※1) + (合計所得 金額(※2)-年金収入に係る所得(※ 3))の額が80万円超	基準額 ×1.00	73,380 円 (6,115 円)	基準額 ×1.00	73,380 円 (6,115 円)
第6段階	市民税 本人課税	合計所得金額(※2)が125万円未満	基準額 ×1.10	80,710 円 (6,727 円)	基準額 ×1.10	80,718 円 (6,727 円)
第7段階		合計所得金額(※2)が 125万円以上190万円未満	基準額 ×1.25	91,720 円 (7,644 円)	基準額 ×1.25	91,725 円 (7,644 円)
第8段階		合計所得金額(※2)が 190万円以上400万円未満	基準額 ×1.50	110,070 円 (9,173 円)	基準額 ×1.50	110,070 円 (9,173 円)
第9段階		合計所得金額(※2)が 400万円以上600万円未満	基準額 ×1.73	126,940 円 (10,579 円)	基準額 ×1.65	121,077 円 (10,090 円)
第10段階		合計所得金額(※2)が 600万円以上800万円未満	基準額 ×1.88	137,950 円 (11,496 円)	基準額 ×1.80	132,084 円 (11,007 円)
第11段階		合計所得金額(※2)が 800万円以上1,000万円未満	基準額 ×2.09	153,360 円 (12,780 円)	基準額 ×2.00	146,760 円 (12,230 円)
第12段階		合計所得金額(※2)が 1,000万円以上1,200万円未満	基準額 ×2.36	173,170 円 (14,431 円)	基準額 ×2.25	165,105 円 (13,759 円)
第13段階		合計所得金額(※2)が 1,200万円以上1,400万円未満	基準額 ×2.62	192,250 円 (16,021 円)	基準額 ×2.5	183,450 円 (15,288 円)
第14段階		合計所得金額(※2)が 1,400万円以上	基準額 ×2.88	211,330 円 (17,611 円)	基準額 ×2.75	201,795 円 (16,816 円)

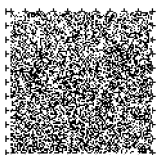
※1 公的年金等収入額…所得税法第35条に規定される、課税の対象となる年金の収入額です。(遺族年金・障害年金は対象になりません。)

※2 合計所得金額…収入から必要経費に相当する金額を控除した額です。(扶養控除や医療費控除等の所得控除をする前の額です。)

第1段階から第5段階の方 給与所得を含む場合は10万円を控除(「所得金額調整控除」の適用がある場合は、当該合計所得金額に「所得金額調整控除」を加えた上で10万円を控除)した額を用います。さらに、土地売却等に係る特別控除がある場合は、当該合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

第6段階から第14段階の方 土地売却等に係る特別控除がある場合は、当該合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

※3 年金収入に係る所得…その年中の公的年金等の収入金額から、公的年金等の控除額を控除した残額です。



6 保険者機能の強化について

第9期介護保険事業計画においても保険者機能の強化を行うため、以下の3点において方針を示します。

(1) 自立支援・介護予防・重度化防止に係る取組と目標

地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等の予防又は軽減若しくは悪化の防止の取組及び目標設定について、本計画では以下のように定めます。

取組	趣旨	施策番号
地域包括ケアシステム・介護保険の普及啓発	地域包括ケアシステム、介護保険制度、認知症等に関する制度の普及と理解を進めます	1101、5101、5102、5201、5202
地域における介護予防活動の推進	各種介護予防活動について推進します。	3105、3106、3201、3203
地域ケア会議・生活支援体制整備協議体の開催	地域ケア会議や生活支援体制整備の充実を図ります	1102、1301

(2) 介護給付の適正化

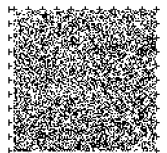
介護給付等に要する費用の適正化に関し、市が取り組むべき施策に関する事項を以下のように定めます。

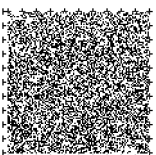
- ① 要介護認定の適正化…施策番号2301
- ② ケアプランの点検…施策番号2302
住宅改修・福祉用具の訪問による調査…施策番号2303
- ③ 縦覧点検や医療情報との突合…施策番号2304

(3) 保険者機能強化推進交付金及び市町村介護保険保険者努力支援交付金の獲得

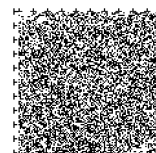
高齢者の自立支援、介護予防、重度化防止策等に必要な取組内容に応じ交付されるもので、令和4年度日野市の交付基準額は26市中9番目でした。

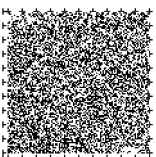
交付金の獲得は介護保険料に影響するため、今後も対象事業の取組を強化していきます。





第6章 計画の推進のために





第6章

計画の推進のために

本計画は、高齢者を取り巻く保健・医療・福祉・介護分野のほか、社会参加や生きがいづくり、まちづくり、住宅、防災等、様々な分野にわたる事業の展開について定めています。

これらの事業を推進し、「いつまでも安心して自分らしく暮らせるまち 日野」を実現するには、日野市のみならず市民、事業者、関係機関・団体等が力をあわせて取り組む必要があります。

1 「諸力融合」を実現するため

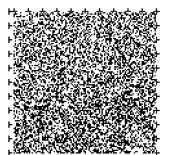
「諸力融合」とは、市民、企業、学生、団体など未来への責任を共有する全ての人が、互いの立場を尊重しながらそれぞれの持つ力をつなげ、一つの大きな力となって困難を乗り越えることで、可能性に満ちた未来を切り拓いていくことを示しています。

(1) 市民

市民一人ひとりが健康づくりや介護予防、福祉に対する認識を持ち、誰もが安心して暮らすことができるような地域共生社会の実現を目指します。

平成29年(2017年)1月に制定された「日野市高齢者憲章」の考え方にに基づき、意欲と経験のある高齢者は、社会の大切な担い手として活躍していくとともに、支援の必要な高齢者は、周囲の人々や社会がしっかり支えていくことを目指しています。

そのため、高齢者自身が健康の保持・増進に努めるとともに、一人ひとりが介護予防の必要性を理解し、多様な活動に取り組みながら、趣味や学習、社会参加等の活動だけでなく、豊富な経験や技能等を社会に還元し、ボランティア活動に積極的に参加することも求められています。



(2) 自治会

日野市においても、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯が増加しており、高齢者の孤立が憂慮されています。

高齢者が地域においていきいきと暮らし続けられるようにするためには、地域住民による支え合いが重要となっており、その中でも自治会による支えは大きなものであり、また自治会活動の担い手としての高齢者の役割も大きくなっています。

平成23年(2011年)に発生した東日本大震災を契機に、市民の防災に対する関心は高まっており、日野市では、避難行動要支援者支援のため、自治会への名簿提供も進んできているなど、高齢者と自治会との関係は非常に密接になっています。

(3) 団体

平成29年(2017年)1月に従来の日野市老人憲章を見直して制定された「日野市高齢者憲章」によれば、「高齢者は、知識や能力を活かして社会で活躍し、知恵や経験を次の世代に伝えます」「高齢者には、健康維持と生きがいをつくるため、社会参加の道が開かれます」などと位置づけられています。

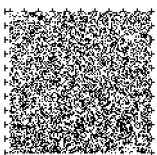
この「高齢者憲章」にうたわれた姿を実現するためには、一人ひとりが個々に活動する方法もありますが、高齢者の活動を支える団体等の活動を活用して自己実現を図ることや高齢者の知恵や経験を団体の活性化につなげるような仕組みづくりが重要です。

そのためには、老人クラブやシルバー人材センターなどの高齢者関係団体は、新たに高齢者となる方とともに活動するような取組を強化することが望まれています。

医師会を始めとする医療関係団体や介護関係団体については、行政も交えながら市民が安心して在宅療養生活を送れるよう、医療と介護の連携の仕組みをより充実させることが期待されます。

一方、社会福祉協議会などの地域における福祉関係者や関係機関が連携し、地域の支援の輪を拡大することが求められます。

また、地域で多様な活動を展開しているボランティア団体やNPO法人は、それぞれの活動団体などが有している特性や地域資源を生かし、積極的に地域と関わり互いに連携することが期待されます。



(4) サービス提供事業者等

高齢者が安定した生活を営み、安心してサービスを利用するためには、事業者等が地域に密着し、健全に発展していくことが不可欠です。

そのためには、計画的に介護人材の確保・育成を図ることで、サービスの質の向上と信頼をさらに高める必要があります。

一方、市内の全ての事業者に期待されることは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、65歳までの定年の引き上げや継続雇用に取り組み、高齢者の働く場を確保することが求められています。また、事業者自らが地域社会の構成員であるという自覚のもとに、地域に貢献することも期待されます。

(5) 市

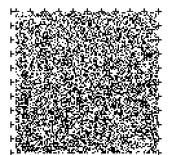
日野市の役割は、市民の福祉の向上を目指して、公平、公正かつ長期的な視点から、高齢者福祉施策を総合的・一体的に推進することです。

その実現のためには、日野市は、不断の努力をもって以下に取り組むことが求められています。

幅広く情報を収集し、市民ニーズ、サービス供給市場の現状及び社会情勢を的確に把握するために、広範なデータの解析、検討を行います。

把握した市民ニーズ、長期的な視点、公平性の観点、補完性の原則及び財政上の制約を踏まえ、市民ニーズに応えるための施策を検討します。

日野市が直接施策を実施するより、地域社会や団体、サービス提供事業者等で取り組むことがより効果的であるものについては、主体的に取り組むことが容易となるような条件整備に努めます。



2 計画の進行管理

(1) 推進体制

各計画に定めた目標(制度の新設改廃、検討事項、計画値)が、計画期間中に着実に達成されるよう、次のとおり推進体制を定めます。

① 推進主体

本計画については、日野市健康福祉部高齢福祉課・介護保険課が、各所属及び関係団体と連携し、推進します。

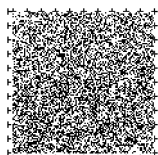
② 推進方法

- ・毎年度、重点事業等に関する次年度における取組内容について、「年度実行計画」を予算編成と併せて定めます。
- ・当該年度に、年度実行計画の進捗について高齢福祉課・介護保険課内で確認します。
- ・年度実績確定後、本計画における達成状況を確認し、報告書を作成します。
- ・今後計画の目標値と実績値が乖離した場合には、その原因の検討を行うなど、事業の進捗管理を適正に実施します。
- ・上記の取組過程において、進捗状況や社会情勢の変化等による本計画への変更事項が必要になった場合、随時年度実行計画へ反映するものとします。

(2) 計画の進行管理体制

① 評価期間

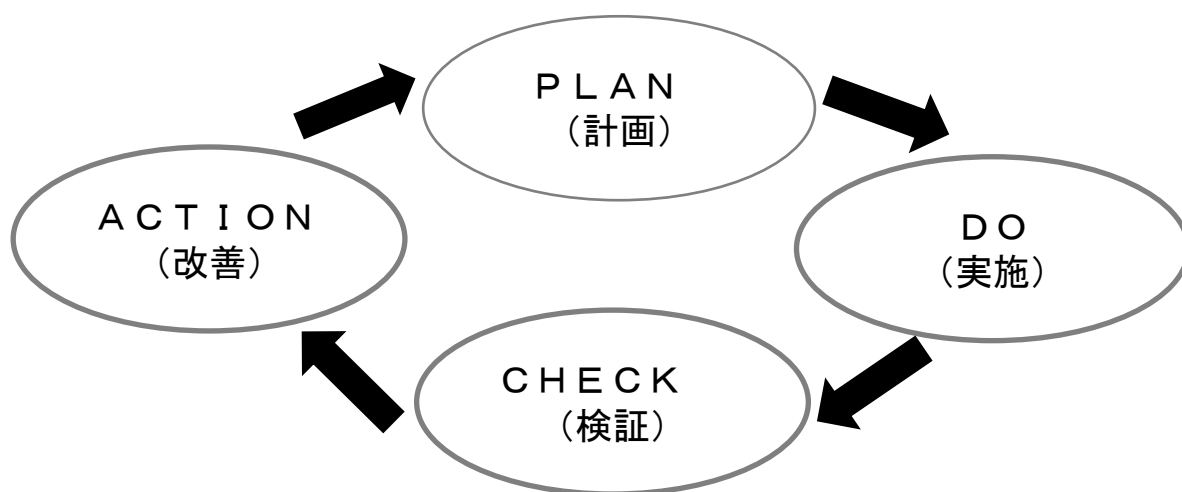
- ・本計画の進捗状況については、日野市介護保険運営協議会において、年度ごとに検証と評価を行います。
- ・これにより、本計画の内容について策定段階から検討してきた組織において、十分に検証されることが期待できます。また、第三者による客観的な進行管理を行うことができます。



② 評価方法

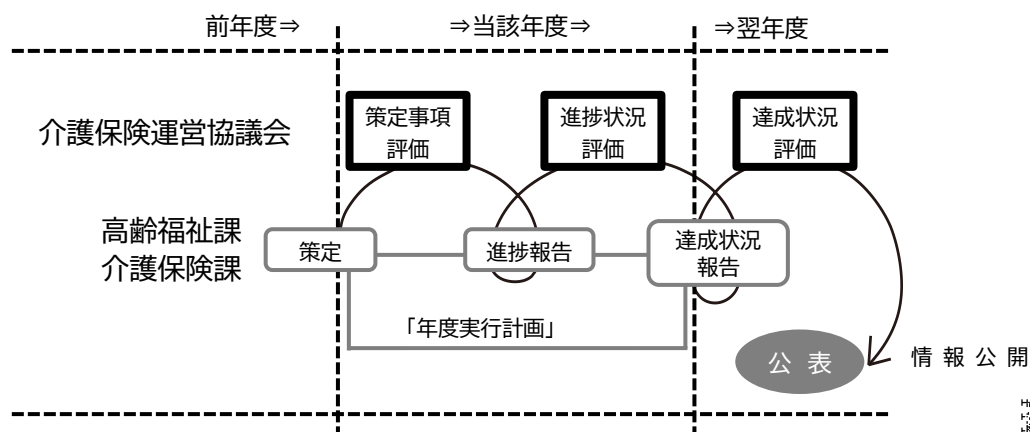
- ・年度当初に、計画期間中に本計画の目標が達成可能かという視点から、前年度の実績をもとに高齢福祉課・介護保険課の定める年度実行計画が妥当であるか、介護保険運営協議会が評価します。見える化システムを活用することで、各種指標を把握し、周辺市と適宜比較しながら分析します。
- ・評価にあたっては、PDCAの考え方に基づき、「介護保険見える化システム」を適宜活用することで、介護サービスの分析等も行います。

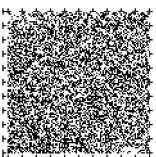
【PDCAの考え方】



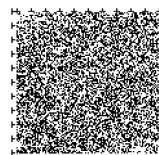
(3) 情報公開

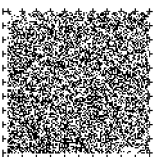
- ・進行管理を行う日野市介護保険運営協議会は、市民の方に傍聴いただくことができます。
- ・本計画の進行管理の結果については、市の広報やホームページ等を通じ、公表します。

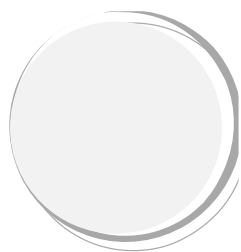




資料編







資料編

1 日野市介護保険運営協議会

(1) 要綱

日野市介護保険運営協議会設置要綱

平成 18 年 5 月 22 日
制定

改正 平成 23 年 6 月 16 日 平成 24 年 11 月 21 日
平成 28 年 3 月 31 日 平成 30 年 3 月 27 日
令和 5 年 4 月 1 日

(設置)

第1条 日野市の介護保険事業の円滑な運営及び介護保険サービスの向上を図るため、日野市介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 日野市介護保険事業計画の策定と進捗状況の検証及び評価に関する事項
- (2) 日野市の介護保険事業の推進と高齢者福祉向上のために必要な事項
- (3) その他介護保険事業に関して市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 協議会の構成委員は、次に掲げる委員 20 人以内で組織し、市長が委嘱する。

- (1) 市民委員(介護保険の被保険者)
- (2) 社会福祉関係の学識経験者
- (3) 保健・医療機関が推薦する者
- (4) 介護保険サービス提供事業者の代表者
- (5) 地域における福祉関係団体の代表者
- (6) 行政職員

2 市民委員は、3人を一般公募により選出する。

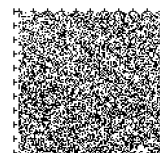
(任期)

第4条 委員の任期は、就任の日から当該就任の日の属する年度の翌々年度の3月 31 日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。



4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営協議会は、会長が招集する。

2 会長は、運営協議会の議長となる。

3 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、意見を聴くことができる。

(謝礼)

第7条 委員が運営協議会に出席したときは、別に定める所定の金額を謝礼金として支払う。ただし、日野市の職員等には支払わない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部介護保険課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 18 年5月 22 日から施行する。

付 則(平成 23 年6月 16 日)

この要綱は、平成 23 年6月 16 日から施行し、この要綱による改正後の日野市介護保険運営協議会設置要綱の規定は、平成 23 年6月1日から適用する。

付 則(平成 24 年 11 月 21 日)

この要綱は、平成 24 年 11 月 21 日から施行し、この要綱による改正後の日野市介護保険運営協議会設置要綱の規定は、平成 24 年 10 月1日から適用する。

付 則(平成 28 年3月 31 日)

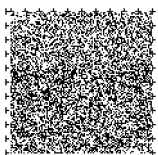
この要綱は、平成 28 年4月1日から施行する。

付 則(平成 30 年3月 27 日)

この要綱は、平成 30 年4月1日から施行する。

付 則(令和5年4月1日)

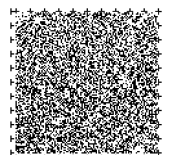
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。



(2) 名簿

令和5年5月1日現在

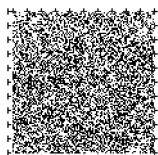
NO	選出区分	氏 名	団 体・役 職 名
1	市民委員	宮内 寿彦	市民委員
2		成舞 春雄	市民委員
3		組山 克郎	市民委員
4	学識経験者	天田 城介	中央大学文学部教授
5		日高 絢子	弁護士
6	保健・医療関係 機関の代表者	野田 清大	日野市医師会代表・理事
7		望月 諭	日野市医師会代表・理事
8		染谷 匡	日野市歯科医会代表・ 東京都八南歯科医師会日野支部
9		伊藤 威	日野市薬剤師会代表・ 一般社団法人南多摩薬剤師会 理事
10		倉下 美和子	南多摩保健所 保健対策課
11		野田 恵子	日野市訪問看護ステーション協議会代表
12	介護保険サービ ス提供事業者の 代表者	柴谷 秀孝	日野市介護保険関連施設連絡協議会代表
13		石岡 基	日野市在宅介護事業者協議会代表
14		菅原 拓	ひのケアマネ協議会代表
15	地域における福 祉関係団体の代 表者	大久保 江理	日野市社会福祉協議会 地域支援係
16		落合 恵子	地域包括支援センター代表(すてっぷ・所長)
17	行政職員	志村 理恵	日野市健康福祉部参事



(3) 検討経過

令和5年度 高齢者福祉総合計画策定 検討経過

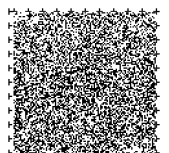
	日時・場所	審議事項
第1回	令和5年 7月6日(木) 505会議室	1. 第5期日野市高齢者福祉総合計画のための基礎調査の結果について 2. 第4期日野市高齢者福祉総合計画の進行管理(令和4年度実績・令和5年度計画)について 3. 第5期日野市高齢者福祉総合計画骨子案について ・骨子案の検討
第2回	令和5年 8月14日(月) ※書面開催	1. 第5期日野市高齢者福祉総合計画について ・計画案(第1章～第4章)の検討
第3回	令和5年 10月30日(月) 505会議室	1. 第5期日野市高齢者福祉総合計画について ・計画案(第1章～第4章)の検討 ・介護給付及び介護保険料の見込みについて
第4回	令和5年 11月20日(月) 504 会議室	1. 第5期日野市高齢者福祉総合計画について ・計画案(第5章～第6章)の検討 ・介護給付及び介護保険料の見込みについて
第5回	令和6年 1月25日(木) 505 会議室	1. 第5期日野市高齢者福祉総合計画について ・パブリックコメントの結果について
第6回	令和6年 2月19日(月) 505 会議室	1. 第5期日野市高齢者福祉総合計画について ・パブリックコメントへの回答について ・計画最終案の審議



2 計画の体系組替え表

第5期計画を策定するにあたり、施策体系を下記のとおり組み替えました。

第4期日野市高齢者福祉総合計画		第5期日野市高齢者福祉総合計画の体系		変更事項
施策の柱	施策の項目	施策の柱	施策の項目	
1. 複合的な課題に対応できる地域包括ケアシステムの構築	(1)地域包括支援センターの充実と包括的な相談・支援体制の構築	1. 複合的な課題に対応できる地域包括ケアシステムの推進	(1)地域包括支援センターの充実と重層的・包括的な相談・支援体制の構築	
	(2)生きがい創出と担い手の人材発掘と育成		(2)生きがい創出への担い手の人材発掘と育成	
	(3)地域の支え合い体制の整備		(3)地域の支え合い体制の整備・充実	
			(4)権利擁護の推進	権利擁護は、地域包括ケアシステムの中で、各関係機関と協力して実施されることから、柱5より権利擁護の項目を移行
2・介護を支える担い手の確保と介護保険事業サービスの充実	(1)介護人材の確保	2. 介護を支える担い手の確保と介護保険事業サービスの充実	(1)介護人材の確保	
	(2)介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)		(2)施設・居住系サービスの充実	居住系、施設系サービスを一覧化し、統一的に施策を推進するために項目を統一
	(3)居住系サービスの充実		(3)サービスの質の確保と向上	
	(4)施設サービスの充実		(4)介護家族支援	
	(5)サービスの質の確保と向上			
	(6)介護家族支援			
		3. 高齢者のフレイル予防と介護予防の推進	(1)フレイル予防の推進	介護予防、フレイル予防については、今後の中心的な課題となるため、柱として独立
			(2)介護予防・重症化予防の推進	
3. 医療と介護との有機的なネットワークの構築	(1)在宅療養の支援体制の充実	4. 在宅療養体制の推進	(1)患者やその家族を取り巻く療養環境の整備	在宅療養支援課が高齢福祉課に統合されたことに伴い、「日野市在宅療養体制構築のための基本方針」の内容を取り込んだ体系とした
	(2)有機的なネットワークの整備		(2)医療と介護の有機的なネットワークの整備	
	(3)緊急時における支援体制の充実			
4. 認知症や軽度認知障害(MCI)の当事者とその家族を支える仕組みの充実	(1)認知症の早期診断、適切な医療及び介護の提供、相談体制の確立	5. 認知症の当事者とその家族を「共生」と「予防」の両面で支える仕組みの充実	(1)認知症の早期診断、早期対応及び相談体制の充実	柱5、6の内容を整理し統合
	(2)認知症の理解促進		(2)認知症の周知啓発と共生への理解促進	
	(3)認知症当事者及び介護者への支援		(3)認知症当事者及び介護者への支援	
	(4)若年性認知症対策の推進		(4)若年性認知症対策の推進	
5. 高齢者が尊厳を保持し、健康で自立した生活を営むための支援の充実	(1)高齢期の健康づくりの推進	6. 高齢者が尊厳を保持し、いきがいを持って安全に・かつ安心して暮らせる支援の充実		
	(2)健診体制の整備			
	(3)就労や社会参加の促進		(1)就労や社会参加の促進	
	(4)住まいの支援		(2)住まいの支援	
	(5)日常生活の支援		(3)日常生活の支援	
	(6)権利擁護の推進			
	(7)福祉のまちづくりの推進		(4)福祉のまちづくりの推進	
6. 高齢者の安心・安全の確保	(1)災害対策		(5)災害対策	
	(2)感染症予防対策の周知徹底とフレイル等の進行予防			
	(3)居宅内での安全確保			



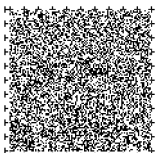
日野市高齢者憲章

(平成 29 年 1 月 1 日制定)

わたくしたち日野市民は、日野市民憲章の趣旨を大切にしまちづくりを進めて参ります。

高齢化が進む中、意欲と経験のある高齢者は、社会の大切な担い手として活躍し、支えの必要な高齢者は、周囲の人々や社会がしっかり支え、全ての高齢者がいつまでも健康で明るく幸せにくらしていけることを願って、この高齢者憲章を定めます。

- 1 全ての市民は、長く社会につとめた先輩として、高齢者を敬愛します。
- 2 高齢者は、家庭及び地域や社会の一員として、共に支え合います。
- 3 高齢者は、家庭及び地域や社会により、健康と明るいくらしが守られます。
- 4 高齢者は、知識や能力を活かして社会で活躍し、知恵や経験を次の世代に伝えます。
- 5 高齢者には、健康維持と生きがいをつくるため、社会参加の道が開かれます。



第5期日野市高齢者福祉総合計画
令和6年度～8年度

令和6年3月発行

発行：日野市

〒191-8686 東京都日野市神明1丁目12番地の1

健康福祉部 高齢福祉課

電 話：042-514-8495、042-514-8496

F A X：042-583-4198

健康福祉部 介護保険課

電 話：042-514-8509、042-514-8519

F A X：042-583-4198

